

第2部 動向編

第Ⅱ章

農業の持続的発展

第Ⅱ章 農業の持続的発展

第1節 多様な農業者による農業経営の推進

(1) 意欲ある多様な担い手の確保・育成

ア 認定農業者^{*}の現状

平成28年3月末現在で5万1,158経営体が認定

認定農業者は、自ら効率的かつ安定的な農業経営を目指す者であるとともに、地域の担い手として期待されており、農地の集積・集約化の促進や経営所得安定対策、低利融資、税制特例等の支援の対象となります。

認定農業者制度は、農業者の自主的な申請に基づき市町村等地域の関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着・普及しており、農林水産省では認定農業者制度の活用を推進しています。

管内における認定農業者の認定状況をみると、高齢化の進展などにより近年は漸減傾向にありましたが、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入希望が増えたこと等により、前年と比べ2,185経営体増加し、416市町村において51,158経営体が認定されており、このうち法人経営は全体の7.1%に当たる3,623法人が認定されています。

都県の主な認定状況をみると、茨城県が8,481経営体、栃木県が8,045経営体、長野県が6,933経営体などとなっています（表2-II-1）。

表2-II-1 認定農業者の認定状況（平成28年3月末）

都県名	基本構想策定市町村数 ①	認定市町村数 (実数) ②	認定農業者数 ③	③のうち法人 ④	③のうち共同申請 ⑤
茨城県	44	44	8,481	530	335
栃木県	25	25	8,045	317	530
群馬県	35	34	4,847	493	279
埼玉県	60	60	5,028	296	244
千葉県	53	53	6,541	548	588
東京都	38	37	1,506	16	286
神奈川県	30	29	2,042	175	38
山梨県	27	23	2,252	165	70
長野県	77	77	6,933	691	210
静岡県	34	34	5,483	392	294
関東農政局管内計	423	416	51,158	3,623	2,874
全国	1,663	1,628	246,085	20,532	12,157

資料：管内は関東農政局調べ、全国は農林水産省調べ

注：1) 認定市町村数とは、農業経営改善計画の認定を行った市町村である。

2) 共同申請とは、同一世帯等で複数の者により共同で農業経営改善計画の認定を受けた者である。

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が（地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容として）策定した基本構想の目標を目指して農業者が農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者及び特定農業法人で認定農業者とみなされている法人である。

當農類型別の認定状況については、28年3月末現在、単一経営が30,410経営体（構成比59.4%）、複合経営が20,748経営体（同40.6%）となっています。管内の単一経営における上位3位の當農類型は「露地野菜」、「施設野菜」、「稻作」となっており、この3部門で17,471経営体と単一経営全体の57.5%を占めています（表2-II-2）。

表2-II-2 管内における當農類型別認定状況（平成28年3月末）

（単位：件数）

當農類型	農業経営改善計画認定数 ①	①のうち法人	
		②	③
単一 経営 當農	稻作	4,660	274
	麦類作	53	33
	雜穀・いも類・豆類	149	39
	工芸農作物	1,501	105
	露地野菜	7,765	318
	施設野菜	5,046	320
	果樹類	4,455	145
	花き・花木	2,325	241
	その他の作物	603	174
	酪農	1,881	174
	肉用牛	818	138
	養豚	746	357
	養鶏	342	215
	その他の畜産	66	26
	小計	30,410	2,559
複合経営	計	20,748	1,064
総計		51,158	3,623

資料：関東農政局調べ

注：1) 単一経営とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門（作物）の販売金額が農産物総販売金額の80%を占める経営をいう。

2) 複合経営とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門（作物）の販売金額が農産物総販売金額の80%に満たない経営をいう。

イ 法人経営の現状と法人化の推進

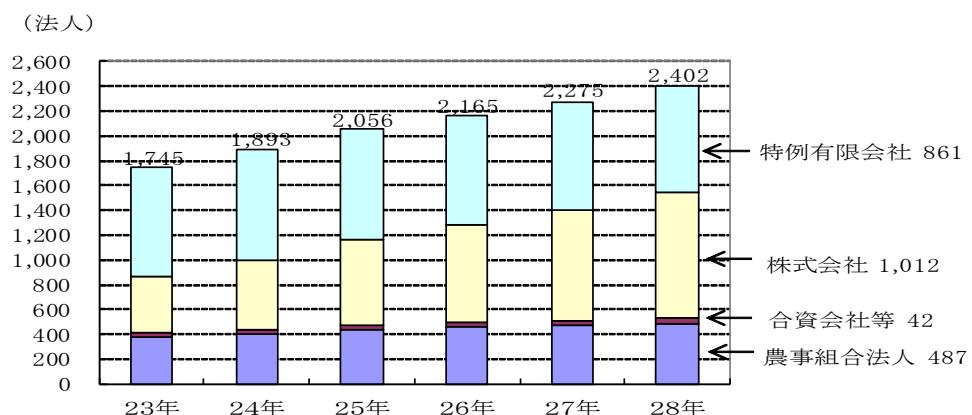
農地所有適格法人は管内で2,402法人、農地所有適格法人以外の法人の農業参入は634法人

(ア) 農地所有適格法人の現状

農業経営の法人化は、農業者や法人自らが経営体としての意識改革を進め、主体性をもって経営改善に取り組んでいくことにより、農業経営の継続性の確保や発展につながることが期待されることから、農林水産省では農業経営の法人化を推進しています。

管内の農地所有適格法人は、平成28年1月1日現在で2,402法人となり、前年(2,275法人)に比べて127法人増加しました(図2-II-1)。

図2-II-1 農地所有適格法人数の推移(関東農政局管内 平成23年～28年)



組織形態別では、株式会社が1,012(897(前年。以下同様))法人と最も多く、総数の約42%を占めており、次いで特例有限会社^{*}が861(867)法人、農事組合法人が487(474)法人、合資会社等が42(37)法人の順となっており、株式会社の増加数の伸びが大きくなっています。なお、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点から、平成28年4月に施行された改正農地法では、農業関係者以外の者の保有できる議決権の拡大(総議決権の4分の1以下から2分の1未満)などの措置が講じられています。

作目別では、そ菜が803(764)法人(33%)、米麦作が684(638)法人(28%)と多くなっており、次いで畜産272(255)法人(11%)の順となっています(表2-II-3)。

* 「特例有限会社」…平成18年5月1日の会社法施行に伴い、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下、「整備法」という。)により有限会社法が廃止、会社法施行日に存在する有限会社は整備法第2条において株式会社として位置付けられ、原則として株式会社に関する規定が適用された。ただし、整備法では会社法施行後も引き続き有限会社法の規定の適用を認める経過措置(第3条以降)を設けており、この特例が認められる会社を「特例有限会社」という。

表2-II-3 関東農政局管内の作目別農地所有適格法人数（平成28年1月1日現在）

(単位：件数)

	米麦	果樹	畜産	そ菜	工芸	花き	その他	合計
特例有限会社	166	61	148	279	41	113	53	861
農事組合法人	302	22	41	58	13	16	35	487
株式会社	205	125	80	448	31	60	63	1,012
合資会社等	11	7	3	18	2	0	1	42
合計	684	215	272	803	87	189	152	2,402

資料：関東農政局調べ

注：作目区分は、主たる（粗収益の50%以上）作目による。いずれも50%に満たないものは「その他」としている。

(イ) 農地所有適格法人以外の法人の農業参入の状況

農地所有適格法人以外の法人の農地の貸借による農業参入については、平成17年に創設された特定法人貸付事業により開始され、平成21年改正農地法（21年12月施行）において全ての農地を対象として貸借の規制を緩和し、一定の要件の下に農地所有適格法人以外の法人が農地を借りられる措置が講じられました。これにより、例えば、農産物加工や飲食店を営む食品関連産業、まちづくりや福祉活動を行うNPO法人※、建設業及び製造業等の多様な業種の法人が農業に参入しています。

農地法の改正後、新たに農業参入した法人数は、管内では平成28年6月末現在、634法人となり、平成27年6月末現在より109法人の増加となりました。

組織形態別にみると、株式会社が404（325（27年6月末。以下同様））法人と最も多く、次いでNPO法人等163（141）法人、特例有限会社67（59）法人の順となっています（表2-II-4）。

また、業務形態別にみると、食品関連産業が161（143）法人（25%）と最も多く、農業・畜産業は149（107）法人（24%）で約5割を占めています。全国もほぼ同様の傾向ですが、比較すると食品関連産業の割合が高く、建設業が低くなっています（図2-II-2）。

表2-II-4 農地所有適格法人以外の法人の組織形態別の参入状況

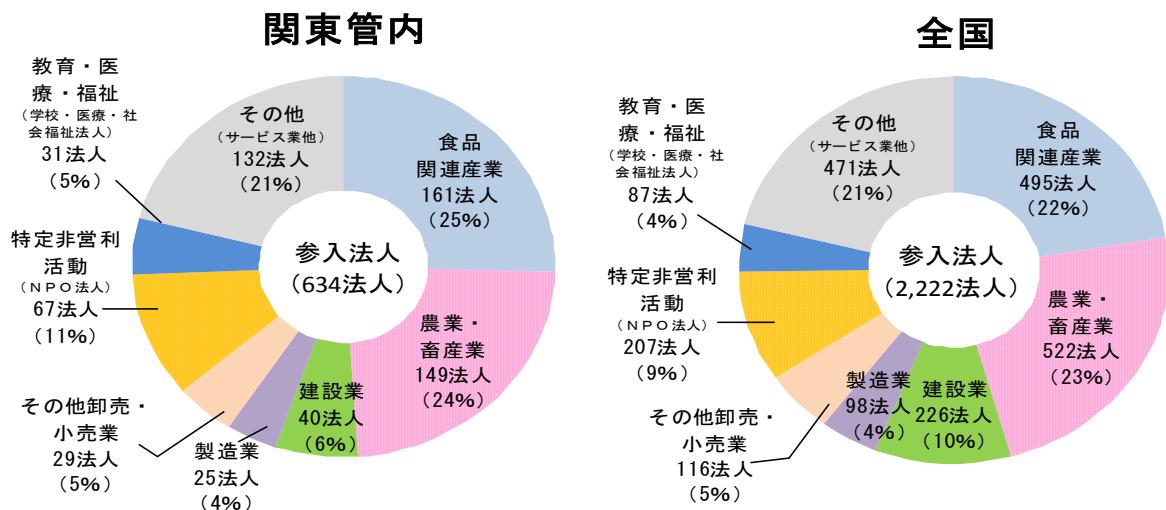
(単位：件数)

	参入 法人数	組織形態別（法人）		
		株式会社	特例有限会社	NPO法人等
関東管内	634	404	67	163
全国	2,222	1,395	273	554

※ 「NPO法人等」とは、NPO法人の他、社会福祉法人、合名・合資・合同会社、社団法人、財団法人、農事組合法人、医療法人、協同組合、企業組合、その他自治体等を含む。

「その他（サービス業他）」とは、サービス業、造園業、福祉、運送業等を含む。

図2-II-2 農地所有適格法人以外の法人の業務形態別の参入状況



資料：関東農政局調べ、全国は農林水産省調べ（平成28年6月末現在）

（ウ）法人化の推進

法人経営には、家計と経営の分離による経営管理能力の向上、財務諸表の作成による対外信用力の向上が図られるとともに、社会保険の適用等による農業従事者の福利厚生面の充実、経営継承の円滑化等のメリットが多いため、法人化を推進していくことが重要です。

このため、農業経営の法人化に向けて、都道府県レベルにおいて、税理士、中小企業診断士、地域金融機関などの経営に関する専門家による支援体制を整備し、法人化や経営改善に関する課題を抱える農業者の相談への対応や専門家の派遣などの取組を行っています。

関東農政局としても、このような取組を支援するため、都県と連携して法人化に関わる情報の共有化を図ることを目的として農業経営法人化推進部会を設置し、農業経営の法人化の現状と課題等について協議するとともに、都県に設置された法人化支援体制の会議や研修会等に講師として参加し、法人化に関する施策の紹介、法人化のメリット等の普及活動を進めているところです。

今後とも引き続き、法人化により経営発展を遂げた農業者の成功体験を広く農業者に共有してもらうため、優良事例の横展開などを図ることとしています。

ウ 新規就農の現状

（ア）都県別新規就農者の状況

新規就農者は増加

関東農政局管内の平成27年度における新規就農者数は2,688人で、平成26年度と比べて117人増加しました。その内訳は、自営就農者1,266人（全体の47.1%）、雇用就農者878人（同32.7%）、新規参入者544人（同20.2%）となっています（表2-II-5）。

表2-II-5 新規就農者数（平成26、27年度）

(単位：人)

	26年度			27年度			対前年比増減(▲) (B)-(A)	
	合計(A)	自営就農	雇用就農	新規参入	合計(B)	自営就農	雇用就農	
茨城県	238	174	—	64	269	209	—	60 31
栃木県	317	211	66	40	334	199	85	50 17
群馬県	245	154	74	17	263	145	87	31 18
埼玉県	284	169	61	54	286	173	70	43 2
千葉県	377	165	123	89	402	142	165	95 25
東京都	55	48	—	7	60	51	2	7 5
神奈川県	148	77	34	37	181	95	48	38 33
山梨県	274	79	130	65	290	67	165	58 16
長野県	323	188	26	109	315	138	83	94 ▲ 8
静岡県	310	60	170	80	288	47	173	68 ▲ 22
関東計	2,571	1,325	684	562	2,688	1,266	878	544 117
割合(%)	100.0	51.5	26.6	21.9	100.0	47.1	32.7	20.2

資料：各都県調べ（調査時期は都県により異なる。）

注：1) 関東計の下段は、合計に占める割合である。

2) 自営就農とは「農家子弟が親の農家経営に参加する又は継承する」、雇用就農とは「農家法人等に就職する」、新規参入とは「非農家子弟等が経営主として農業を開始する」である。

(イ) 作目別的新規就農者の状況

野菜作への就農者が全体の過半

平成27年度の関東農政局管内における作目別的新規就農者数は、露地野菜が790人(全体の43.6%)と最も多く、次いで施設野菜301人(同16.6%)及び果樹281人(同15.5%)で、前年度に引き続き野菜作への就農者数が全体の約6割を占めています(表2-II-6)。

表2-II-6 平成27年度の新規就農者数(作目別)

(単位：人)

	稻作	畜産	野菜		果樹	花き	工芸	その他の作物	合計
			露地	施設					
関東計	203	67	790	301	281	73	30	65	1,810
割合%	11.2	3.7	43.6	16.6	15.5	4.0	1.7	3.6	100

資料：各都県調べ

(ウ) 農村青少年クラブの状況

管内の農村青少年クラブの数は、199クラブ

農村青少年クラブ（4Hクラブ）は、農業及び農家生活に関する技術・知識の体得とともに、地域の農業・農家生活の改善を目的とした自主的な集団的実践活動をしています。また、地域住民との交流会の開催や地元イベントへの参画・協力などの地域活動を行っているクラブもあります。

平成27年度末の関東農政局管内の農村青少年クラブの数は、合計で199クラブで、平成27年度は新たに5クラブが組織されました（表2-II-7）。

表2-II-7 農村青少年クラブ数（平成26、27年度）

（単位：団体、人）

区分		茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	計
年 度	総クラブ数	52	24	20	24	18	-	10	1	44	6	199
	当該年度新設クラブ数	1	0	0	0	0	-	0	0	5	0	6
	総クラブ員数	831	316	427	278	326	-	137	18	925	44	3,302
年 度	総クラブ数	53	24	19	26	15	-	10	1	45	6	199
	当該年度新設クラブ数	2	0	0	2	0	-	0	0	1	0	5
	総クラブ員数	835	316	373	289	284	-	130	17	952	44	3,240

資料：各県調べ

また、関東農政局管内では各県の農村青少年クラブ組織から構成される「関東ブロック農村青少年クラブ連絡協議会」が設置（昭和44年3月）されており、毎年、活動の成果発表会が行われるなど、県域を越えた活動も活発です。

(エ) 指導農業士、青年農業士の状況

新たに235人の農業士が認定

指導農業士、青年農業士は、地域農業を支える先進的農業者を知事が認定するもので、新たに就農しようとする者の研修先となるなど、新規就農者を育成・確保するうえでも大きな役割を担っています。

平成27年度の関東農政局管内の指導農業士、青年農業士は、合計3,415人で、新たに235人が認定されました（表2-II-8）。

表2-II-8 指導農業士、青年農業士数（平成26、27年度）

(単位：人)

区分		茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	計	
認定開始年度		S49	S47	S49	S53	S52	-	S46	S52	S58	S44		
26 年 度	指導農業士	延べ認定者数	628	419	342	523	736	-	743	365	839	686	5,281
		現役活動者数	209	178	144	212	346	-	503	90	314	316	2,312
		当該年度認定者数	13	10	11	13	14	-	2	4	19	23	109
	青年農業士	延べ認定者数	1,045	-	1,599	1,522	1,252	-	-	369	1,378	965	8,130
		現役活動者数	187	-	181	128	247	-	-	36	178	118	1,075
		当該年度認定者数	26	-	16	15	40	-	-	1	16	12	126
	合計	延べ認定者数	1,673	419	1,941	2,045	1,988	-	743	734	2,217	1,651	13,411
		現役活動者数	396	178	325	340	593	-	503	126	492	434	3,387
		当該年度認定者数	39	10	27	28	54	-	2	5	35	35	235
27 年 度	指導農業士	延べ認定者数	636	431	356	531	755	-	748	373	846	704	5,380
		現役活動者数	210	180	144	211	346	-	503	86	314	316	2,310
		当該年度認定者数	8	12	14	8	19	-	5	8	7	18	99
	青年農業士	延べ認定者数	1,071	-	1,620	1,537	1,287	-	-	376	1,393	982	8,266
		現役活動者数	186	-	173	131	273	-	-	40	184	118	1,105
		当該年度認定者数	26	-	21	15	35	-	-	7	15	17	136
	合計	延べ認定者数	1,707	431	1,976	2,068	2,042	-	748	749	2,239	1,686	13,646
		現役活動者数	396	180	317	342	619	-	503	126	498	434	3,415
		当該年度認定者数	34	12	35	23	54	-	5	15	22	35	235

資料：各県調べ 認定時点は県により異なる。

工 新規就農対策の推進

(ア) 青年就農給付金

青年就農給付金は2,478人が活用

青年の就農意欲の喚起と就農の定着を図るため、平成24年度から青年就農給付金事業が開始されました。これは、原則として45歳未満で就農する者を対象として、就農前の研修期間（準備型：最長2年間）及び経営の不安定な就農直後（経営開始型：最長5年間）の所得を確保する目的として年間最大150万円を給付するものです。

平成27年度は、関東農政局管内において準備型481人、経営開始型1,997人に対して給付金が給付されました。

なお、平成26年度補正予算成立後から、給付金額を5年間一律150万円としながら前年の所得が250万円を超えた場合は給付停止とする従前の仕組みを改め、前年の所得に応じて給付金額を変動させ、所得向上に伴って給付金と所得の合計額が増加する仕組みを導入しました。

表2-II-9 青年就農給付金給付者数（平成27年度）

(単位：人)

区分		茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉兼	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	関東計	全国計
年 度	準備型	76	64	21	37	48	0	21	44	107	63	481	2,477
	経営開始型	346	223	126	82	240	25	69	201	439	246	1,997	11,630
	合計	422	287	147	119	288	25	90	245	546	309	2,478	14,107

資料：農林水産省調べ

(イ) 農の雇用事業

農業法人等に新規就業した1,352人に活用

農の雇用事業は、青年の農業法人等への雇用就農を促進するため、農業法人等が実施する新規就業者に対する実践的な研修（OJT研修）を支援するものです。交付期間は最長2年間、交付額は年間最大120万円、研修内容は生産技術や経営ノウハウ等を習得させるものです。

なお、平成25年度からは、農業法人等において、次世代の経営者を育成するため、先進的な農業法人や異業種の法人に職員等を派遣して行う際の派遣研修経費や代替職員の手当費に対して月額最大10万円を助成するメニューが追加されました。

また、平成26年度からは、農業法人等が独立を目指す就農希望者を新たに雇用し、農業法人設立に向けて実施する研修に対して、年間最大120万円、最長4年間支援するメニューが新設されました。

平成27年度は、関東農政局管内で773経営体において1,352人の新規就業者に対する研修に活用されました。

表2-II-10 農の雇用事業の実績（27年度）

(単位：人、経営体数)

区分		茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉兼	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	関東計	全国計
研修生数	194	61	105	141	194	44	71	74	266	202	1,352	5,448	
経営体数	91	42	50	85	126	29	42	44	125	139	773	3,382	

資料：農林水産省調べ

注：1) 平成27年度に農の雇用事業（雇用就農者育成タイプ及び法人独立支援タイプ）の助成金が支払われた研修に係る青年就農者及び経営体の数を示す。

：2) 経営体は主たる事務所の所在地でカウントした。

(ウ) 農業経営者育成教育事業

9機関が農業経営者育成教育事業を活用して新たな教育を実施

就農希望者や経営発展を目指す農業者等のレベルを向上させ、今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、農業経営者を育成する地域中核教育機関（県農業大学校等）が実施する教育改善計画の策定、改善計画に基づく新たな教育の実施等に対して支援しています。

平成28年度は、9つの教育機関が教育改善計画に基づき、教育の充実に取り組みました。

表2-II-11 教育改善計画の概要（平成28年度）

教育機関等名	教育改善計画の主な内容
茨城県立農業大学校	経営力の向上や6次産業化の実現に関するカリキュラムの実施に加え、農作業安全や農薬の適正使用についての講義を充実。関係機関等と連携した就農相談会などの実施により就農支援体制の強化。
鯉渕学園農業栄養専門学校	学外実習の実施により経営現場でのコストや生産効率性の意識の醸成。関係機関と新規就農セミナーを開催し、情報交換の場を提供。また、イチゴ、メロン栽培の実習施設として園芸用パイプハウスを整備。
日本農業実践学園	外部講師を活用し、大規模農業に対応した技術力、経営力等を養成するための講義を継続。新たに水耕栽培教育、堆肥循環リサイクル実習等の実施。また、大規模農業の教育の実施のため、50mクラスのパイプハウスを整備。
栃木県農業大学校	企業的経営感覚のある農業者の育成を図るため、外部講師によるマーケティング及び6次産業化に関する研修の実施。また、営農計画、農地・資金確保等をアドバイスする就農コーディネーターの設置。
群馬県農林大学校	平成29年度入校生から、6次産業化のマネジメントに対応できる人材を育成するため、生産・食品加工・販売を一体的に学習するカリキュラムに改編。また、新たなカリキュラムに対応するため加工実習室を整備。
山梨県立農業大学校	有機農業の取組を更に拡大するため、有機農業を中心とした環境保全型農業に科目内容を更に充実、有機農業者への講座の開催を継続。
長野県農業大学校	就農率の更なる向上とともにTPPの影響の大きい畜産分野の体質強化を図るため、総合農学科の見直し等を行い、農業経営の即戦力となる人材育成を強化。また、畜産関係の教育を行っている2つのキャンパス（松代、塩尻）を1つ（塩尻）に統合し、畜産に関する実践的な研修・経営演習を総合的に学べる体制を構築。
ハケ岳中央農業実践大学校	6次産業化に対応するため、マーケティング及び農畜産物の商品化について、専任講師の設置により研修を充実。さらに酪農部門では、外部講師を招き、乳質改善等の研修を実施。
静岡県農林大学校	高度な生産技術に精通した企業的な発展を目指す新規就農者や、農業法人・農業参入企業等で中核を担う人材を育成するため、大学校において、ICTを活用した環境制御技術や省エネ生産技術等を身に付けるための最先端の教育を展開。

才 農業経営体への支援（経営体育成支援事業等）

**経営体育成支援事業を114地区、被災農業者向け経営体育成支援事業を58地区実施
また、TPP関連対策事業の担い手確保・経営強化支援事業を63地区で実施**

融資主体型経営体育成支援事業は、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が、融資を活用して経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械や施設等を導入する場合に、補助率を3/10以内、国費上限額を300万円として助成する事業であり、平成28年度には114地区（条件不利地域補助型の3地区を含む）で実施されました。

一方、被災農業者向け経営体育成支援事業は、台風や地震等の気象災害により、過去に例のないような甚大な被害を受けた場合に、特に緊急に対応する必要があると経営局長が認めた場合に限り、補助率を基本3/10以内として実施する事業であり、平成28年度は台風7号、11号、9号、10号及び16号による被害の発生に対し発動され、58地区で実施されました。

また、担い手確保・経営強化支援事業は、総合的なTPP関連対策大綱に即し、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手の経営発展に向けた取組を支援し、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組を一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速化することを目的に創設された事業です。本事業においては、融資主体型経営体育成支援事業と同様に、融資を活用して農業用機械や施設を導入する場合に、補助率を1/2以内、国費上限額を1,500万円（法人は3,000万円）として助成する事業であり、平成28年度には63地区で実施されました。

表2-II-12 経営体育成支援事業等の実施地区数（平成28年度）

事業名	地区数
融資主体型経営体育成支援事業	114
被災農業者向け経営体育成支援事業（28年台風7号、11号、9号、10号及び16号）	58
担い手確保・経営強化支援事業（28年度補正のTPP関連対策事業）	63

注：被災農業者向け経営体育成支援事業及び担い手確保・経営強化支援事業は、29年度への繰越地区を含む

（2）女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備

ア 女性農業者の経営参画と起業活動

関東農政局管内の家族経営協定締結農家数は16,633戸で年々増加、農村女性起業数は1,878件で近年は横ばいで推移

関東農政局管内の基幹的農業従事者における女性の割合は、2015年農林業セン

サスによると44%（全国43%）を占めており、女性は農業生産の重要な担い手となっています。女性の農業経営への参画を促進する取組として、経営方針や役割分担、就業環境等を取り決め、女性の働きやすい環境を実現する家族経営協定の締結を進めており、締結農家数は年々増加しています。

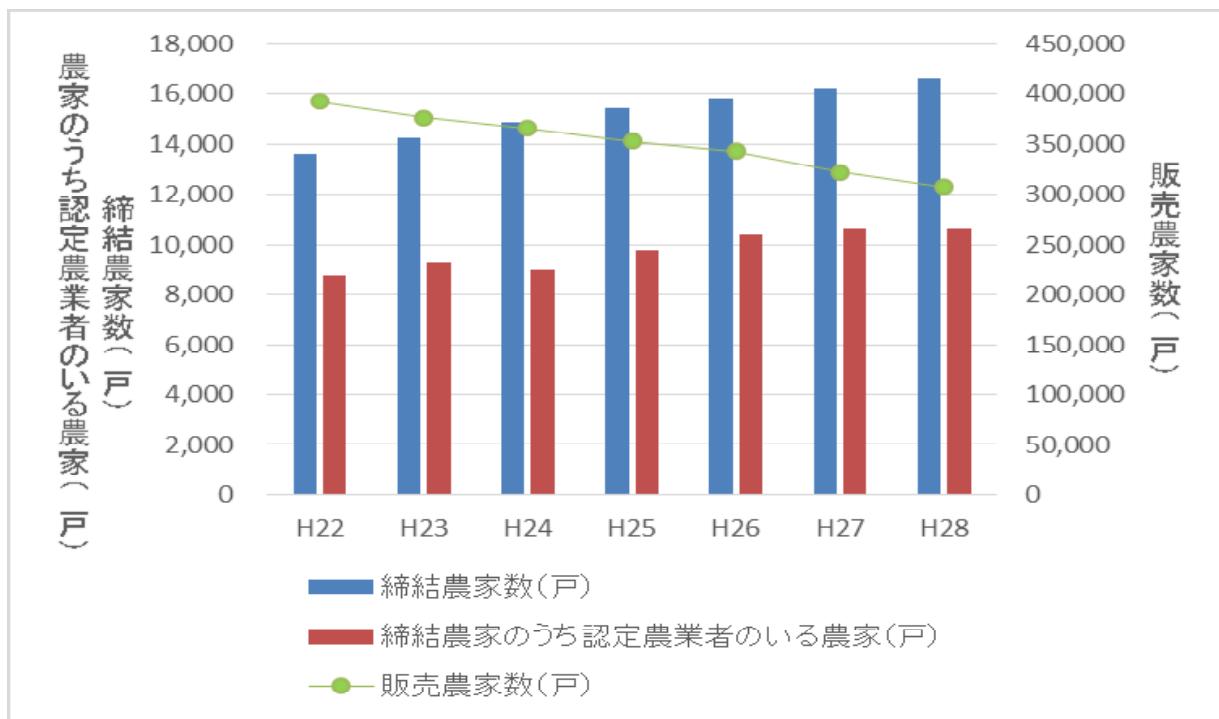
また、地場農産物を活用した加工品づくり、農家レストラン等、農村女性による起業活動は、近年は横ばいで推移していますが、女性の経済的自立と能力発揮の場となっているほか、地域の6次産業化のきっかけになるなど、多様で重要な役割を果たしています。

さらに、女性農業者は、女性の立場や視点から消費者と交流し、「顔の見える関係」を構築することにより、生産者と消費者の相互理解の橋渡し役として貢献しています。

（ア）家族経営協定の締結状況

平成28年3月31日現在の関東農政局管内の家族経営協定締結農家数は16,633戸（全国56,397戸）で、販売農家数が減少する中、前年に比べ404戸（2.5%）増加しています。締結農家の状況をみると、認定農業者のいる農家が一定の割合を占めており、全体の約6割で推移しています（図2-II-3）。

図2-II-3 関東農政局管内の家族経営協定の締結農家数の推移



資料：締結農家数及び締結農家のうち認定農業者のいる農家数は、関東農政局調べ

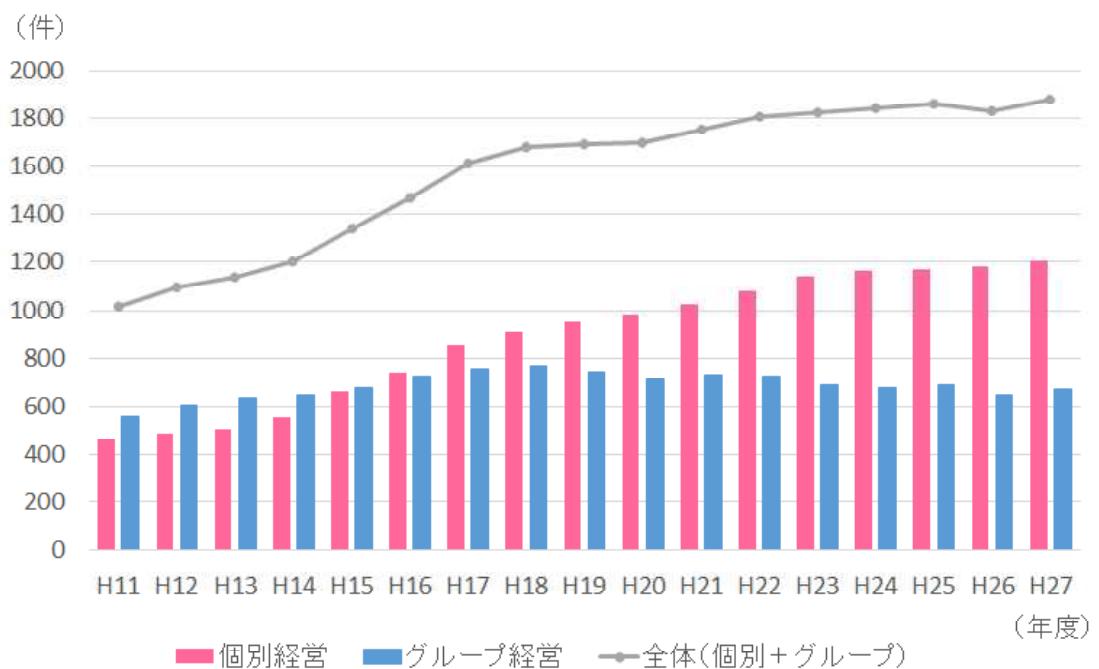
販売農家数は、H22、H27は「農林業センサス」、それ以外は「農業構造動態調査」

（イ）起業活動の状況

平成28年3月31日現在の関東農政局管内における農村女性の起業数は1,878件（全国9,580件（平成27年3月31日現在）で、近年は横ばいで推移していま

す。その内訳をみると、個人起業は毎年増加している一方で、グループ起業は平成18年度以降減少傾向となっています（図2-II-4）。活動内容は、食品加工を中心に、直接販売、農業生産と多岐にわたっており、原材料となる地域の伝統的な農産物の栽培面積の増加や雇用の場として地域経済に役立つとともに、地域活性化の一翼を担っています。

図2-II-4 関東農政局管内の農村女性起業数の推移



資料：関東農政局調べ

（ウ）関東ブロック先進的農村女性交流交換会

関東農政局では、農山漁村のリーダーとなる農村女性の資質向上を図るため、毎年「関東ブロック先進的農村女性交流交換会」を開催しています。平成28年度は、9月6日、7日に埼玉県さいたま市で「女性の強みを生かした農業経営・地域づくり」をテーマに開催し、女性農業者や行政関係者等約100名が参加しました。埼玉県内の女性農業者による事例発表の後、経営参画、社会参画、次世代育成をテーマにした意見交換を行いました。

平成28年度関東ブロック先進的農村女性交流交換会

＜事例発表＞

1. 「いくつになってもチャレンジ精神を持ち続けて」

埼玉県神川町 有限会社大畠畜産 大畠眞由美氏

大畠氏は、結婚後、ご主人との共同経営で一から養豚業を営み始められました。子どもが独立したのを機に労力を軽減することも考えられましたが、「評価をしてくれる人に直接商品を届けたい」という以前からの想いが高まり、独自ブランド「姫豚」を発意して直接販売を開始されました。誇りをもって畜産に携わり、商談やPRに積極的に取り組む様子を紹介いただきました。

2. 「わたしの歩んできた道～農家の嫁から地域を変える女性農業者へ～」

埼玉県 熊谷市農業委員 塚田とよ子氏

塚田氏は結婚後、義父に米や麦の作り方、農業機械の取扱いを学び、農業経営の中心を担うようになりました。平成13年にオープンした地元の道の駅において、運営組織の立ち上げに関わり、地元農産物を使った商品を開発したことなどが評価され、平成14年に地域初の女性農業委員となりました。その後、家族経営協定の締結の推進、地元農産物の学校給食への供給体制の整備、小麦の集落営農組織の設立などに携わり、幅広く活躍されています。今後の目標は「夫婦で営農する若者が増え、地域の活力が高まること」とお話をいただきました。

3. 「お茶としいたけ 貫井園」

埼玉県入間市 有限会社貫井園 取締役 貫井香織氏

貫井氏は平成20年4月に、実家である貫井園（原木しいたけと狭山茶を生産販売）に就農されました。主力商品である原木しいたけは菌床しいたけに比べ生育期間が長くなるため生産量が限られますが、「おいしいと言ってくれる人に商品を届けたい」という想いを強くもって生産や販路拡大に取り組まれています。その結果、販売ルートは、就農当時の自宅店舗と市内スーパー・産直に加えて、レストランやオンラインショップ、海外に広げられています。また、現在、農林水産省の農業女子プロジェクトにも参加されており、同じ志を持つ仲間との出会いが刺激になっている、とお話をいただきました。

＜意見交換＞

事例発表後は、女性農業者の経営参画、社会参画、次世代育成の3テーマごとにグループに分かれて意見交換を行いました。各グループでは、テーマに関連する課題を決め、解決策について話し合いました。



イ 女性農業者の社会参画

農業委員会及び農業協同組合における女性役員等の登用数が増加

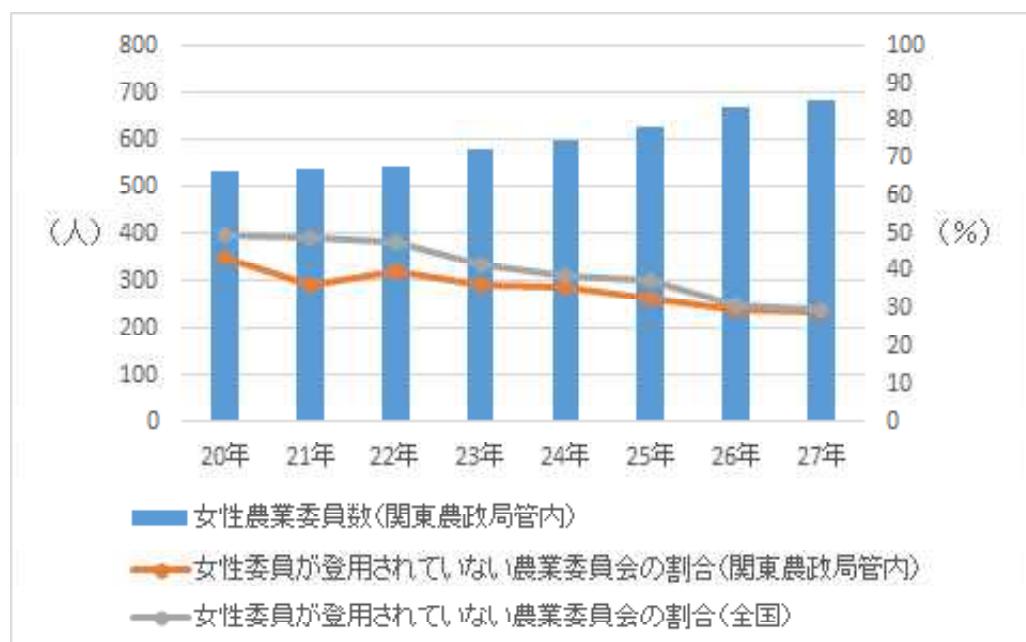
平成27年12月25日に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画においては、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進する」とされ、平成32年度までに女性が登用されていない農業委員会・農業協同組合（農協）数をゼロにするとともに、委員・役員に占める女性の割合を早期に10%にし、更に農業委員は30%、農協役員は15%を目指すという目標が設定されています。関東農政局管内をみると、農業委員会・農協ともに女性委員・役員の人数は毎年増加し、女性が登用されていない農業委員会・農協は減少しています。

県別では、栃木県では、平成24年以来すべての農業委員会・農協で女性委員・役員が登用されています。また、茨城県、埼玉県、東京都でも平成27年にすべての農協で女性役員が登用されました。

農業委員に占める女性の割合は栃木県が13.5%、長野県が11.7%、群馬県が10.1%と、全国平均の7.4%と比較して高い水準となっています。女性の登用が進んでいる県は、農村女性会議（栃木県、群馬県）や農村生活マイスター協会（長野県）等の女性組織が、地域農業の振興や農村女性の地位向上のために積極的に活動しています。

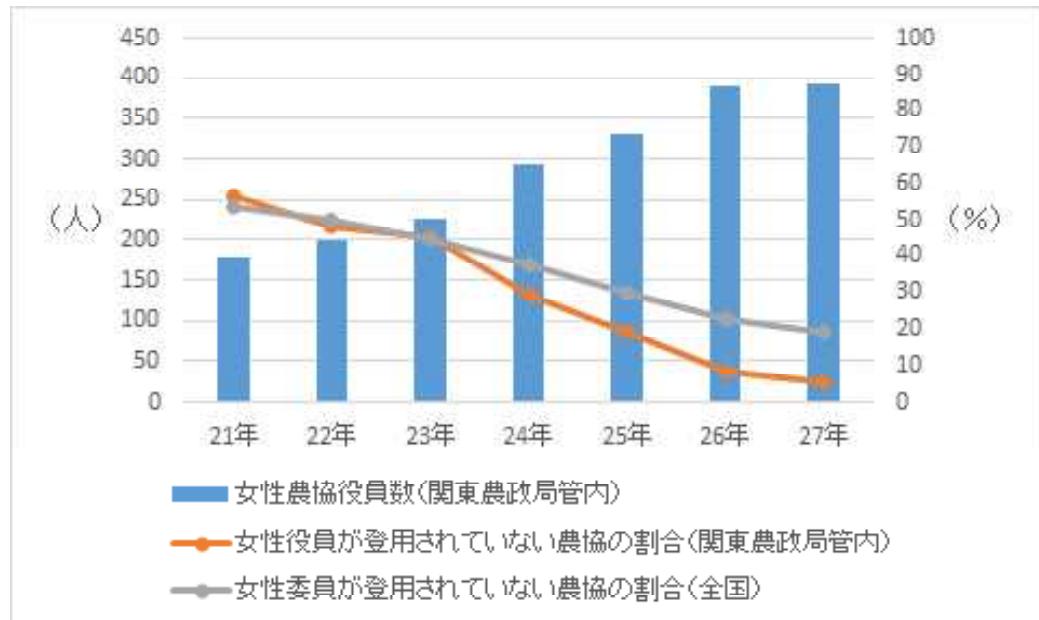
また、各県ごとにある女性農業委員の会は、委員への女性登用等の要請活動を市町村長や議会議長を行うとともに、県域を越えた交流を行うことにより活動の強化を図っています。

図2-II-5 関東農政局管内の女性農業委員数の推移



資料 農林水産省調べ（各年10月1日現在、平成27年は9月1日現在）

図2-II-6 関東農政局管内の女性農協役員数の推移



資料 全国農業協同組合中央会調べ（各年7月31日現在）

関東農政局では、農村女性の地域社会での活動や農業経営への一層の参画を進めるため、「活き活き女性交流交換会」を開催しています。平成28年度は平成29年2月8日（水曜日）に、「農業・農村における女性が活躍できる環境づくりに向けて～農業で 家庭で 地域で ハッピーバランス～」をテーマに開催しました。交流会には関東地域の女性農業委員、県普及指導員など34名が出席し、基調講演や事例発表を基に意見交換を行いました。

（3）農福連携の推進

ア 現状と課題

農業・農村の現場では、農業従事者の減少、高齢化、耕地面積の減少等が課題となる中で、「農」と「福祉」の連携（以下「農福連携」という。）を図り、地域の福祉事業体が自ら農地を借りて農業を営む事例や、障害者を新たな働き手として農業分野に取り込もうとする動きが活発化しつつあります。

また、国では、「日本再興戦略（改定2015）」（平成27年6月閣議決定）に、障害者の就労支援をはじめとした社会参加支援の推進、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月閣議決定）に、障害者の活躍に向けた農業分野を含めた就労支援、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策～成長と分配の好循環の形成に向けて～」（平成27年11月閣議決定）に、高齢者、障害者等の活躍促進と障害者等の就労支援の拡充が盛り込まれたところです。

こうしたことから、農林水産省では、厚生労働省との連携を密にしつつ、農福連携を積極的に進めていくこととしています。

また、各地方農政局等においても、「農業分野における障害者就労促進ネットワーク」や「障害者就農促進協議会」の地域協議会を立ち上げ、地域の福祉団体等との情報交換やネットワークづくりを行っているところです。

今後、農福連携の推進を図っていくためには、ネットワークや協議会を活用した情報交換が必要であるとともに、農福連携に取り組んでいる現場や、社会福祉事業体、JA等に出向き、農福連携を進める上で、農業サイド及び福祉サイドそれぞれ抱える課題や、行政に対するニーズの把握を行うことが必要となっています。

図2-II-7 農業労働力の推移

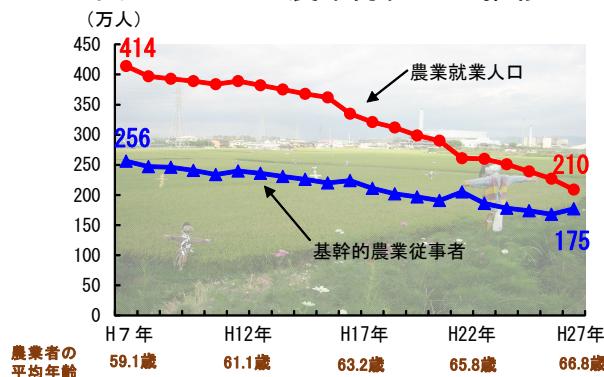
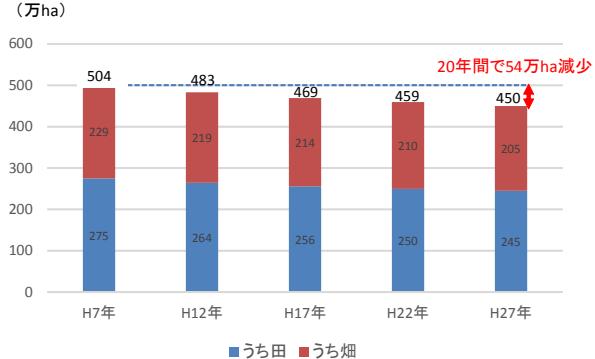


図2-II-8 耕地面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「耕地及び作付面積統計」

注：農業者の平均年齢は、農業就業人口の数値である。

イ 農福連携の推進に向けた取組

関東農政局では、農業分野における障害者就農の促進を図るため、平成23年7月に農業者、福祉事業者、行政関係者等で構成される「関東ブロック障害者就農促進協議会」（事務局：関東農政局）を設立し、農業と福祉の連携推進を図るためのセミナーの開催や情報交換、研修等を実施しています。

平成28年7月には、さいたま新都心において「関東ブロック農業分野における障害者就労セミナー」を開催し、行政、社会福祉施設、株式会社それぞれの立場における障害者の就農に係る取組事例の紹介と出席者との意見交換を実施しました。また、平成29年1月には、農福連携に先駆的に取り組まれている静岡県浜松市において、関係行政機関等が一体となって農福連携を推進し、各地域における自主的・自立的な農福連携の取り組みを拡大させることを目的とした「農福連携推進スタディーツアー」を開催し、関係行政機関による農福連携の推進に向けた取組を行いました。

今後とも、セミナーの開催等を通じて、農業と福祉が抱える課題の解消につなげる取組を行っていくことが重要となっています。

また、平成29年度予算における農山漁村振興交付金の共生・対流及び地域活性化対策において、農福連携対策が新たに位置づけられ、都市部のみではなく農村地域における福祉農園及び加工・販売施設の整備や農業・加工技術等の習得に必要な技術支援に加え、農業経営体が障害者を受け入れる場合に必要なトイレ等の施設の設置やサポーターの育成・派遣に必要な支援などの農福連携に係る支援を行っています。

表2-II-13 平成28年度に紹介した取組事例等

発表者	所属	発表内容
濱田 健司 氏	J A 共済総合研究所 (東京 都)	農業分野における障害者就労の動向とこれから
長濱 尚 氏	埼玉県福祉部障害者支援課 (埼玉 県)	障害者農業参入チャレンジ事業の取組
小出 明広 氏	社会福祉法人ゆずりは会 (群馬 県 高崎 市)	福祉施設による農福連携への取組
宇賀 俊之 氏	株式会社OMOしろい (千葉 県 白井 市)	株式会社による農福商工連携への取組
小柴有理江 氏	農林水産政策研究所 (東京 都)	はじめよう農福連携！～全国で広がる農業分野での障害者就労～
松下 昌樹 氏	浜松市産業部農業水産課 (静岡 県 浜松 市)	浜松市ユニバーサル農業の取組
高草 志郎 氏	一般社団法人ノーマポート (神奈川 県 横浜 市)	農福連携への新たな取組～(株)ひなりの事例から農福連携の推進～～

第2節 農地の集積・集約化に向けた取組等

(1) 人と農地の問題を解決する取組等

ア 人と農地の問題を解決する取組の推進

人と農地の問題の解決に向けた「人・農地プラン」の作成・見直しを推進

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等により、地域農業の展望を描くことが困難な集落や地域が多数存在している中、各地域における人と農地の問題を解決していくことが重要な課題となっています。

このため、平成24年度から、集落や地域における農業者の徹底した話し合いを通じて、今後の中心となる経営体と、その経営体への農地の集積方法や、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業の在り方等を定めた人・農地プランの作成・見直しを進めています（図2-II-9）。

また、人・農地プランの作成プロセス等において、「信頼できる農地の中間的受け皿があると人と農地問題の解決を進めやすくなる。」との意見を踏まえて、農地中間管理機構制度が創設・法制化されました。人・農地プランの内容を尊重して事業を行うこととされています。

図2-II-9 「人・農地プランの概要」

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域において話し合っていただき、次のことを決めていただきます。

〈地域における話し合い〉

- 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- 地域の担い手は十分確保されているか
- 将来の農地利用のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 近い将来の農地の出し手の状況（いつ頃、どのくらい出す意向か）
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）の役割分担を踏まえた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、複数集落や学校区等のエリアが基本ですが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直して下さい。
- 新規就農者や新規参入者（農業法人、企業等）も話し合いから参加できるよう、広報、ホームページ等を通じてできるだけ幅広く周知しましょう。

2 人・農地プランには、様々なメリット措置があります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、



- ※青年就農給付金（経営開始型）→原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方（※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します。）
- スーパーL資金の当初5年間無利子化 → 認定農業者
- 経営体育成支援事業 → 適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方

※平成29年度から農業次世代人材投資事業に名称変更されています。

☆ 農地中間管理機構に農地を貸し付けると、

- 経営転換協力金・耕作者集積協力金 → 農地を貸し付ける方
- 地域集積協力金 → 地域で一定割合以上の面積をまとめて貸し付ける地域

といった支援を受けることができます。

3 人・農地プランは、定期的に見直してください。

☆ プランを決めて、定期的（1年に1回程度）に見直してください。

- 一年経てば、状況は変わります。その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう見直しをしましょう。



資料：農林水産省作成

イ 「人・農地プラン」の取組状況

386市町村で「人・農地プラン」を作成(平成29年3月末現在)

関東農政局管内における人・農地プランの作成状況(平成29年3月末現在)をみると、人・農地プラン作成予定の市町村数は389市町村であり、そのうち、人・農地プランの作成に至った地域のある市町村は、99%の386市町村となっています(表2-II-14)。人・農地プランが作成された市町村は、前年度に比べ7市町村増加しています。

表2-II-14 「人・農地プラン」の進捗状況(平成29年3月末現在)

都府県名	人農地プランを作成しようとしている市町村	人・農地プランの作成に至っている市町村数	地 域 数
			地 域 数
茨 城 県	44	44	233
栃 木 県	25	25	164
群 馬 県	35	35	138
埼 玉 県	54	54	204
千 葉 県	53	53	186
東 京 都	10	9	9
神 奈 川 県	30	28	62
山 梨 県	27	27	69
長 野 県	77	77	296
静 岡 県	34	34	123
関東農政局管内計	389 (100%)	386 (99%)	1,484

資料：関東農政局調べ

注：1) 人・農地プランの作成に至っている市町村は、当該市町村の地域の中に、既に人・農地プランが作成されたところがある市町村の数。
: 2) ()書きは、人・農地プランを作成しようとしている市町村数に対する割合。

(関東農政局の取組)

平成28年度においては、都県及び当局(各都県域拠点を含む。)の関係各部課の実務者で構成する「人・農地プラン推進連絡会議」を開催し、関係する支援策及び各都県の取組状況や取組事例等の情報共有を行うとともに、当局と都県が密接に連携して、1市町村1プランを実質的な話し合いの単位に分割することや、農地中間管理機構の活用方針、農地の出し手の位置付けなど地域の話し合いによる本格的な人・農地プランとなるよう見直しを進めました。

＜事例＞ 集落・地域における「人・農地プラン」の先進的取組

農業法人へ集積を図り農地を有効活用した人・農地プラン

(長野県富士見町))

地域の概要

耕地面積22.5ha、農家数32戸、農家の平均年齢69歳、水稻中心の個別経営が多く、耕作者が年々高齢化し、一部の農地において遊休化が始まっている。中間農業地域。

長野県富士見町



取組の成果

- 担い手への集積率
基盤整備実施地区: 0%[取組前(H24)] → 87%[取組後(H28)](地区全体の集積率47%)
- 農地中間管理事業と基盤整備事業を活用し、再整備した農地を企業が設立した農業法人へ集積し、加工野菜を生産

取組のポイント

企業が新たに農業法人を立ち上げ農地を集積

高齢化により一部の農地の遊休化が始まっている当該地域の有効活用を図るべく、話し合いを重ねた結果、地区内に工場を持つ加工食品企業が農業法人を立ち上げることとなり、農地を再整備し、利用価値、資産価値を高めた上で、当該農業法人に集積することを決定した。当該農業法人は、地域の雇用創出にも貢献している。



農業法人で生産を予定している
トマトの養液栽培

農地の貸借期間調整

貸借期間について農地の出し手ごとに意見が異なり、調整作業に手間取ったが、農地返却時の復旧図と確約書を作成し、見える化を図るという手法を探ることによって、最終的には10年～30年の幅で個別に貸借期間を設定し、話し合いがまとまった。

また、話し合いを重ねることで、新たな企業経営体の信用度が高まり、営農計画の精度も高まった。

農地中間管理事業と基盤整備事業を活用し農地集積をした人・農地プラン

(静岡県掛川市)

地域の概要

108haの耕地(農地権利関係者443名)を含む大字単位のエリアで、高齢化した営農集団と兼業農家が多く、今後、地域の水田を守っていく担い手が不足している。平地農業地域。

静岡県掛川市



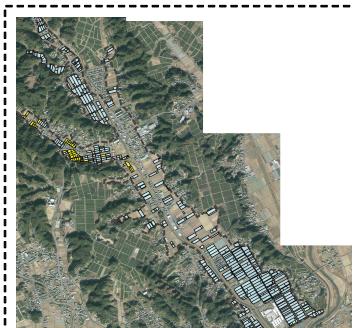
取組の成果

- 地域の水田を守っていく機運が高まり、基盤整備事業や地域集積協力金を活用して担い手が管理しやすい水田に整備
- 中心経営体である法人に農地を集積
- 担い手への集積率:[取組前] 38.9%(43ha) ⇒ [取組後] 57.4%(66ha)

取組のポイント

地域の水田を将来にわたり守っていくため、話し合いにより意識を醸成

農業委員や農地・水・環境保全組織の役員などの地域のリーダーと担い手である農業法人が前面に立ち、農地基盤整備の必要性をプランの話し合いで話題にし、意識の醸成や意向確認等を進めた。



取組後の
農地集積マップ

集積協力金の活用と基盤整備を併せて行うことで、合意形成が実現

農地中間管理事業による地域集積協力金を地元負担に充当し、農業競争力強化基盤整備事業による大区画化や暗渠の設置等を行うことで、中心経営体である農業法人が安心して営農できる基盤を確保することを話し合いで決定した。

話し合いの内容を地域住民に説明

人・農地プランの話し合いの結果を、農業者に限らず、地域の住民に説明し、取組への理解を得ると同時に、地域の水田営農の将来像や集積の必要性などについて、地域全体の意識がより高まった。

ウ 農地中間管理事業の活用等による農地集積・集約化の推進

農業の競争力・体质強化を図り、持続可能な力強い農業を実現するため、農地の公的な中間的受け皿として整備された農地中間管理機構（以下「機構」という）による農地中間管理事業を軸にして、担い手（効率的かつ安定的な農業経営体及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営体）への農地の利用集積を進めています。

平成35年度で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するとの政府目標を掲げ、その達成のため都県に機構を整備するとともに、毎年担い手への農地集積の目標「年間集積目標面積」を全国で約14万9千ha、関東農政局管内で約3万2千haと設定しています。

関東農政局管内の機構の事業実施3年目となる平成28年度の1年間の集積増加面積は、機構を介さないものを含めて約1万1千ha、目標の約33%（前年度は目標の37%）となっております。機構の事業については、これまで水田地帯などを中心に活用されてきましたが、機構実績や取組状況等を踏まえて機構事業重点実施県を設定するとともに、土地利用型農業と比較して機構活用の取組が進んでいない果樹園地等についても機構との連携強化等を図る取組を行いました。

今後は、①農地利用最適化推進委員を中心に農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化、②機構と連携した新たな事業の創設など土地改良法改正を踏まえた基盤整備との連携強化などを通じて、機構の取組を一段と加速化していくことが重要となっています。

表2-II-15 担い手への集積面積の状況

(農地中間管理機構を介さないものも含む)

(単位:千ha)

都県	担い手への集積面積 [28年3月末]	担い手への集積面積 [29年3月末]	過去一年間の集積増加面積 ①	年間集積目標面積 ②	①／②
茨城県	45.5	49.6	4.1	6.1	66%
栃木県	59.0	61.1	2.1	6.2	34%
群馬県	22.4	22.7	0.3	3.2	8%
埼玉県	18.9	19.4	0.5	2.6	19%
千葉県	26.1	26.9	0.8	4.0	21%
東京都	1.5	1.6	0.0	0.2	20%
神奈川県	3.5	3.6	0.1	0.6	20%
山梨県	4.8	5.1	0.3	0.8	36%
長野県	37.1	38.5	1.4	5.0	28%
静岡県	27.4	28.4	1.0	3.6	29%
関東計	246.1	256.8	10.7	32.4	33%
全国	2,350.9	2,413.4	62.5	149.2	42%

資料：農林水産省調べ、関東農政局調べ

注：1) 「年間集積目標面積」は、各都道府県の平成26年3月末時点の集積率を2.5倍した集積率（上限：北海道は95%、都府県は90%）又は現行の農業経営基盤強化促進基本方針（農業経営基盤強化促進法第5条）の集積目標率のいずれか高い方に、平成25年の耕地面積を乗じて算出した10年間の集積目標面積を、10年割したもの。

2) 四捨五入の関係で内訳と合計は一致しない場合がある。

エ 計画的な土地利用の推進

管内の農用地区域内農地面積は、約63万300ha（前年比約5,100ha減）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（平成27年12月変更）において、平成37年の農用地区域内の確保すべき農用地等の面積目標は全国で403万haとなっています。

また、各都県においても「農業振興地域整備基本方針」において、それぞれ平成37年の農用地区域内の確保すべき農用地等の面積目標を定めることとしています。

管内の農用地区域内の農地面積は、平成27年で約63万300ha（平成27年12月31日時点）と、前年に比べ約5,100ha減少しました（表2-II-16）。

今後、都県の面積目標の確保に向け、市町村が「農業振興地域整備計画」の見直しを適切に行い、集団的な農地を農用地区域へ積極的に編入するなど、より一層、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と荒廃農地の解消に向けた取組の推進を図っていくことが必要です。

なお、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、この考え方が都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針に、更には、農業振興地域整備基本方針を通じて、市町村の定める農業振興地域整備計画に的確に反映されるよう策定される予定です。

表2-II-16 都県別の平成27年農用地区域内の農地面積
(平成27年12月31日現在)

(単位:千ha)

都県名	H 2 7 農地面積	(参考) 対前年増減		
			除外等	編入等
茨城県	1 2 5 . 4	▲ 1 . 0	▲ 1 . 8	0 . 8
栃木県	1 0 1 . 2	▲ 0 . 0	▲ 0 . 2	0 . 2
群馬県	6 0 . 5	▲ 0 . 3	▲ 0 . 6	0 . 3
埼玉県	6 3 . 2	▲ 0 . 1	▲ 0 . 4	0 . 3
千葉県	9 6 . 2	▲ 0 . 4	▲ 0 . 8	0 . 4
東京都	1 . 6	▲ 0 . 2	▲ 0 . 3	0 . 0
神奈川県	1 0 . 4	▲ 0 . 1	▲ 0 . 1	0 . 1
山梨県	2 2 . 9	▲ 0 . 3	▲ 0 . 6	0 . 3
長野県	9 2 . 6	▲ 2 . 5	▲ 2 . 8	0 . 4
静岡県	5 6 . 4	▲ 0 . 2	▲ 0 . 5	0 . 3
管内合計	6 3 0 . 3	▲ 5 . 1	▲ 8 . 1	3 . 0
全 国	4 , 0 3 2 . 2	▲ 1 6 . 8	▲ 3 2 . 5	1 5 . 7

資料: 農林水産省調べ

- 注: 1) 東京電力福島第一原子力発電事故により避難指示のあった福島県の9町村については、平成21年の農地面積から、平成21年以降に農用地区域の除外、編入を行った面積を加除して算出している。
- 2) 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- 3) 平成27年の「農用地等の確保等に関する基本指針」における平成37年時点で確保すべき農用地区域内の農地面積の目標は403万ha。

(2) 経営所得安定対策等の申請状況等（平成28年度）

本対策では、担い手の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)、農業者の拠出に基づく農業経営のセーフティネットとして、米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)等を実施しています。

ア 交付金別申請件数

関東農政局管内の経営所得安定対策等の申請件数は、申請全体で12万8,869件となっています(表2-II-17)。

交付金ごとの申請件数は、畑作物の直接支払交付金が6,412件、収入減少影響緩和対策交付金が1万4,168件、水田活用の直接支払交付金が6万7,384件、また、米の直接支払交付金が11万3,652件となっています。

表2-II-17 平成28年度経営所得安定対策等の申請件数（交付金別）

(単位：件)

	申請件数	畑作物の直接支払交付金	収入減少影響緩和交付金	水田活用の直接支払交付金	米の直接支払交付金
茨城県	28,838	1,030	3,378	15,570	25,422
栃木県	30,698	2,614	5,356	18,432	27,861
群馬県	9,576	613	952	6,085	8,090
埼玉県	8,112	556	1,275	4,317	7,673
千葉県	8,917	119	1,127	5,435	8,111
東京都	162	13	3	2	150
神奈川県	1,976	51	128	336	1,913
山梨県	6,266	82	132	1,620	5,749
長野県	29,293	1,208	1,476	13,692	24,363
静岡県	5,031	126	341	1,895	4,320
関東農政局計	128,869	6,412	14,168	67,384	113,652

資料：関東農政局調べ

イ 対象作物の作付計画面積（畑作物の直接支払交付金）

畑作物の直接支払交付金の対象作物ごとの作付計画面積は、麦計が2万5,953ha 大豆が9,165ha、そばが8,538ha、なたねが42haとなっています。(表2-II-18)

表 2-II-18 平成28年度畑作物の直接支払交付金の作付計画面積

(単位 : ha)

	麦					大豆	そば	なたね	合計
		小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦				
茨城県	7,498	4,430	1,018	2,040	10	3,482	2,621	4	13,606
栃木県	3,573	2,042	169	1,357	4	2,562	1,886	7	8,027
群馬県	5,737	5,246	10	482	—	107	363	5	6,212
埼玉県	4,910	4,670	39	164	37	437	116	2	5,464
千葉県	779	736	—	43	—	620	77	5	1,481
東京都	1	1	—	—	—	3	—	—	4
神奈川県	16	16	—	1	—	20	9	—	46
山梨県	91	49	—	42	—	124	133	0	348
長野県	2,635	2,164	0	470	—	1,626	3,270	18	7,549
静岡県	713	701	3	9	—	185	63	1	962
関東農政局計	25,953	20,054	1,240	4,608	51	9,165	8,538	42	43,698

資料：関東農政局調べ

- 注：1) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。
2) 作付計画面積は、営農計画書に申告されている面積である。

ウ 収入減少影響緩和対策の積立申出面積

収入減少影響緩和対策の対象作物ごとの積立申出面積は、米が6万930ha、麦が2万5,766ha、大豆が8,090haとなっています。(表 2-II-19)

表 2-II-19 平成28年度収入減少影響緩和交付金の積立申出面積

(単位 : ha)

	米	麦	大豆	計
茨城県	13,855	7,247	3,422	24,524
栃木県	20,765	6,648	2,338	29,751
群馬県	3,542	5,651	114	9,306
埼玉県	4,106	2,319	222	6,647
千葉県	5,452	698	512	6,662
東京都	2	1	—	2
神奈川県	227	6	5	238
山梨県	275	74	51	400
長野県	9,940	2,408	1,243	13,591
静岡県	2,766	714	183	3,663
関東農政局計	60,930	25,766	8,090	94,785

資料：関東農政局調べ

- 注：ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

エ 対象作物の作付計画面積（水田活用及び米の直接支払交付金）

水田活用の直接支払交付金の対象作物ごとの作付計画面積は、麦が3万1,089ha、飼料用米が2万9,098ha、大豆が7,886ha、加工用米が7,673ha、飼料作物が7,431ha、

WCS用稻が4,813ha、米粉用米が527ha、また、米の直接支払交付金で12万9,392haとなっています。(表2-II-20)。

表2-II-20 平成28年度経営所得安定対策等の対象作物別作付計画面積
(水田活用及び米の直接支払交付金)

(単位:ha)

	水田活用の直接支払交付金							米の直接支払交付金 (10a控除前)
	麦	大豆	飼料作物 (除WCS用稻)	WCS用稻	米粉用米	飼料用米	加工用米	
茨城県	4,908	2,605	749	607	38	7,840	1,852	29,038
栃木県	11,168	2,459	4,933	1,711	9	10,402	1,923	40,059
群馬県	6,548	111	287	590	244	1,844	1,137	7,776
埼玉県	4,721	382	251	144	190	2,857	208	9,534
千葉県	537	545	479	1,097	31	4,761	1,557	13,384
東京都	0	-	-	-	0	-	-	39
神奈川県	4	7	46	-	-	16	-	1,138
山梨県	46	114	29	9	2	17	55	2,614
長野県	2,427	1,502	593	250	13	348	788	19,984
静岡県	729	160	63	405	0	1,014	153	5,827
関東農政局計	31,089	7,886	7,431	4,813	527	29,098	7,673	129,392

資料:関東農政局調べ

注:ラウンドの関係で関東農政局計は都県別合計と一致しない場合がある。

才 平成27年産収入減少影響緩和交付金の補てん総額

平成27年産収入減少影響緩和交付金の補てん総額(国費と農業者拠出の合計)は、58億700万円となっています。(表2-II-21)

表2-II-21 平成27年産収入減少影響緩和交付金の補てん総額

	加入件数 (件)	支払件数 (件)	補てん総額 (億円)	(参考) 米の10a当たりの補てん単価(円/10a)
茨城県	3,263	3,074	14.42	17,913
栃木県	5,141	4,989	20.47	13,354
群馬県	958	931	1.79	2,502
埼玉県	1,265	1,188	2.62	10,642
千葉県	1,082	1,050	5.63	16,495
東京都	4	3	0.00	8,568
神奈川県	125	121	0.14	10,647
山梨県	137	123	0.28	11,545
長野県	1,412	1,344	10.01	15,093
静岡県	338	328	2.71	12,411
関東農政局計	13,725	13,151	58.07	(平均) 11,917

資料:関東農政局調べ

注:ラウンドの関係で関東農政局計は都県別合計と一致しない場合がある。

第3節 農業生産基盤の保全管理・整備

(1) 農業生産基盤整備の実施状況

ア 農業農村整備事業の展開

個性と活力のある豊かな農業・農村の実現

水と土は、農業にとって大切な要素であり、私たちの食を支えています。農業農村整備事業は、良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保するため、農業生産基盤の保全管理・整備を行う事業であり、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担っています。

平成28年8月、今後の事業の指針となる「土地改良長期計画」を策定し、地域の特性や強みを活かし、個性と活力のある豊かな農村を目指し、柔軟できめ細やかな整備を推進していくこととしました。本計画では、「個性と活力ある豊かな農業・農村の実現」を基本理念とし、①「豊かで競争力ある農業～産業政策～」、②「美しく活力ある農村～地域政策～」、③「強くてしなやかな農業・農村～両政策の土台～」を3つの政策課題と位置付け、農業農村整備事業を展開しています。

また、平成28年11月29日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改定され、「真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し」の中で、農地中間管理機構との連携や、高収益作物の導入などが示されました。このような中で、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、「構造改革の加速化」及び「国土強靭化」に資する農業生産基盤の推進を図っています。

イ 国営土地改良事業の実施状況と成果

首都圏に近接する優良農業地帯において16地区の国営事業を実施

関東農政局管内は、首都圏という大消費地へ食料を供給する一大食料供給基地となっており、大規模な優良農業地帯の農業生産基盤を整備する国営事業を実施しています。

平成28年度は、国営かんがい排水事業9地区、国営施設機能保全事業4地区、国営施設応急対策事業2地区、国営緊急農地再編整備事業1地区、計16地区で事業を実施しており、このうち、栃木南部地区、赤城西麓地区及び茨城中部地区は今年度に事業着手しました。(表2-II-22)。

表 2-II-22 国営事業実施地区一覧 (管内)

事業名	県名	地区名	(予定)工期(年度)
国営かんがい排水	茨城県	那珂川沿岸 (一期) 那珂川沿岸 (二期)	平成4～平成36 平成6～平成36
	栃木県	栃木南部	平成28～平成37
	埼玉県	荒川中部	平成26～平成34
	千葉県	北総中央 印旛沼二期	昭和63～平成30 平成22～平成34
	静岡県	大井川用水 (二期) 三方原用水二期 牧之原	平成13～平成29 平成27～平成36 平成23～平成30
国営施設機能保全	千葉県	大利根用水	平成26～平成35
	山梨県	笛吹川沿岸 釜無川	平成24～平成33 平成25～平成34
	長野県	伊那西部	平成24～平成33
国営施設応急対策	群馬県	赤城西麓	平成28～平成35
	長野県	竜西	平成27～平成34
国営緊急農地再編	茨城県	茨城中部	平成28～平成37

事例：排水機能の強化により湛水被害や維持管理の費用と労力を軽減し、農業生産性の維持向上及び農業経営の安定を図る
国営かんがい排水事業 「栃木南部地区」(栃木県栃木市、小山市、下都賀郡野木町)

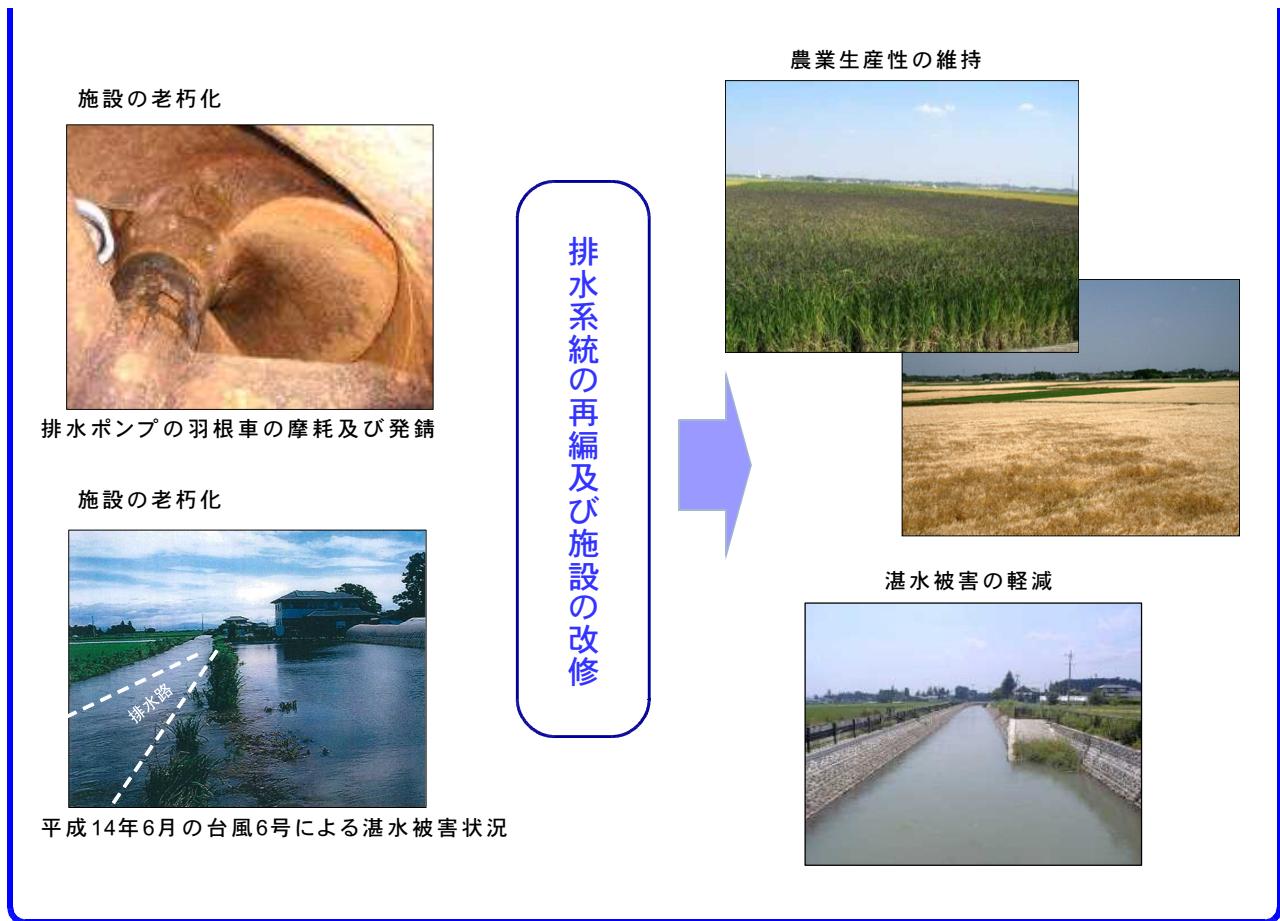
栃木南部地区は、水稻を中心に転作作物として大麦、大豆のほか、野菜類を組み合わせた営農が行われています。

本地区の排水施設は、経年的な施設の劣化により排水機能の低下が生じており、さらに、近年の降雨形態や土地利用の変化により排水量が増加し、湛水被害が生じています。

このため、本事業では、排水系統の再編を行うとともに、施設の改修等を行うことにより、排水機能の強化による湛水被害や維持管理の費用と労力の軽減を図り、農業生産性の維持向上及び農業経営の安定を図ります。

事業概要	
受益市町村	栃木県栃木市、小山市、 下都賀郡野木町
受益面積	3,619ha (田3,480ha、畑139ha)
事業実施期間	平成28年度～平成37年度
総事業費	150億円
主要工事計画	排水機場 1ヶ所 (新設) 1ヶ所 (改修) 排水路 L=9.1km (改修) 水管理施設 1式 (新設)





ウ ほ場整備と畑地帯総合整備の実施状況と成果

首都圏に近接する優良農業地帯を対象に補助事業等により水田・畑の生産基盤等の整備を581地区実施

収益率の高い農業生産を実現するためには、水田や畑の区画整理や排水改良などの生産基盤の整備と併せ、農地中間管理機構などにより農地集積を進め、将来の農業生産を担う中心的な経営体の育成を図る必要があります。

そのため、高生産性農業の展開が見込まれる地域を中心に、農地整備事業（旧経営体育成基盤整備事業、旧畑地帯総合整備事業）による農業生産基盤の整備を推進しており、30a程度以上の区画に整備済みの水田は、全国で157.2万ha（整備率64.3%）となっています。

平成28年度、関東農政局管内においては、農地整備事業（経営体育成型）を108地区、農地整備事業（畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型）を76地区で実施しており、これらの事業が担い手への農地の利用集積に役立っています。

表2-II-23 全国及び関東農政局管内の田の整備状況

項目	全国(北海道を除く)		関東農政局管内	
	面積(万ha)	整備率(%)	面積(万ha)	整備率(%)
田の耕地面積	222.3	—	42.9	—
30a程度以上の区画	135.8	61.1	27.5	64.1
うち50a程度以上の区画	18.7	8.4	2.6	6.1

表2-II-24 全国及び関東農政局管内の畠の整備状況

項目	全国(北海道を除く)		関東農政局管内	
	面積(万ha)	整備率(%)	面積(万ha)	整備率(%)
畠の耕地面積	112.5	—	36.9	—
末端農道整備済	66.8	59.3	20.6	55.8
畠地かんがい施設整備済	26.1	23.2	7.3	19.8

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」(平成27年7月15日時点)

農林水産省「農業基盤情報基礎調査」(平成27年7月31日時点)

事例：茨城県水戸市「川又平戸地区」における農地集積の状況

経営体育成基盤整備事業(平成12～平成21年度)の実施により、担い手への農地利用集積率が事業開始時に4.2%であったものが、平成28年度には47.2%となっており、農業生産基盤整備を契機とした農地の利用集積が進んでいます。

表2-II-25 川又平戸地区における農地集積の状況

	地区内 農地面積(ha)	担い手への 農地集積面積(ha)	担い手への 農地集積率(%)
事業実施前(H11)	76	3.2	4.2
平成28年度時点	73	34.5	47.2

資料：関東農政局調べ

また、地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな農地・農業水利施設等の整備を行うため、農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業を実施しています。このうち、農地耕作条件改善事業については、農地中間管理事業の重点実施区域において、農地中間管理事業と連携する場合に実施可能となっており、これにより農地集積・集約と区画拡大等の基盤整備を一体的に行ってています。

平成28年度、関東農政局管内においては、農業基盤整備促進事業を248地区、農地耕作条件改善事業を149地区で実施しており、担い手への農地の集積・集約化の加速化に役立っています。

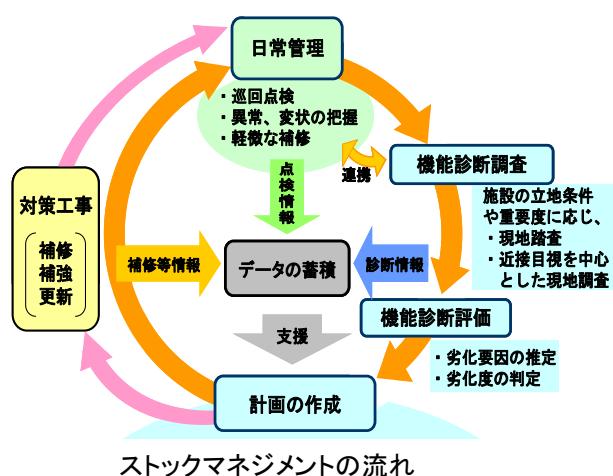
エ 国営造成施設の長寿命化に向けた取組について

平成23年度に創設された国営施設機能保全事業により、これまで関東農政局管内に設置された農業水利施設を長寿命化

(ア) 農業水利施設のストックマネジメント

農業用水を供給する我が国の農業水利施設のうち、ダム、頭首工、用排水機場等の基幹的水利施設は約7千か所、農業用用排水路は40万km、そのうち基幹的水路の延長は約4万9千kmとなっています。これら農業水利施設のストック全体の資産価値（再建設費ベース）は32兆円、そのうち基幹的水利施設は18兆円に達すると算定されます。基幹的水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラですが、施設の老朽化が進んでいる一方、国や地方公共団体、管理者の財政の逼迫等により、施設更新の遅れや維持管理能力の低下により、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じています。このため、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に行う、新しい戦略的な保全管理を推進する「ストックマネジメント」の考え方が導入されました。

図 2-II-10 農業水利施設の資産価値の推移



(イ) 国営施設機能保全事業

国営造成施設については、国が責任を持って長寿命化に取り組む必要がある関東管内の国営完了37地区のうち32地区で機能保全計画が策定済です。残りの地区では一部施設が未策定のため、引き続き策定する予定です。平成23年度に

は、国営施設機能保全事業を創設し、平成28年度までに4地区が事業着手しました。

才 国営造成施設（基幹的水利施設）の応急対策について

平成24年度に創設された国営施設応急対策事業により、これまで関東農政局管内に設置された国営造成施設（基幹的水利施設）を応急対策

国営造成施設の基幹的水利施設を対象に、不測の事態が発生した場合の応急対策、原因究明等調査、対策事業を実施するために、平成24年度に国営施設応急対策事業が創設され、平成28年度までに2地区が事業着手しました。

力 土地改良区（水土里ネット）の現状と課題

土地改良区は、土地改良法に基づき、都県知事（地域が2都県以上にわたる場合は、農林水産大臣）の認可により設立され、土地改良事業（農業用用排水施設の整備、区画整理、土地改良施設の維持管理等）及びその附帯事業を行う法人です。

また、土地改良区は、組合員の強制加入、経費の強制徴収、設立や解散の認可制、選挙管理委員会による総代の公選等の特徴をもっており、極めて公共性が強い団体です。管内の平成29年3月末現在での土地改良区数は、959地区（全国4,585地区）となっています（表2-II-26）。

表2-II-26 土地改良区面積別地区数（平成29年3月末現在）

（単位：地区数、%）

	100ha 未満	100～ 300ha	300～ 500ha	500～ 1,000ha	1,000～ 3,000ha	3,000ha 以上	計
管内 (割合)	416 (42.4)	243 (25.3)	93 (9.7)	99 (10.3)	79 (8.2)	29 (3.0)	959 (100)

資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」

近年では、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、農業と農村の基盤となる農業用用排水施設の管理や農地の保全を行う土地改良区とその組合員である農業者には、一層積極的な活動が期待されています。

一方、土地改良区は、小規模で専任職員を配置できていない地区が半数程度存在することから、全ての土地改良区において職員を配置できるように統合整備を促進するとともに、公法人としての説明責任や組合員のコスト意識の高まりに対応するため、事業運営の透明化やガバナンスの強化を推進することにより、組織運営基盤の強化を図ることが必要です。

このため、管内の各県においては、土地改良区の合併等に向けて土地改良区間の賦課金の格差、施設や財産の処分、役職員の待遇、事業形態の差などの個別の

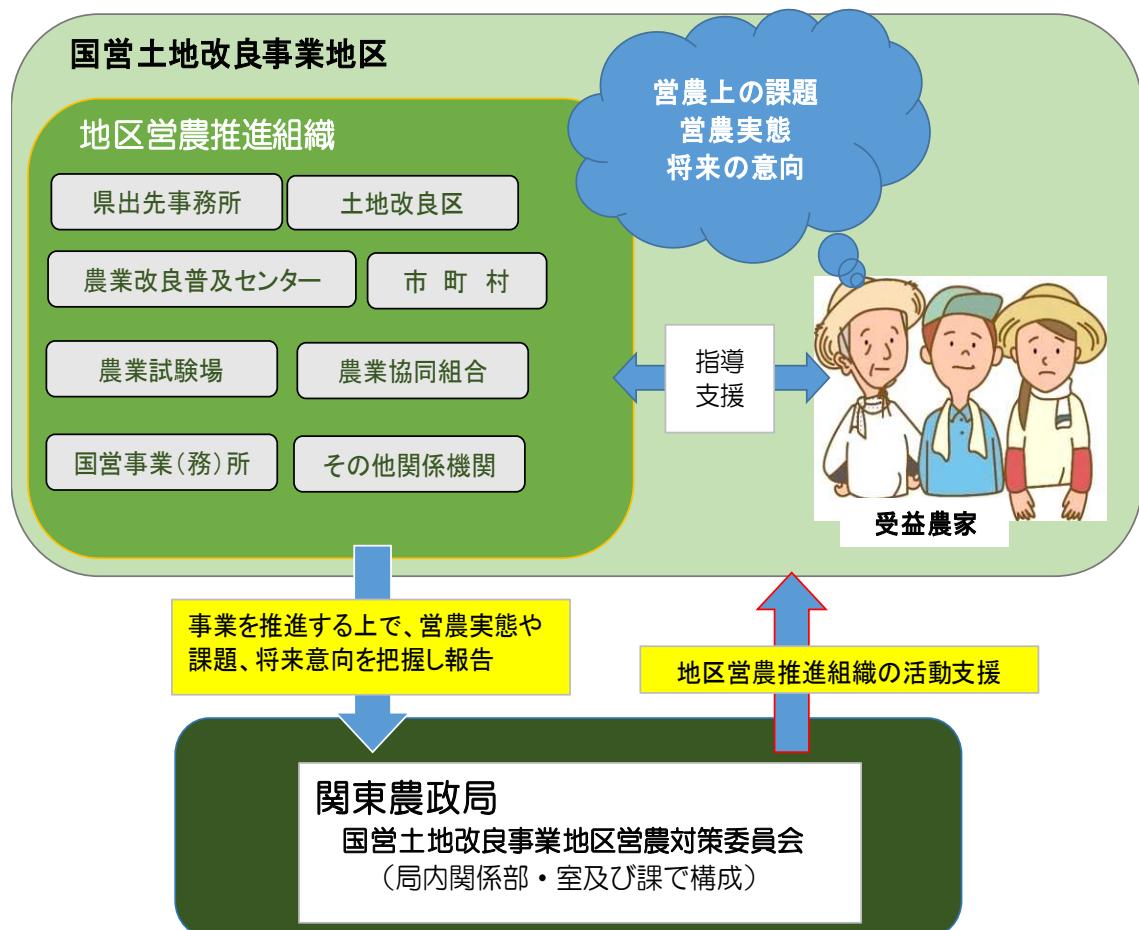
問題に対応しながら、土地改良区の整理統合を進めています。

また、農林水産省としても、土地改良区の合併等に要する経費を助成することにより、土地改良区組織の運営基盤の強化を推進しているところです。その結果、管内の土地改良区数が最大であった昭和37年の2,441地区から整理統合が進み、平成28年度末では959地区となり、一定の成果を挙げているところです。

(2) 国営事業地区における農業経営体育成農家支援の取組

関東農政局では、国営土地改良事業地区において、整備されたほ場条件を活かした農業経営の展開を支援するため、「関東農政局国営土地改良事業地区営農対策委員会」を組織し、地区営農推進組織の活動支援を行っています。(図2-II-11)

図2-II-11 国営土地改良事業地区における営農推進の概念図



ア 関東農政局国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰

関東農政局では、管内国営事業地区において、生産技術の向上と農業経営の改善のための創意工夫を意欲的に行うことによって、他の模範となり、事業及び営農の推進に著しく貢献のあった方々に対し関東農政局長賞を授与する「国営土地改良事業地区における営農推進功労者表彰」を平成3年度より実施しており、平成28年度は2者が受賞しました。(表2-II-27)

表2-II-27 平成28年度国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰の受賞者

都県名	市町村名	国営事業地区名	受賞者
群馬県	邑楽町	渡良瀬川中央	小澤 康弘氏
静岡県	浜松市	浜名湖北部	三ヶ日町柑橘出荷組合

○ 受賞者・団体

【小澤 康弘氏】

小澤氏は農業基盤整備事業によって地域の水田が、用排水路の分離及び暗渠の設置等実施され乾田化されたことから、畜舎周辺への農地集積と大型機械導入や法人化により安定的な農業経営を展開するとともに、邑楽肉牛地域資源活用研究会を設立し、耕畜連携により地域で発生する未利用の農業資源（飼料米、もみ殻、ワラ等）を地域内で循環させることによって、相乗効果で地域全体の収益性の向上につながる取組を実践しており地域のモデルとなっています。



小澤氏

【三ヶ日町柑橘出荷組合】

三ヶ日町柑橘出荷組合では、農業基盤整備事業により整備された基盤を活かしてマルチ栽培+ドリップかんがいなどの新技術を取り入れ、栽培技術の向上や防除作業の機械化に取り組み大幅な労力節減を図っています。また、マッピングシステムを活用し農地流動化や園地の荒廃防止、農家の規模拡大を推進しています。さらに、バーコードシステムを活用したきめ細やかな生産管理を実現しており、平成27年には機能性表示食品の生鮮食品第1号として認定されるなど「三ヶ日みかん」のブランド化に貢献しています。



三ヶ日町柑橘出荷組合竹平組合長

イ 現地研修会の開催

整備された基盤を有効に活用して実施されている先導的な取組事例の紹介や、流通・販売などの優良事例地区において、各分野に精通した生産者や関係者等との意見交換会を含め研修会を実施しています。

平成28年度は荒川中部地区において畑地かんがいを利用した営農を推進するた

め、平成28年12月15日に深谷市藤沢公民館において平成27年度関東農政局国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰を受賞した株式会社ジーワン（栃木県益子町）の吉岡代表を招き「参入する企業から見た地域の条件」と題し開催しました。

【研修会の様子】

講演では、他産業感覚の品質（仕様、価格、納期）管理、安定した生産管理を行えるまで単品目（キャベツ）栽培、初期投資を抑えるために露地栽培を選択したことなどを話されました。

参入の準備段階から、栃木県から営農計画や地元との関係構築に関する助言を受けたり、「小諸の師匠」と慕うキャベツ農家から農業の基本を学ぶなど農業関係者の助力を得られ、益子町で農業を始められたそうです。農地に関しては希望していた水が確保できる畠地で始めたが、参入前は考慮していなかった倉庫や出荷場などの確保に苦慮していたところ、地域や当時は取引の無いJAなどに助けられ、現在も地域の協力によって営農を続けられているなど興味深い話が続きました。

参加者から畠地かんがいについて質問があり、防除やかん水に使えるなどの栽培面はもちろん、それによって計画的に生産・出荷ができる事を取引先に説明でき、優位に価格交渉できるとの回答でした。また、用水運搬等の労力が削減できるため、畠地かんがいの入った耕地から作付計画が決まり、畠地かんがいの無い耕地は後回しになってしまい一作空いてしまうなどの影響があるそうです。



講演をする吉岡氏



質問する参加者

ウ 情報の提供

国営土地改良事業地区における優良営農事例等をテーマに、営農情報誌「Let's農業」を発行し、管内国営土地改良事業に関する土地改良区、市町村、県に配付しています。

なお、バックナンバーは、関東農政局ホームページ (http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shigen/lets_nougyou/) に掲載しています。



第4節 作物別にみた生産・流通の現状

(1) 土地利用型作物

ア 米

(ア) 生産動向

平成28年産の水稻の作付面積は、28万6,500ha。作況指数は101

関東農政局管内における水稻の生産状況について、10a当たり平年収量は、増加傾向（平成元年産465kg→平成28年産535kg：約15%増）で推移している一方、作付面積（子実用）は減少傾向（平成元年産38万5,300ha→平成28年産28万6,500ha：約26%減）にあります。収穫量は平成26年度までほぼ横ばいで推移してきましたが、平成27年からは、飼料用米などの生産拡大に伴い減少傾向となっています。

平成28年産の水稻の作付面積は、前年産より4,900ha減少し、28万6,500haとなりました。また、作柄については、8月中旬以降の日照不足の影響はあるものの、気温が平年を上回ったことから、登熟がやや良いし平年並の都県が多くなり、10a当たり収量は541kgで作況指数101、収穫量（子実用）は154万9,000t（前年産対比101%）でした（表2-II-28）。

表2-II-28 平成28年産水稻の生産状況

都 県 名	作付面積 (ha)	管 内 の 作付面積 シ ェ ア (%)	10a当たり 収 量 (kg)	収 穫 量 (t)	作況指数	前 年 産 増 減		
						作付面積 (ha)	収 穫 量 (t)	
茨 城 県	69,300	24.2	521	361,100	99	▲	1,000	6,100
栃 木 県	57,400	20.0	551	316,300	102	▲	900	6,700
群 馬 県	15,400	5.4	505	77,800	102	▲	400	500
埼 玉 県	31,700	11.1	494	156,600	101	▲	500	2,000
千 葉 県	55,700	19.4	549	305,800	102	▲	1,300	1,400
東 京 都	151	0.1	415	627	101	▲	5	▲ 5
神 奈 川 県	3,120	1.1	495	15,400	101	▲	10	200
山 梨 県	4,990	1.7	547	27,300	101	▲	40	200
長 野 県	32,700	11.4	624	204,000	101	▲	500	3,500
静 岡 県	16,000	5.6	525	84,000	101	▲	300	2,000
管 内	286,500	100.0	541	1,549,000	101	▲	4,900	20,000
全国に占める 管内の割合	(19.4%)	—	—	(19.3%)	—	—	—	—
全 国	1,478,000	—	544	8,042,000	103	▲	27,000	56,000

資料：農林水産省「作物統計」

注：1) 作況指数とは、10a当たり平年収量に対する本年の10a当たり収量の比率である。

2) 表中の記号は以下の通りである。

「▲」：減少したもの

「—」：事実のないもの

3) ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

(イ) 米の生産費

関東農政局管内における米の10a当たり費用合計について、平成25年産では主に農機具費の減少により費用合計が減少しましたが、平成26年産では光熱動力費の増、農機具の更新に伴う農機具費の増により、物財費及び費用合計が増加しました。

平成27年産では、光熱動力費の増加により前年産に比べ物財費は増加したものの、労働費が減少したことにより、全算入生産費は前年産より減少することとなりました。(表2-II-29)。

表2-II-29 水稻の10a当たり生産費の動向（関東農政局管内）

(単位：円、時間、アール)

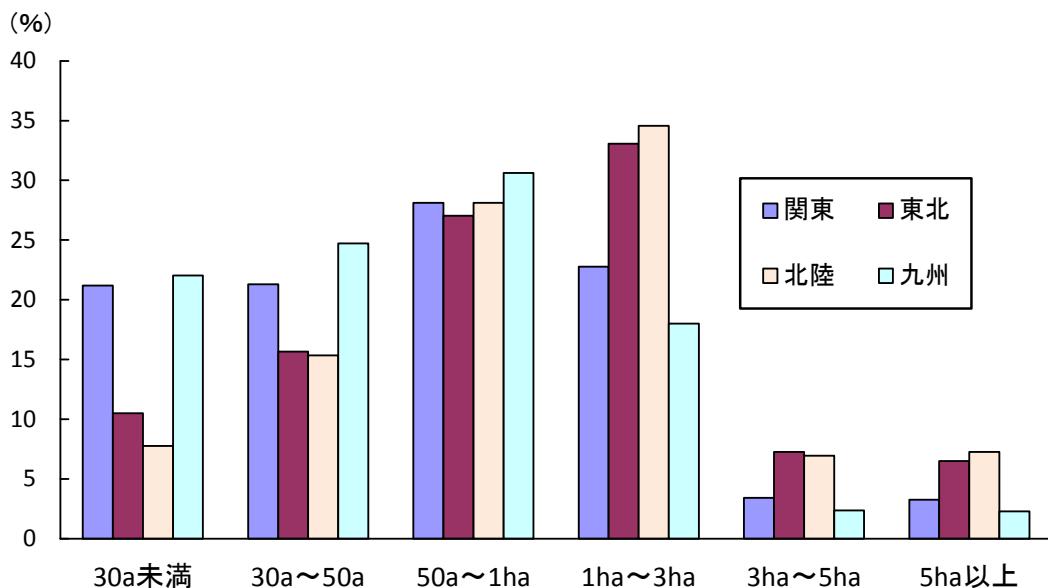
	費用合計			全算入生産費	労働時間	1戸当たり作付面積
		物財費	労働費			
平成15年産	120,574	68,311	52,263	148,685	34.35	94.1
平成16年産	120,589	69,875	50,714	146,963	33.75	98.5
平成17年産	122,732	72,232	50,500	148,897	32.51	103.7
平成18年産	119,712	71,684	48,028	145,337	31.90	105.8
平成19年産	118,506	72,370	46,136	143,710	31.69	109.5
平成20年産	130,206	86,577	43,629	154,640	29.53	113.8
平成21年産	128,869	86,863	42,006	153,127	28.95	113.6
平成22年産	127,565	85,770	41,795	151,236	28.86	119.5
平成23年産	125,619	83,624	41,995	147,589	28.03	124.5
平成24年産	127,829	86,556	41,273	149,042	27.88	128.7
平成25年産	116,244	75,438	40,806	137,107	27.38	136.3
平成26年産	117,586	77,507	40,079	139,397	26.72	139.3
平成27年産	115,551	77,734	37,817	136,743	24.97	140.6

資料：農林水産省「米生産費統計」

(ウ) 水稻作付面積規模別農家数の割合

関東農政局管内における水稻作付面積規模別農家数の割合をみると、主産地の東北や北陸と比べて50a未満の小規模農家の割合が高くなっています。このため、生産コストの低減のためには、担い手への農地の集積、生産の組織化等により、経営規模の拡大を図る必要があります(図2-II-12)。

図2-II-12 水稲作付面積規模別農家数の割合



資料:農林水産省「2015年農林業センサス」

(エ) 今後の課題

水田フル活用の推進と水田農業における省力化・低コスト化

平成25年12月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、水田フル活用と米政策の見直しを含む新たな政策の展開方向が示されました。水田農業においても、水田フル活用ビジョン[※]により、地域における作物振興の設計図を明確にし、需要に応じた主食用米の生産と非主食用米、麦・大豆等の生産振興に取り組んでいく必要があります。

また、平成27年3月に決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」においても、講すべき施策として米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大が示され、特に飼料用米については平成37年度までに110万tの生産努力目標を掲げているところです。

平成30年以降の需要に応じた米生産を実現し、食料自給率の向上を図っていく観点からは、飼料用の輸入とうもろこしの代替となる飼料用米の生産の拡大が有効とされています。

また、飼料用米は主食用米と同様の栽培方法、農業機械で生産できるため、排水不良等により麦・大豆の作付けに不向きなほ場でも取組可能であることから、今後の作付拡大が期待されています。

※ 「水田フル活用ビジョン」とは、都道府県及び地域段階の協議会（都道府県、市町村、農業団体等により構成）が作成するもので、今後3～5年間の地域の水田における作物ごとの取組方針や作付予定面積などを記載する。

関東農政局管内においても、飼料用米への取組が年々進んでおり、平成28年産では全国の飼料用米の3割が取り組まれている状況です（表2-II-30）。

なお、飼料用米については、「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月閣議決定）において、10年後にコスト削減や単収増により生産性を2倍に向上（担い手の60kg当たりの生産コストを5割低減）させるとの目標が設定され、これを受け「飼料用米生産コスト低減マニュアル」（平成27年12月）が公表されており、今後は飼料用米の取組推進と併せ、多収品種や直播栽培技術の導入等の生産性の向上に資する技術への取組を加速化させていく必要があります。

表2-II-30 関東農政局管内の飼料用米の作付面積

（単位：ha）

	23年産	24年産	25年産	26年産	27年産	28年産
茨城県	1,635	1,289	1,250	2,499	7,011	7,840
栃木県	2,662	4,143	1,723	3,943	9,248	10,402
群馬県	644	440	428	654	1,753	1,844
埼玉県	811	620	337	945	2,770	2,857
千葉県	1,020	1,097	679	1,138	3,995	4,761
東京都						
神奈川県	8	10	13	14	16	16
山梨県	4	3	3	3	14	17
長野県	194	183	132	178	370	348
静岡県	460	523	484	594	891	1,014
関東合計	7,438	8,313	5,049	9,968	26,067	29,099

資料：飼料用米等の取組計画における認定面積（平成28年9月15日現在）

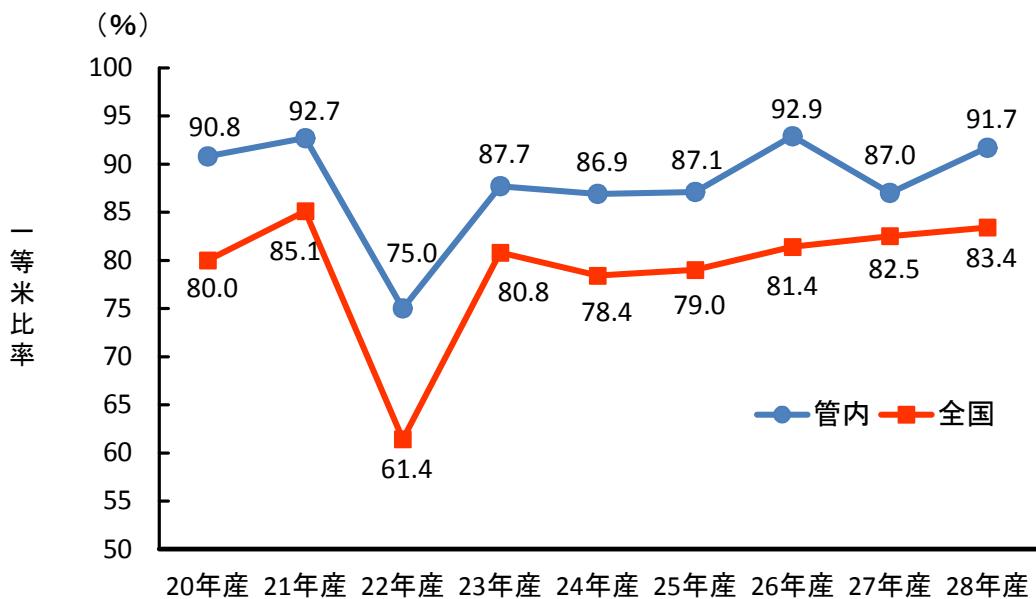
気候変動への対応

近年、登熟期の高温の影響から、白未熟粒や胴割れ粒が発生し、水稻の品質が低下する傾向がみられます。

特に、記録的な高温となった平成22年産では、農産物検査の結果、多くの規格外が発生し、その後も、登熟期の平均気温が高めで推移したことから、1等米比率が90%に達しない年が多い状況となっています。

平成28年産の関東農政局管内の1等米比率は、平成28年1月末時点で91.7%となり、高温障害の影響もなく、前年度より向上しました。（図2-II-13）

図2-II-13 水稻の1等米比率の推移



資料：農林水産省「農産物検査結果」

注：水稻うるち玄米の検査結果である（28年産は平成29年2月末現在の速報値）

今後、地球温暖化の影響により高温障害の影響が懸念される中、各県においては、品質低下要因を分析するとともに、その結果を踏まえ、特に、登熟期における稲体の活力を維持するため、生育状況に応じた適期の追肥や水管理の徹底に努めるよう生産現場への指導を強化しています。

イ 麦

(ア) 生産動向

平成28年産の作付面積は前年産と同じ3万9,200ha、収穫量は6%減の13万6,000t

関東農政局管内における平成28年産の4麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）合計の作付面積（子実用）は、前年産と同じ3万9,200haとなりました。

また、播種以降の平均気温が平年より高い状況で推移して生育は早まったものの、主に北関東4県で登熟期の高温と少雨により全般的に細麦傾向となつたことから収穫量は減少し、前年産を6%下回る13万6,000tとなりました（表2-II-31）。

表2-II-31 平成28年産麦の生産状況

		28年産		前年産比 (%)		(参考) 10a当たり平均 収量対比 (%)
		作付面積(ha)	収穫量(t)	作付面積	収穫量	
管 内	小 麦	21,700	76,800	101	95	106
	二条大麦	12,400	44,500	100	94	107
	六条大麦	5,090	14,600	99	88	104
	はだか麦	55	156	110	91	100
	4 麦 計	39,200	136,000	100	94	—
全 国	小 麦	214,400	790,800	101	79	99
	二条大麦	38,200	106,800	101	94	92
	六条大麦	18,200	53,600	100	102	105
	はだか麦	4,990	10,000	96	88	78
	4 麦 計	275,900	961,000	101	81	—

資料：農林水産省「作物統計」、「平成28年産4麦の収穫量」

- 注：1) 4麦計と内訳の合計が一致しないのは、ラウンドのためである。
2) 10a当たり平均収量対比とは、10a当たり平均収量（原則として直近7か年のうち、最高及び最低を除いた5か年の平均値）に対する当年産の10a当たり収量の比率である。

(イ) 流通及び価格動向

平成29年産麦の購入希望数量は販売予定数量を上回る。

国内産麦については、毎年、は種前の夏に、翌年収穫予定の麦について、生産者側が販売予定数量を、実需者側が購入希望数量を提示し、その後、両者の間では種前に契約が締結されて生産・流通する仕組みとなっています。

平成29年産麦については、前年と同様に、実需者の購入希望数量が販売予定数量を上回っており、国産麦に対するニーズが高い状況となっています。

(表2-II-30)。

また、平成29年産のは種前入札価格^{*}については、入札の基準価格^{*}が輸入小麦の政府売渡価格の引き下げの影響により低下していることから、小麦の主要品種である「さとのそら」では、各県産とも前年産より下回る結果となりました。(図2-II-32)

※ 「は種前入札価格」とは、国内産麦の取引の指標となる透明性のある価格を形成するために、は種前に販売予定数量の約3割について、実需者の入札により決定される価格である。

その際、入札の基準となる「基準価格」は、指標価格（前年産の落札数量により加重平均した価格）に当該年産の第1回入札時点での輸入小麦の政府売渡価格の変動率（平成29年産は0.876）を乗じた価格である（小麦のみ適用）。

表 2-II-32 平成29年産関東管内麦の販売予定数量及び購入規模数量

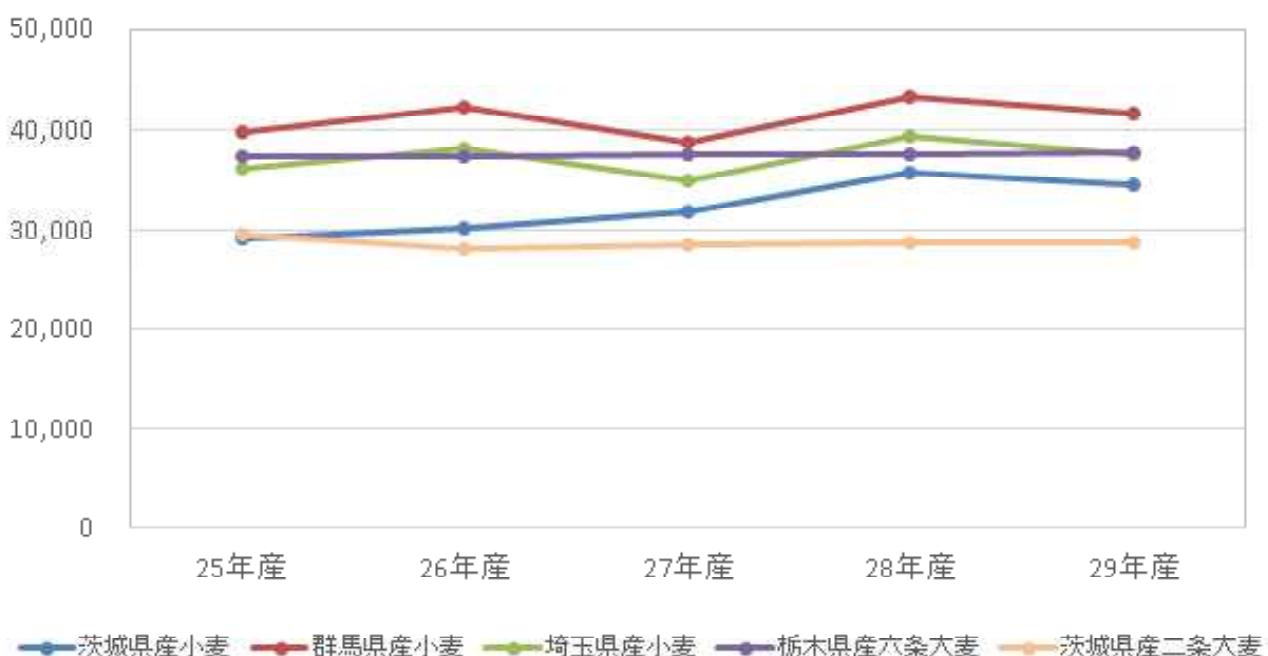
(単位: トン)

麦種	販売予定数量①	購入希望数量②	需給差 (①-②)
小麦	75,954	85,244	▲ 9,290
六条大麦	14,112	15,110	▲ 998
二条大麦	6,187	7,307	▲ 1,120
はだか麦	155	310	▲ 155

資料: 民間流通連絡協議会調べ

図 2-II-14 関東管内主要麦のは種前入札価格の推移

(t/円)



資料: 一般社団法人全国米麦改良協会調べ

注: 小麦はさとのそら、六条大麦はシュンライ、二条大麦はミカモゴールデンの価格を用いている。

(ウ) 実需者ニーズに応じた麦の安定供給

ニーズに応じた麦の安定供給に向けた新品種の導入・生産拡大の推進

関東農政局管内の麦作は、産地ごとに品質のばらつきがみられるなどの問題があり、実需者ニーズに即した製粉適性、加工適性を持つ麦の安定供給を可能とする生産体制の確保が重要な課題となっています。

こうした課題に対し、関東農政局では、実需者ニーズに即し、加工適性に優れた品種の早期育成と普及を図るため、「関東地域麦新品種等品質評価協議会」(平成11年4月設立)を毎年開催しており、実需者による新品種の品質評価、

普及推進を行っています。

特に、小麦について、日本めん用適用品種「さとのそら」は、これまで主力品種である「農林61号」と比較して、多収で、収量・品質が安定しており、うどんこ病、コムギ縞萎縮病、赤さび病などに強い抵抗性を持つことから、その代替品種として普及推進が図られ、北関東4県を中心に作付転換が行われました。このほか、国産の利用が少ないパン用小麦品種として、製パン適性に優れた小麦「ゆめかおり」などの普及を推進しました。

これら新品種の導入に当たっては、その品種特性や地域に応じた栽培技術の確立を推進することが必要であるとともに、麦類の生産拡大に当たっては、排水性の悪いほ場における湿害・排水対策の徹底のほか、水田二毛作の普及や水田の団地化等に向けた対応も重要な課題です。

ウ 大豆

(ア) 生産動向

平成28年産の作付面積は前年産と同じ1万1,000ha、収穫量は2%増の1万4,900 t

関東農政局管内における平成28年産の大豆の作付面積は、前年産と同じ1万1千ha（対前年産比100%）となりましたが、収穫量は前年産を2%上回る1万4,900 tとなりました（表2-II-33）。

表2-II-33 大豆の生産状況

（単位：ha、t、%）

	平成27年産		平成28年産			
	作付面積	収穫量	作付面積	前年産比		前年産比
				前年産比	前年産比	
茨城県	3,760	4,250	3,730	99	4,030	95
栃木県	2,670	4,430	2,680	100	4,450	100
群馬県	323	352	301	93	376	107
埼玉県	665	605	705	106	698	115
千葉県	835	893	876	105	902	101
東京都	4	5	4	100	5	100
神奈川県	40	71	39	98	63	89
山梨県	223	261	220	99	328	126
長野県	2,120	3,540	2,170	102	3,730	105
静岡県	319	188	284	89	304	162
管内	11,000	14,600	11,000	100	14,900	102
全国	142,000	243,100	150,000	106	238,000	98

資料：農林水産省「作物統計」

(イ) 流通及び価格動向

国産大豆については、JA等に販売委託されるものが多く、問屋を経由した流通が中心となっています。その他の流通としては、集荷業者等が生産者から直接買い付け、加工メーカー等へ販売されるもの、生産者から地場の加工メーカー等へ直接販売されるもの等があります。

また、その取引形態については、入札取引、相対取引、契約栽培の三形態があり、入札取引については、毎年、収穫後から翌年の秋にかけて行われます。

大豆の入札価格は、生産量によって大きく変動する傾向にありますが、平成27年産については、一部の品種銘柄を除いて前年産を下回る価格となりました。(表2-II-34)。

表2-II-34 関東管内大豆の入札価格の推移

(単位:円/60kg)

	品種銘柄	粒別	23年産	24年産	25年産	26年産	27年産
茨城	タチナガハ	大粒	7,083	7,070	14,229	11,629	8,533
	納豆小粒	小粒	8,300	8,500	8,500	10,023	13,509
	納豆小粒	極小粒	-	8,750	8,050	9,025	13,510
栃木	タチナガハ	大粒	6,702	7,133	13,406	12,535	-
	里のほほえみ	大粒	-	-	13,350	12,462	9,046
群馬	タチナガハ	大粒	7,125	8,121	13,463	13,298	8,742
	タチナガハ	中粒	8,460	8,158	10,498	14,220	8,709
千葉	フクユタカ	大粒	7,292	7,986	-	14,792	9,362
長野	ナカセンナリ	大粒	8,533	8,393	15,436	14,473	9,552
	ナカセンナリ	中粒	7,942	8,016	16,130	14,601	9,207
全国平均(加重平均)			8,299	8,145	14,168	13,380	10,155

資料: 公益財団法人日本特産農産物協会入札結果による。

注: 価格は普通大豆と特定加工用大豆(豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆に適用される規格)との加重平均によるものである。

(ウ) 今後の課題

大豆は、気象条件等の影響を受け作柄が変動しやすいことから、湿害による発芽不良や单収、品質の低下を解決するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において開発された地域の気象条件や土壌条件に応じた新しい耕起・播種等の技術(「大豆300A技術」)の導入を推進しています。

また、関東地域においては、麦跡大豆が多く、播種作業が梅雨の影響を受けやすいことから、効率的に播種作業を行う必要があります。このため、播種前の耕うんを省略し、雨による播き遅れや麦の収穫作業との競合を回避できる「不耕起播種」や、湿害を軽減し、作業能率の向上が図られる「耕うん同時畝立て播種」等の技術を、单収向上・安定化に向けて一層推進していく必要があります。

他方、豆腐加工適性に優れた新品種「里のほほえみ」[※]への転換を推進している複数の県では、大ロット供給が可能となる生産量の確保、均質化のための加工適性の統一的な評価等、実需者の求める安定供給に向けた広域連携の検討も行われています。

エ 落花生

(ア) 生産動向

関東農政局管内の主産県である茨城県及び千葉県における平成28年産作付面積は、それぞれ587ha、5,170haとなっており、この2県で全国の約9割を占めていますが、近年は、労働力不足等により作付面積は減少傾向にあります。

全国の大きなシェアを占めている千葉県では、平成27年産は低温・日照不足により収穫量が減少しましたが、平成28年産は気象の影響も軽微であったことから12,300 tとなりました。(表2-II-35)。

表2-II-35 落花生の生産状況 (単位: ha、t、%)

	26年産		27年産		28年産		
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	前年比
					前年比		
茨城県	657	1,870	623	1,510	587	94	115
千葉県	5,300	12,800	5,240	9,590	5,170	99	128
全国	6,840	16,100	6,700	12,300	6,550	98	126

資料: 農林水産省「作物統計」

注: 収穫量は殻付の状態のものである。

(イ) 価格・消費等の動向

落花生は、タンパク質、脂肪、ビタミン類等を豊富に含む食品として、古くから親しまれてきました。最近の消費の傾向としては、バターピーナッツや、加糖調製品の消費が増加しており、国内需要(消費)量全体としては、約10万t(むきみ換算。バターピーナッツ等の輸入調製品を含む。)で、この需要量に対して国産の供給割合は1割程度となっています。

平成27年産の国産落花生の価格(生産者の受取価格(殻付))は、主産県の千葉県で収穫量が前年より大きく減少したことにより、前年産を大きく上回る価格となりました。

表2-II-36 国産落花生の生産者受取価格 (円/60kg)

年 度	23年	24年	25年	26年	27年
生産者受取価格	27,510	22,660	27,820	34,460	56,080

資料: 農林水産省「農業物価統計」

注: 全国平均価格(殻付)

※ 新品種「里のほほえみ」は、豆腐加工適性や外観品質に優れ、紫斑病等の病害に強く、機械収穫適性が高い。

(ウ) 今後の課題

落花生は、千葉県、茨城県等の畑作地帯における重要な輪作作物であり、また、産地において煎り豆、豆菓子等に加工されていることから、地域における重要な基幹農産物となっています。しかしながら、高齢化の進行等による労働力不足から作付面積が減少しており、今後も生産を続けていくためには、特に、多くが手作業で行われている播種、収穫について、機械化により省力化を進める必要があります。

落花生専用収穫機については、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センターが実施している農業機械等緊急開発事業（緊プロ事業）[※]により開発され平成27年度から市販されており、今後の普及が期待されています。

オ そば

(ア) 生産動向

平成28年産の作付面積は前年産に比べて4%増の1万600ha、収穫量は7%減の6,340 t

関東農政局管内におけるそばの生産状況は、作付面積、収穫量ともに全国に占める割合は2割程度となっており、このうち、長野県、茨城県及び栃木県の3県で管内の作付面積の9割弱を占めています。

近年の作付動向を見ると、そばに対する直接支払が開始された平成22年産以降は増加を続けていましたが平成24年産以降は、ほぼ横ばいの状態です。また、収穫量は、秋の長雨の影響により前年産比7%減の6,340 tとなりました（表2-II-37）。

表2-II-37 そばの生産状況

	(単位: ha, t, %)											
	23年産		24年産		25年産		26年産		27年産		28年産	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
茨 城 県	2,680	2,330	3,050	2,750	2,980	2,150	2,950	2,120	2,870	1,980	2,980	104
栃 木 県	2,100	1,870	2,200	2,220	2,250	1,710	2,270	1,660	2,100	1,680	2,250	107
長 野 県	3,630	2,400	3,970	3,370	3,890	2,680	4,060	2,560	3,970	2,340	4,130	104
管 内	9,520	7,360	10,400	9,360	10,300	7,290	10,500	7,140	10,200	6,830	10,600	104
全 国	56,400	32,000	61,000	44,600	61,400	33,400	59,900	31,100	58,200	34,800	60,600	104
												前年産比
												前年産比

資料：農林水産省「作物統計」

※ 生産現場の要望が強く、商業ベースの開発・実用化が進みにくい農業機械を対象に、農業機械メーカーとの共同研究により開発・実用化を図る取組。

(イ) 流通動向

国産そばは、輸入品と比べて風味、色合い等の良さが評価されており、そば粉の品質や産地が重視される高級そば専門店では国産品、一般的な飲食店等では輸入品が使用されることが多く、国産そばの取引価格は、輸入品と比べて2～3倍の高値で取引されている状況にあります。

(ウ) 生産の安定とブランド化

そばについては、「食料・農業・農村基本計画」において、平成37年の生産数量目標として、平成25年の3万3千tから5万3千tへ増産することとし、併せて克服すべき課題^{*}が示されています。

そばは水田営農における転作作物として重要な作物であり、また、そば打ちの体験教室や農村レストランによるサービスなど地域活性化に向けた素材としても重要な作物であることから、排水対策等の基本技術の徹底を図りつつ、水田の団地的な利用と汎用化等により、生産の安定化と実需者と結びついた生産拡大を図る必要があります。

このような中、長野県では、県内主要品種の「信濃1号」と比較して、粉色の緑色が濃く、ゆで麺の色と香りの評価が高い「長野S8号」を育成し、栽培・加工・販売に関する基準を満たしたものを「信州ひすいそば」（商標登録済）の名称で流通させるなど、そばのブランド力強化に取り組んでいます。

(2) 園芸作物

ア 野菜

(ア) 主要野菜の生産動向

平成27年産野菜の作付面積、出荷量は前年よりも減少

関東農政局管内の主要野菜（28品目）の作付面積は、全国の3割以上を占めていますが、都市化の進行や生産者の高齢化等に伴い、近年、減少傾向にあり、平成27年産は11万6,100haで、前年と比べ200haの減となりました（表2-II-38、参考14）。

また、平成27年産は、7月の少雨乾燥、9月の日照不足、10月の低温などの影響で、一部地域で生育遅延、品質低下や着果不足となったことから、前年より収穫量（380万6千t）、出荷量（331万8千t）とも減少となりました。

都県別の作付面積は、茨城県が関東農政局管内の21%、千葉県が21%、長野県が15%、群馬県が14%を占め、この上位4県で管内の7割を占めています（参考14）。

※ 克服すべき課題

- ・機能性を活かした国産そばの需要拡大
- ・品質・収量の向上及び安定化、機械化適性を有する多収性品種の育成・普及
- ・農地の高度利用の推進による作付面積の拡大

なお、関東農政局管内の野菜指定産地^{*}は、平成27年度末で255産地（平成26年度末より1産地減）となりました。

表2-II-38 関東農政局管内主要野菜28品目の作付面積、収穫量及び出荷量（平成27年産）

	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	出荷量 (t)	前年産比 (%)		
				作付面積	収穫量	出荷量
根 菜 類	25,300	845,900	707,500	99	100	100
葉 茎 菜 類	60,900	2,097,000	1,869,000	100	99	100
果 菜 類	24,500	675,500	567,900	101	101	101
果実的野菜	5,480	187,600	174,400	98	95	95
管 内 計	116,100	3,806,000	3,318,000	100	100	100
管内計(26年産)	116,300	3,819,000	3,329,000			
前年産増減(▲)	▲200	▲13,000	▲11,000			

資料：農林水産省「平成27年産野菜生産出荷統計」

- 注：1) 内訳と計が一致しないのは、ラウンドのためである。
 2) 管内計（26年産）は、26年産の主要品目に該当する管内の都県の数値の積み上げであり、前年産対比についても、同様に集計した前年値をもとに算出した。
 3) 28品目の内訳
 　根 菜 類：だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、れんこん、さといも、やまのいも
 　葉 茎 菜 類：はくさい、キャベツ、ほうれんそう、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、ねぎ、たまねぎ
 　果 菜 類：きゅうり、かぼちゃ、なす、トマト、ピーマン、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、えだまめ
 　果実的野菜：いちご、メロン、すいか

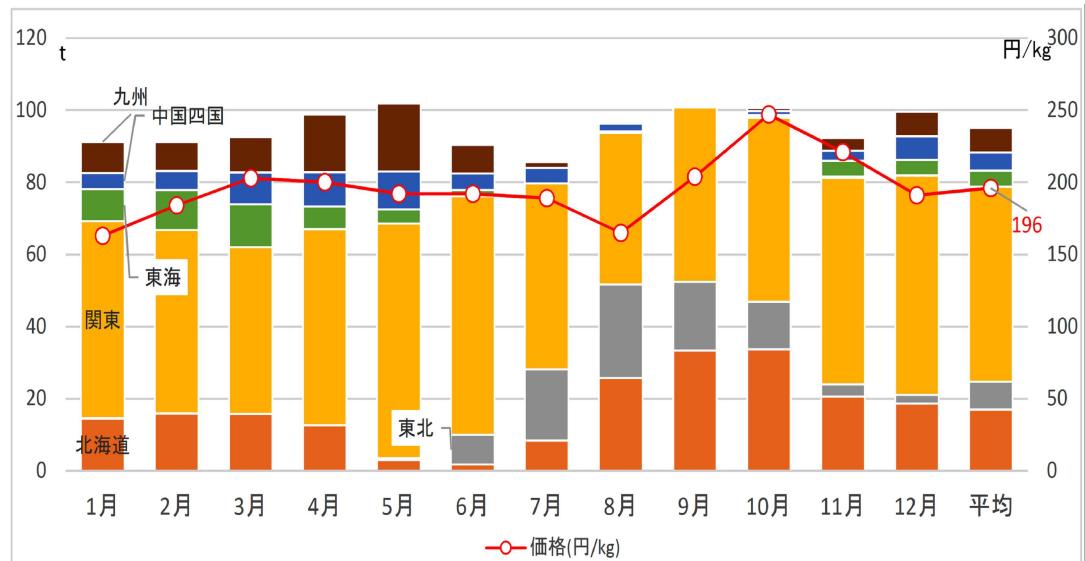
（イ）主要野菜の流通・価格の動向

平成28年の野菜は、関東地域、北海道地域からの入荷が主体で、入荷量は平年並み、価格は前年をやや上回る。

東京都中央卸売市場における指定野菜（14品目）の平成28年の入荷状況と価格をみると、関東地域や北海道地域で生産された野菜の入荷が主体で、総入荷量は平年（過去5年間の平均）の99%の114万tとなり、卸売価格は前年比107%の196円でした。月別の入荷状況の推移は図2-II-15のとおりです。

* 野菜生産出荷安定法第4条に基づき、農林水産大臣は、指定野菜の種別ごとに、その区域から当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であって、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるものを野菜指定産地として指定することができる。

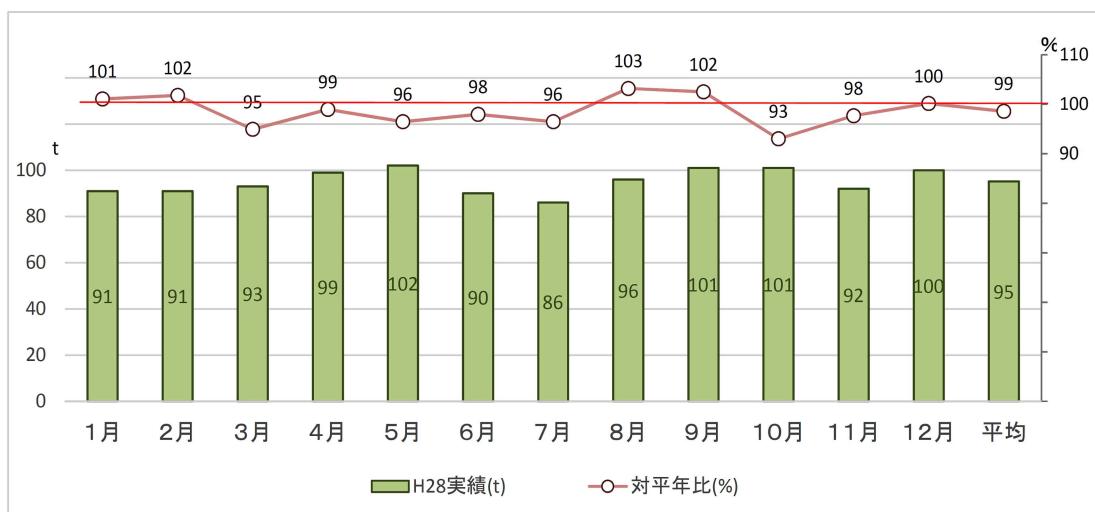
図2-II-15 平成28年指定野菜の入荷状況と価格の推移



月別の入荷量については、3月は暖冬から前進出荷しただいこん、はくさい、キャベツ等で端境期が発生し減少、8月は日照時間が多く気温が高く推移した影響で生育が前進した果菜類を中心に増加、9月は台風の接近・上陸による降雨や日照不足の影響で根菜類等を中心に減少等があったものの、月別入荷量の平均は95万tで、平年並みの入荷量となりました。

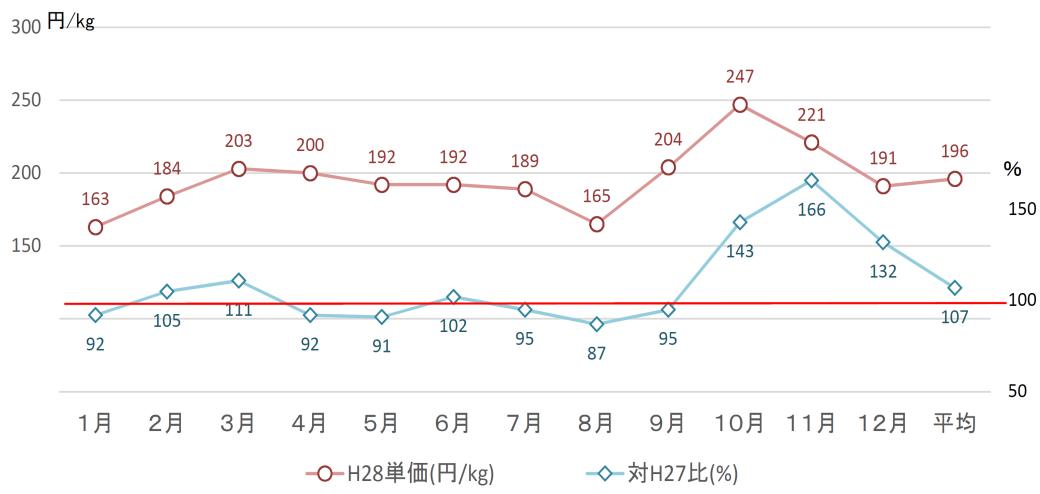
月別の入荷量の推移は（図2-II-16）のとおりです。

図2-II-16 平成28年指定野菜の月別入荷量の推移



月別の卸売価格については、2月から3月は端境期での入荷量の減少から高値傾向で、8月は入荷量が増加した果菜類を中心に安値基調で、10月以降は降雨・日照不足や低温の影響により不安定な入荷から高値傾向での推移となりました。年間の平均価格は196円で、前年の平均価格をやや上回りました。月ごとの卸売価格の推移は図2-II-17のとおりです。

図2-II-17 平成28年指定野菜の月別卸売価格の推移



指定野菜の品目毎の入荷量の推移は、表2-II-39のとおりです。

表2-II-39 主要野菜の入荷量の推移（平成28年）

単位:t, %

品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	平年比
だいこん	12,970	12,214	11,528	10,804	9,466	7,878	8,283	8,636	11,218	12,467	12,485	13,111	131,061	95
にんじん	7,425	7,164	7,773	7,313	8,805	7,490	6,133	6,700	6,359	7,838	6,912	8,470	88,382	99
はくさい	12,570	11,082	6,635	6,026	5,882	6,037	5,783	6,024	10,490	14,716	14,560	14,745	114,551	100
キャベツ類	15,007	15,876	16,804	17,489	17,349	15,278	16,232	16,486	16,932	16,686	13,717	14,178	192,034	103
ほうれんそう	1,377	1,379	1,230	1,268	1,375	1,315	923	788	749	994	1,292	1,703	14,393	90
ねぎ	5,215	4,789	4,291	3,716	3,570	3,723	3,792	4,184	4,404	5,535	5,178	5,774	54,170	95
レタス類	6,583	6,274	7,292	7,946	8,232	8,988	10,020	10,216	9,674	6,556	6,827	8,575	97,183	102
きゅうり	4,619	4,959	6,558	7,731	8,998	7,324	6,835	9,054	7,626	5,312	4,432	4,490	77,937	101
なす	1,572	2,197	2,866	3,636	4,106	4,563	4,137	5,300	3,743	3,350	2,247	1,790	39,507	100
トマト	4,767	5,386	5,805	7,844	10,443	9,120	7,861	10,663	8,556	5,771	3,912	4,423	84,551	99
ピーマン	1,343	1,318	1,880	2,323	2,623	2,408	1,792	2,162	2,294	1,799	1,723	1,662	23,328	103
さといも	573	609	526	403	259	225	166	331	769	1,223	1,101	1,772	7,957	85
ばれいしょ類	7,660	6,944	6,690	7,876	9,131	7,694	5,613	6,503	7,410	7,584	7,235	7,451	87,791	90
たまねぎ	9,552	11,034	12,722	14,423	11,608	8,342	8,086	9,412	11,133	10,726	10,732	11,441	129,212	100
指定野菜計	91,233	91,225	92,601	98,798	101,847	90,385	85,654	96,460	101,357	100,557	92,352	99,586	1,142,056	99

資料：東京青果物情報センター「東京中央卸売市場における野菜の市場別入荷数量及び及び価格」

指定野菜の品目毎の卸売価格の推移は、表2-II-40のとおりです。

表2-II-40 主要野菜の卸売価格の推移（平成28年）

品目	単位:円/kg、%													
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	前年比
だいこん	58	80	94	104	96	93	119	118	134	149	124	90	104	116
にんじん	79	92	116	163	177	131	150	145	271	261	211	148	161	127
はくさい	46	62	110	98	60	72	54	57	91	143	116	83	87	114
キャベツ類	59	67	90	115	100	94	73	70	96	166	172	112	101	96
ほうれんそう	544	534	551	512	473	478	618	659	917	851	612	473	577	111
ねぎ	289	276	312	388	496	446	384	310	376	372	349	318	354	114
レタス類	274	310	279	213	170	142	130	145	229	398	284	233	223	98
きゅうり	454	446	336	263	255	267	324	208	314	497	449	464	334	103
なす	547	490	463	419	420	399	372	225	374	397	481	510	399	103
トマト	473	474	520	403	295	297	322	262	329	545	624	577	391	105
ピーマン	642	799	621	455	383	347	416	229	309	545	556	479	457	99
さといも	307	316	316	286	362	463	485	485	384	315	262	298	325	100
ばれいしょ類	128	182	216	238	211	207	173	147	171	155	170	189	183	122
たまねぎ	81	98	95	87	92	146	171	170	126	85	74	75	105	96
指定野菜計	163	184	203	200	192	192	189	165	204	247	221	191	196	107

資料：東京青果物情報センター「東京中央卸売市場における野菜の市場別入荷数量及び及び価格」

- 注：1) 指定野菜とは、だいこん、にんじん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、レタス、きゅうり、なす、トマト、ピーマン、さといも、ばれいしょ、たまねぎの14品目をいう（野菜生産出荷安定法施行令第1条）。
- 2) 卸売価格は、指定野菜14品目の入荷量と単価を用いた加重平均価格であり、ねぎはこねぎ等を除き、レタスはリーフレタスを含み、なすは長なすを含み、トマトはミニトマトを除き、ピーマンはジャンボピーマンを除いている。

（ウ）野菜生産の構造改革の推進

次世代施設園芸の取組拡大について

次世代を担う大規模施設園芸の取組を拡大するため、次世代施設園芸導入加速化支援事業により、先進技術と強固な販売力を融合させ生産から調製・出荷までを一貫して行うとともに、化石燃料依存からの脱却を目指し地域エネルギー（木質バイオマス）を活用する次世代施設園芸拠点を、静岡県小山町及び埼玉県久喜市に整備しました。

静岡県拠点は平成28年1月に完成し、温湿度、CO₂濃度、水分等の複合環境制御装置、木質バイオマスによる温湯暖房機等を備えた4haの温室でオリジナルブランドの高糖度トマトとミニトマトを年間通して生産・出荷しています。

埼玉県拠点は約30aの温室11棟からなる生産施設（総面積3.3ha）が平成29年1月に完成し、10a当たり30トンの高単収を目指してトマトの生産を開始しました。平成29年5月中旬に収穫し、大手量販店を通じて販売される予定です。

今後は、次世代拠点の成果を地域に展開していくとともに、更なる設置コスト低減に向けた新たな低コストハウスの設置や、技術実証、研修生受入れ等による人材育成を行う等、地域で技術習得する仕組み作りを支援していきます。

(エ) 野菜の流通・加工対策の推進

野菜需要の変化

野菜の国内需要は、食の外部化の進行によって、加工・業務用の割合が高まる傾向が続いており、全体需要の過半を加工・業務用需要が占めています（表2-II-41）。

このうち、家計消費用（生鮮用）については、国産の割合は、ほぼ100%ですが、加工・業務用では、輸入野菜が30%以上を占めています。

このような中、加工・業務用野菜は、数量及び価格面で安定して供給することが求められており、機械化一貫体系を導入した低コスト・省力化による規模拡大や実需者ニーズの多様化・変化に即応するため中間事業者を介した供給経路の構築（生産流通体制の整備）が必要です。

また、集出荷体制の集約化や遠隔産地からの効率的な輸送手段の確保（青果物流通の合理化・効率化）等により、国産シェアを奪還していくことが求められています。

表2-II-41 用途別の需要量割合と用途別需要に占める輸入割合

	平成2年	12年	17年	22年
野菜の国内需要に占める加工・業務用需要の割合	51%	54%	55%	56%
加工・業務用需要に占める輸入割合	12%	26%	32%	30%
家計消費需要に占める輸入割合	0.5%	2%	2%	2%

資料：農林水産政策研究所推計

「青果物流通の合理化・効率化」、「生産流通体制の整備」への支援

このような中、青果物流通の合理化・効率化に向けて、物流業界との連携による新たな輸送システムの導入を支援する「青果物流通システム高度化事業」（最先端物流合理化技術導入）を1地区で、多様なニーズに対応した生産流通体制の構築に向けて、生産者・中間事業者・食品製造事業者等による一体的な取組を支援する「国産原材料供給力強化支援事業」（新品種等現地適応試験実施、導入品種等の加工適性試験の実施、GAP・トレーサビリティ手法の導入等）を2地区で、それぞれ実施しました。

野菜振興セミナーの開催

また、加工・業務用野菜の需要に対応した国産野菜のシェア拡大に向けて、加工・業務用野菜の生産等に取り組むにあたっては、実需者の多様なニーズに的確に対応する必要があることから、実需側から生産側に”国産野菜に求める品質や消費者ニーズ”を紹介していただく「野菜振興セミナー」を平成29年3月に関東農政局にて開催しました。生産者、生産者団体、実需者、種苗会社、行政関係者等約130名の参加があり、基調講演の後、今後の需要や価格の動向等について熱心な質疑応答が行われました。



セミナーの様子①



セミナーの様子②

イ 果樹

(ア) 主要果樹の生産動向

a 栽培面積

平成27年の栽培面積は5万4,900haで全国シェア23.8%

管内における果樹の栽培面積は、後継者不足や高齢化等による労働力不足等から減少傾向が続いている、平成27年は前年比1.1%減の5万4,900haとなりました（表2-II-42）。

管内では、各地域の様々な立地条件を活かし、常緑果樹から落葉果樹まで多品目にわたって栽培されており、管内の平成27年果樹の栽培面積は、全国の栽培面積の23.8%と、約4分の1を占めています。

主な品目では、みかん（静岡県）、りんご（長野県）、日本なし（千葉県、茨城県）、びわ（千葉県）、ぶどう、もも、すもも（山梨県、長野県）、くり（茨城県）等の品目で全国的に高いシェアとなっており、特に日本なし、もも、すもも及びぶどうでは4割を超える主産地域となっています。

また、管内を地域別にみると、山梨県、長野県及び静岡県において栽培面積が大きく、3県で管内の6割強を占めています。

表2-II-42 平成27年主要果樹品目別栽培状況等

(単位: ha, t)

品目	全 国		管 内		管内/全国(%)		管内の主な主産県の全国に占める栽培面積シェア(%)
	栽培面積	収穫量	栽培面積	収穫量	栽培面積	収穫量	
みかん	44,600	777,800	7,260	125,500	16.3	16.1	静岡(13.0)、神奈川(2.9)
その他かんきつ類	26,700	—	1,560	—	5.8	—	静岡(4.0)
りんご	38,600	811,500	8,680	167,400	22.5	20.6	長野(20.4)、群馬(1.1)
日本なし	12,800	247,300	5,520	114,700	43.1	46.4	千葉(12.7)、茨城(8.8)、栃木(6.3)、長野(6.1)、埼玉(3.3)
西洋なし	1,580	29,200	118	1,820	7.5	6.2	長野(6.4)
かき	21,400	242,000	3,390	18,400	15.8	7.6	長野(3.2)、山梨(3.0)、静岡(2.5)
びわ	1,440	3,570	180	535	12.5	15.0	千葉(11.3)
もも	10,600	121,900	4,740	54,500	44.7	44.7	山梨(32.6)、長野(10.6)
すもも	3,050	21,300	1,470	10,000	48.2	46.9	山梨(29.7)、長野(13.0)、群馬(2.1)、埼玉(1.5)
おうとう	4,820	18,100	510	—	10.6	—	山梨(7.3)、長野(2.3)
うめ	16,700	97,900	4,290	7,150	25.7	7.3	群馬(6.2)、茨城(3.0)、長野(2.9)、山梨(2.6)、神奈川(2.3)
ぶどう	18,100	180,500	7,610	73,900	42.0	40.9	山梨(22.8)、長野(13.3)
くり	20,300	16,300	7,280	7,530	35.9	46.2	茨城(18.6)、埼玉(3.4)、栃木(2.8)
キウイフルーツ	2,180	27,800	659	5,260	30.2	18.9	神奈川(6.4)、静岡(6.0)、群馬(3.7)、栃木(3.0)、山梨(2.6)
その他	7,330	—	1,630	—	22.2	—	
合 計	230,200	—	54,900	—	23.8	—	
平成26年合計	233,800	—	55,500	—	—	—	
対前年比	98.5%	—	98.9%	—	—	—	

資料：栽培面積は農林水産省「耕地及び作付面積統計」、収穫量は農林水産省「果樹生産出荷統計」

注：1) 収穫量は調査対象都道府県（主産県）の計である。

2) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表していない県の数値は除外した。

b 収穫量

平成27年産の関東農政局管内主要果実の収穫量は、生育期間を通じた天候不順の影響を受け、おおむね天候に恵まれた昨年産に比べ減少しました（表2-II-43）。

みかんは、表年^(※)にあたつたものの、主産県である静岡県で生理落果期の高温による着果数の減少や11月から12月の高温・多雨の影響等により腐敗果が発生し、前年や前々年の表年と比較しても大幅に減少し、12万5,500 tとなりました。

りんごは、主産県である長野県において、6・7月の降ひょうや台風15号の影響などから減収となり、16万7,400 tとなりました。

日本なしは、黒星病の発生やハダニによる虫害、裂果等が見られ、管内の生産県においては総じて減収となり、11万4,700 tとなりました。

ぶどうは、山梨県を中心に、夏場の高温による日焼け果や着色不良果が発生したこと等から管内の生産県においては総じて減収となり、7万3,900 tとなりました。

ももは、生育期の高温・多雨の影響による裂果や落果が発生するなど、主産県である山梨県で大幅な減収となったことから、5万4,500 tとなりました。

※ 表年や裏年とは、その年の実のなり具合を示し、表年はたくさんなった年、裏年はあまりならなかつた年を示す。みかんは、表年と裏年を交互に繰り返す性質があり、これを隔年結果といいます。

表 2-II-43 関東農政局管内 の主要果樹収穫量

(単位:t)

	平成23年産	24	25	26	27	対前年産比 (参考) (27/26) (%)
みかん	156,300	142,300	147,800	147,500	125,500	85.1
りんご	149,600	175,900	165,100	178,300	167,400	93.9
日本なし	130,900	125,300	117,000	124,400	114,700	92.2
ぶどう	70,700	84,000	80,000	83,600	73,900	88.4
もも	66,500	63,300	54,500	64,300	54,500	84.8

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計」

注： 収穫量は、25年産までと27年産は調査対象道県（主産県）の計、26年産は全都県調査結果であるため、対前年比は参考扱いとしている。

個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表していない県は除外した。

c 品種動向

管内の栽培品種は高品質系の特定品種に特化する状況続く

関東農政局管内の栽培品種は、消費者ニーズを反映して、高品質系品種の割合が高くなっています（図2-II-18）。

主要果樹の品種別面積割合をみると、

うんしゅうみかんは、食味が良く貯蔵性の高い「青島温州」が全体の5割強を占めているほか、甘みの強い宮川早生、興津早生などが主要となっています。

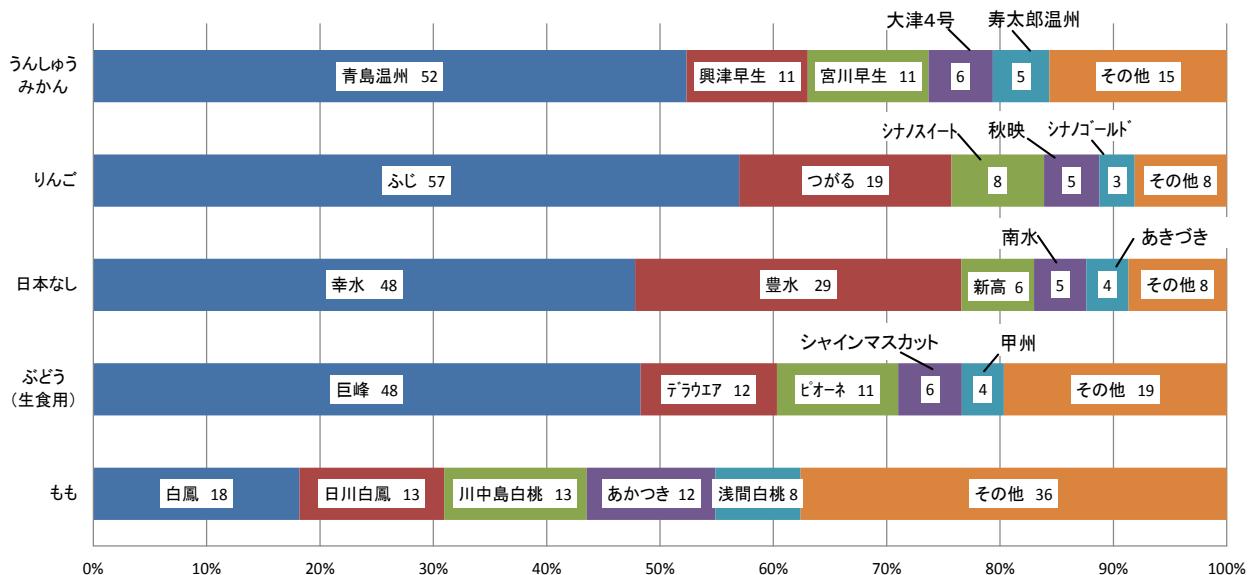
りんごは、近年、中生種の「シナノスイート」「シナノゴールド」「秋映」^{あきばえ}が増加しているものの、晩生種の「ふじ」の割合が依然として高く、全体の6割弱を占めています。

日本なしは、各産地で新品種が栽培されつつあるものの、依然として赤なしの「幸水（早生種）」と「豊水（中生種）」の割合が高く、全体の8割弱を占めており、上位5品種では9割強となっています。

ぶどうは、大粒系の「巨峰」の割合が高く半数を占めており、同じ大粒系の「ピオーネ」と併せると全体の6割弱を占めていますが、近年はシャインマスカットが増加しており、全体に占める割合も高まっています。

ももは、他の品目ほど特定の品種に特化していないものの、「白鳳」^{はくほう}「日川白鳳」「川中島白桃」「あかつき」「浅間白桃」の5品種で全体の6割強を占めています。

図2-II-18 関東農政局管内の26年産主要果樹品種別結果樹面積等の構成比



資料：農林水産省「特産果樹生産動態等調査」

注：各都県で1ha以上栽培されている品種を対象にしたものである。

このような中、さらなる消費者ニーズへの対応と地域ブランド商品の開発のため、各県の試験場などで新品種が育成され、その普及が進められています。主な品種として、

りんご：群馬県の「おぜの紅」、長野県の「シナノドルチェ」「シナノレッド」「シナノピッコロ」「シナノプッチ」

日本なし：茨城県の「恵水」、栃木県の「にっこり」、埼玉県の「彩玉」、長野県の「サンスイート」、静岡県の「静喜水」

ぶどう：山梨県の「甲斐のくろまる」、長野県の「ナガノパープル」

もも：山梨県の「夢しずく」「夢みずき」、長野県の「紅晩夏」「サマークリスタル」

すもも：山梨県の「貴陽」「サマーエンジェル」「サマービュート」、長野県の「サマーキュート」「オータムクイーン」

あんず：長野県の「信州大果」「信月」「信山丸」「信州サワー」

びわ：千葉県の種子なしの「希房」

おうとう（さくらんぼ）：山梨県の「富士あかね」(商標)「甲斐オウ果6」

かんきつ類：神奈川県の「湘南ゴールド」、静岡県の「静丸早生」「こん太」

ブルーベリー：群馬県の「おおつぶ星」「あまつぶ星」「はやばや星」

等があります。

事例：注目の新品種

●ナガノパープル（ぶどう）

長野県果樹試験場が「巨峰」と「リザマート」という品種を交配し、平成16年に登録された品種です。

特 長：★巨峰よりやや果粒が大きい

★種がない

★皮ごと食べられる

食べ頃：9月上旬頃から

主産地：長野県のみ



●甲斐のくろまる（ぶどう）

山梨県果樹試験場が「ピオーネ」と「山梨46号」という品種を交配し、平成25年に登録された紫黒色の大粒品種です。

特 長：★糖度は18%程度で酸度は0.6%程度

★巨峰より多汁で食味は良好

食べ頃：8月上旬頃から

主産地：山梨県のみ



●シナノピッコロ（りんご）

長野県果樹試験場が「ゴールデン・デリシャス」と「あかね」という品種を交配し、平成18年に登録された小玉品種です。

特 長：★丸かじり、食べきりサイズのりんご

（テニスボールくらいの大きさ）

★果肉が褐変しにくい

★果皮が薄いので丸かじりをしても皮が気にならない

食べ頃：9月中下旬頃から

主産地：長野県のみ



●おぜの紅（りんご）

群馬県と国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が共同で開発した大玉の品種です。「盛岡47号」の自然交雑種子から選抜し、平成21年に登録されました。

特 長：★糖度と酸度のバランスがよく、香りも良好

★「つがる」と比較して、外観・日持ち性が良好

食べ頃：8月下旬頃から

主産地：群馬県



●夢みずき（もも）

山梨県果樹試験場が「浅間白桃」と「暁星」という品種を交配し、平成25年に登録された大玉品種です。

特長：★糖度は15%程度で酸は低く食味は良好

★果実重が430g程度と大玉

食べ頃：7月中下旬頃から

主産地：山梨県のみ



●恵水（日本なし）

茨城県農業総合センターで、「新雪」に「筑水」という品種を交配し、平成23年に登録された品種です。

特長：★糖度が13%前後と食味が良好

★果実が約600gと大きい

食べ頃：9月上旬頃から

主産地：茨城県のみ



●東京ゴールド（キウイフルーツ）

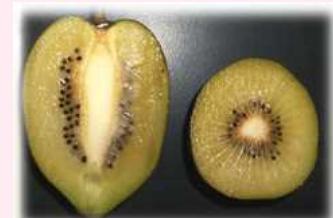
東京都農林総合研究センターと生産者が共同で品種登録を出願し、平成25年に登録された品種です。

特長：★果実の肉質がやわらかで、甘みが強く、ほどよい酸味

★果肉は黄色で、果形は逆涙型である

食べ頃：10月下旬から11月上旬頃

主産地：東京都



写真提供：ナガノパープル、シナノピッコロ（長野県）、甲斐のくろまる、夢みずき（山梨県）、おぜの紅（群馬県）、恵水（茨城県農業総合センター）、東京ゴールド（東京都）

d 果樹産地構造改革計画

果樹産地における主要品目の生産振興や構造改革を推進

農林水産省では、平成37年度を目標年度とし、果樹農業振興の基本的な方向を示す新たな「果樹農業振興基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成27年4月27日に公表しました。

基本方針においては、果樹農業者が消費者・実需者のニーズに合った果実を生産し、消費者からそれが高く評価され、所得の向上をもたらす。さらに、規模拡大や次世代への承継が円滑に進み、一層の高品質果実の生産が可能になり、広く農業・農村の所得向上につながっていくという、所得向上に向けた果樹農業の好循環を形成するための施策が必要であるとされ、この考え方の下、担い手や産地が行う取組（優良品目・品種への転換、園地整備、大苗育

苗ほ^{*}の設置、樹園地の集積・流動化等)に加え、改植に伴う未収益期間に対する支援を実施しています。

一方、果樹産地においては、平成17年から、産地自らが、産地ごとに目指すべき具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」(以下「産地計画」という。)を策定し、各産地の特長を活かした果樹生産を実施しています。関東農政局管内では、主要116産地で主要な品目や品種について生産振興を図るまでの産地計画が策定(平成28年3月末現在)されており、今後、果樹産地の構造改革を図るため、さらなる計画策定を推進することとしています(表2-II-44)。

また、新たな基本方針を踏まえ、次の5年間を対象期間とした産地計画の改訂が行われています。この改訂では、産地において導入すべき新品種・新技術、6次産業化の取組、ブランド化戦略等も見据え、産地の農業者のみならず、果実の流通・加工業者等も含めた幅広い関係者の参加のもと、より高度な目標値や異なる観点の目標を設定するなど、産地計画の高度化を図っていくこととしています。

表2-II-44 産地協議会の設立及び産地計画の策定状況(28年3月末現在)

都県名	産地計画策定数	主要対象品目
茨城県	8	くり、日本なし、ぶどう、かき
栃木県	19	日本なし、もも、ぶどう、りんご、くり
群馬県	18	うめ、りんご、日本なし、ぶどう、キウイフルーツ、ブルーベリー
埼玉県	10	日本なし、くり、ぶどう、うめ、ブルーベリー
千葉県	6	日本なし、びわ、かんきつ類
東京都	—	—
神奈川県	7	うんしゅうみかん、日本なし、ぶどう、キウイフルーツ、いちじく
山梨県	9	ぶどう、もも、おうとう、かき、すもも、りんご、キウイフルーツ、ブルーベリー
長野県	19	りんご、ぶどう、もも、日本なし、かき、うめ、すもも、くり、ブルーベリー、西洋なし
静岡県	20	うんしゅうみかん、その他柑橘、日本なし、かき、キウイフルーツ、いちじく
管内	116	

資料：関東農政局調べ

◆ 園芸作物資材緊急安定確保対策事業

国産花粉の確保対策への支援

果実の生産に必要な花粉等の資材について、日本なしなどの落葉果樹は、

* 大苗育苗ほとは、果樹の植栽から結実までの年数を短縮させるため、植栽する前の苗木を1~3年生育させるための苗場をいう。

他品種の花粉を受粉しないと結実しない性質を持つため、受粉樹の栽培による花粉の確保が必要です。また、キウイフルーツは雌雄異株であるため、雄樹を一定割合で植えるなどにより花粉の確保を図っています。しかしながら、果樹産地の担い手不足が続く中で産地内で花粉を十分確保できず、その多くを海外に依存せざるを得ない状態になっています。このような中、平成26年に海外の日本なし産地の天候不順により輸入花粉が一時的に不足した事案や、キウイフルーツかいよう病の新系統発生により輸入花粉の検疫が強化され、平成27年の輸入花粉の調達が授粉時期間際になった事案など、近年、国産果実の安定生産に影響を及ぼしかねない事態が発生しています。

このため、平成28年度は、花粉等の園芸資材の過度の海外依存から脱却し、国内における確保体制に向けた取組を支援することを目的とした「園芸作物資材緊急安定確保対策事業」を管内の2地区において実施しました。

(イ) 主要果実の流通・価格の動向

平成27年産は天候不順による品薄の影響から各品目で価格は高値

a 平成27年産果実の流通・価格の動向

関東農政局管内主産県の主要果実の東京都中央卸売市場における入荷量及び卸売価格は、次のとおりです(表2-II-45)。

静岡県産のうんしゅうみかんは、天候不順の影響を受け、露地ものの極早生、早生うんしゅう及び普通うんしゅう全てにおいて入荷量は前年を下回りました。このため、年平均価格は、前年比131.9%の343円/kgと前年を大幅に上回りました。

長野県産のりんごは、前年産に比べ生産量が減少したことを背景に入荷量が減少したことに加え、品質は良好であったことから、年平均価格は前年を上回る前年比106.4%の316円/kgとなりました。

なしは、栃木県においては前年の入荷量を上回ったものの、その他の県においては収穫量の減少により入荷量も下回り、品薄感等から年平均価格は前年を上回りました。

ぶどうは、生育期の高温の影響による大粒系の「巨峰」や「ピオーネ」を中心に着色不良が発生したことなどにより全体入荷量が前年を下回った中で、「シャインマスカット」は、山梨、長野の両県産において入荷量、価格ともに前年を上回り、全体の年平均価格も前年を上回りました。

ももは、主産県の山梨県において、生育期の高温・多雨の影響等により不作となったことから、入荷量も前年を大幅に下回り、年平均価格は前年を上回りました。

表2-II-45 関東農政局管内主産県の主要果実の入荷量と卸売価格（平成24～27年）

(単位: t、円/kg、%)

県名	平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			
	入荷量	単価	前年比	入荷量	単価	前年比	入荷量	単価	前年比	入荷量	単価	前年比	
うんしゅうみかん	静岡	18,476	242	89.3	18,145	261	107.9	19,373	260	99.6	14,194	343	131.9
	神奈川	603	207	92.4	941	187	90.3	624	213	113.9	1,046	286	134.3
	全国	107,737	246	99.2	109,784	253	102.8	104,714	240	94.9	92,921	287	119.6
りんご	長野	6,439	295	93.4	6,637	292	99.0	7,592	297	101.7	7,216	316	106.4
	全国	65,715	261	77.2	62,949	299	114.6	69,232	302	101.0	67,363	318	105.3
なし (西洋なし含む)	茨城	4,555	301	112.7	4,905	265	88.0	4,602	271	102.3	4,378	301	111.1
	栃木	5,620	287	117.6	4,304	267	93.0	5,593	270	101.1	5,641	287	106.3
	千葉	4,270	318	120.9	4,906	276	86.8	4,037	304	110.1	3,496	341	112.2
	長野	1,609	343	99.1	1,139	359	104.7	1,500	346	96.4	1,365	384	111.0
	埼玉	520	361	122.0	609	297	82.3	545	330	111.1	362	376	113.9
	全国	27,415	310	114.8	28,112	283	91.3	28,496	289	102.1	26,993	308	106.6
ぶどう	山梨	6,125	713	90.7	6,418	746	104.6	6,065	762	102.1	5,819	848	111.3
	長野	4,008	777	88.0	3,652	862	110.9	4,034	895	103.8	3,914	1,047	117.0
	全国	15,191	714	91.4	14,512	768	107.6	14,801	791	103.0	14,731	891	112.6
もも	山梨	7,839	521	98.9	6,813	572	109.8	8,007	530	92.7	6,346	598	112.8
	長野	1,128	411	114.5	1,072	435	105.8	825	428	98.4	906	515	120.3
	全国	15,074	455	112.1	14,879	477	104.8	15,432	469	98.3	13,571	527	112.4

資料：東京都中央卸売市場「青果物流通年報(果実編)」(東京青果物情報センター)

注：1) なし・ぶどう・ももは、暦年(1月～12月)により集計した。

2) うんしゅうみかんは、5月～翌年4月により集計した。

3) りんごは、8月～翌年7月により集計した。

4) 前年比は、単価に対する割合である。

b 国産果実の輸出の動向

平成28年の主な品目別の輸出量は、りんごが東アジアを中心に32,458 t、うんしゅうみかんがカナダを中心に1,874 t、日本なしが東アジアを中心に1,472 t、ももが東アジアを中心に1,308 tとなっています。

平成28年における生鮮果実の輸出上位5品目(りんご、うんしゅうみかん、日本なし、もも、ぶどう)の主な輸出先国別数量は、台湾25,672 t、香港8,821 t、中国1,489 tと東アジアが主要な輸出先となっているほか、カナダ向けにはうんしゅうみかん単独で1,166 tが輸出されています。

農林水産省は、平成25年8月に策定された「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(以下、輸出戦略という。)において、果実を含む青果物については、2020年までに輸出額を250億円とする目標を設定しており、今後、輸出戦略実行委員会において決定された「青果物の輸出拡大方針」に基づき輸出の推進を図ることとしています。

また、平成28年5月に、農林水産業・地域の活力創造本部が取りまとめた「農林水産業の輸出力強化戦略」においては、輸出戦略で目標とされた青果物を含む農林水産物・食品の輸出額の1兆円目標について、可能な限り早期に達成することとされています。

関東農政局管内では、神奈川県、静岡県のカナダ向けのうんしゅうみかんのほか、山梨県の東・東南アジア向けのもも・ぶどう・すもも、長野県の香

港向けのりんご、台湾向けのぶどう・りんご・もも、茨城県のシンガポール向けの日本なし、千葉県のタイ及びマレーシア向けの日本なし等、輸出拡大に向けた取組が行われています。

(ウ) 果物の消費

果物は適量を毎日の食生活に取り入れるべき品目

平成27年の1人1日当たりの果物の平均摂取量は107.6g（厚生労働省「国民健康・栄養調査」）で、「果物のある食生活推進全国協議会」（果物の生産・流通・販売、栄養指導、学校給食に関する団体や農学、医学、栄養学、食生活指導等の専門家によって組織）が平成13年度から果物を毎日の食生活に欠かせない品目として定着させるため展開している「毎日くだもの200グラム運動」の目標量のほぼ半分となっています。特に、男性では平均でも98.5gと目標量の半分以下となっているほか、20～40代の摂取量は50g前後と目標量の4分の1程度の低い水準となっています。



毎日くだもの200グラム運動・ロゴマーク

果物は、し好品ではなく、適量を毎日の食生活に取り入れるべき品目ということなど、正しい知識の普及を通じた消費・需要拡大に向けた取組の推進が引き続き重要です。

(参考)

果物の摂取に関する主な指標

「健康日本21（第2次）」（21世紀における第2次国民健康づくり運動）（平成24年7月10日厚生労働省告示第430号）

果物（ジャムを除く）摂取量が平均値未満である100g未満の者の割合の減少とする。

現状（平成22年） 果物摂取量100g未満の者の割合 61.4%

目標（平成34年度） 果物摂取量100g未満の者の割合 30%

「食生活指針」（平成12年3月 文部省、厚生省、農林水産省決定）

「たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。」としている。

「食事バランスガイド」（平成17年6月厚生労働省、農林水産省決定）

食生活指針を具体的な行動に結び付けるものとして、望ましい摂取量を1日に「何を」

「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくイラストで示したもの。

（「みかんだったら2個程度」と例示）

「毎日くだもの200グラム運動」(果物のある食生活推進全国協議会)

1人1日当たり果物摂取量を200g以上にすることを推進する運動

I 果物の食品としての特性、機能について正しい知識を広める。

II 果物の摂取目標量についての知識を広める。

III 果物の選び方・食べ方・料理方法についての知識を広める。

ウ 花き

(ア) 生産動向

平成27年の作付面積は9,636ha、全国シェア34.3%

関東農政局管内は、首都圏という大消費地を抱えており、埼玉、千葉など古くから花き栽培が盛んであったことに加え、高冷地から温暖地まで幅広い生育環境を有する立地を活かして様々な花き類が栽培されており、我が国的主要な産地となっています。平成27年産では、全国の作付面積の34%、産出（出荷）額の31%を占めています（表2-II-46）。

表2-II-46 関東農政局管内花きの生産動向（平成24～27年）

	24年	25年	26年	27年	全 国	シェア(%)
作付面積 (ha)	10,387	10,423	9,817	9,636	28,119	34.3
産出（出荷）額（億円）	1,181	1,201	1,187	1,178	3,801	31.0

資料：農林水産省「花き生産出荷統計」「生産農業所得統計」「花木等生産状況調査」

注：産出（出荷）額については、「花木等生産状況調査」（「花木類」、「芝」、「地被植物類」）の出荷額と「生産農業所得統計」（「切花類」、「鉢もの類」、「花き苗類」、「球根類」）の産出額の合計値である。

全国における都道府県別の作付面積をみると、花壇用苗もの類と地被植物類*で埼玉県が1位、芝で茨城県が1位になるなど、各品目で関東農政局管内の都県が上位を占めています（表2-II-47）。

* 地被植物類とは、成長とともに平面的な広がりをもって地面や壁面をカバーしていく植物で、この調査では、芝を除いたものをいう（蔓物類、タケ・ササ類など）。

表2-II-47 平成27年産花きの作付（収穫）面積順位

(単位：ha、%)

	1位	2位	3位	4位	5位	全国	備考
花き全体	茨城県 3,813 (13.6)	愛知県 2,437 (8.7)	鹿児島県 1,825 (6.5)	福岡県 1,528 (5.4)	千葉県 1,436 (5.1)	28,119	⑥静岡県1,246 ⑧埼玉県932
切り花類	愛知県 1,531 (10.3)	沖縄県 1,031 (7.0)	静岡県 797 (5.4)	鹿児島県 684 (4.6)	和歌山県 645 (4.4)	14,820	⑥長野県616 ⑦千葉県612 ⑧茨城県578
鉢もの類	愛知県 346 (20.0)	埼玉県 193 (11.1)	鹿児島県 100 (5.8)	千葉県 96 (5.5)	新潟県 95 (5.5)	1,732	⑥茨城県82 ⑧長野県66 ⑨静岡県60
花壇用苗もの類	埼玉県 179 (12.0)	愛知県 131 (8.8)	千葉県 127 (8.5)	神奈川県 78 (5.2)	茨城県 53 (3.6)	1,488	⑦東京都48 ⑨群馬県43
花木類	福岡県 862 (22.0)	千葉県 583 (14.9)	三重県 553 (14.1)	鹿児島県 528 (13.5)	愛知県 413 (10.6)	3,912	⑥東京都214 ⑦埼玉県186
球根類	新潟県 126 (34.6)	富山県 87 (23.9)	鹿児島県 50 (13.7)	宮崎県 34 (9.3)		364	
芝	茨城県 3,100 (54.6)	鳥取県 821 (14.5)	鹿児島県 421 (7.4)	宮崎県 363 (6.4)	静岡県 323 (5.7)	5,679	
地被植物類	埼玉県 43 (34.7)	愛知県 16 (12.9)	東京都、三重県 15 (12.1)		千葉県 11 (8.9)	124	⑨静岡県2

資料：農林水産省「花き生産出荷統計」、「花木等生産状況調査」

注：下段は全国に占める割合

次に、産出（出荷）額をみると、花き全体では、千葉県が2位、埼玉県が4位、静岡県が5位となっており、種類別でも各品目で関東農政局管内都県が上位を占めるなど、関東地域は全国的な花きの供給地となっていることがわかります（表2-II-48）。

表2-II-48 平成27年産花きの産出（出荷）額順位

(単位：億円、%)

	1位	2位	3位	4位	5位	全国	備考
花き全体	愛知県 626 (16.5)	千葉県 256 (6.7)	福岡県 229 (6.0)	埼玉県 185 (4.9)	静岡県 180 (4.7)	3,801	⑥長野県149 ⑦茨城県146
切り花類	愛知県 328 (15.0)	福岡県 129 (5.9)	千葉県 122 (5.6)	長野県 106 (4.9)	静岡県 105 (4.8)	2,182	
鉢もの類	愛知県 230 (24.0)	埼玉県 73 (7.6)	静岡県 51 (5.3)	岐阜県 46 (4.8)	福岡県 43 (4.5)	959	⑥千葉県42 ⑦茨城県39 ⑧長野県38
花壇用苗もの類	埼玉県 43 (14.2)	千葉県 21 (7.0)	兵庫県 17 (5.6)	静岡県、愛知県 16 (5.3)		302	⑥東京都12 ⑥神奈川県12
花木類	千葉県 67 (30.0)	福岡県 45 (20.0)	愛知県 44 (19.5)	三重県 19 (8.4)	和歌山県 7 (3.1)	226	⑦東京都5 ⑦埼玉県5
球根類	新潟県 9 (33.3)	鹿児島県 8 (29.6)	富山県 3 (11.1)	千葉県、静岡県 1 (3.7)		27	⑨茨城県0、⑨埼玉県0 ⑨東京都0、⑨長野県0
芝	茨城県 33 (45.2)	鳥取県 16 (21.9)	宮崎県 7 (9.6)	北海道 5 (6.8)	鹿児島県 4 (5.5)	73	⑥静岡県3
地被植物類	愛知県 7 (21.9)	埼玉県、東京都 6 (18.8)		三重県 5 (15.6)	千葉県 3 (9.4)	32	⑩静岡県0

資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「花木等生産状況調査」

注：下段は全国に占める割合

(イ) 需要動向

輸出や需要拡大のための取組の推進

a 国産花きイノベーション推進事業

「花きの振興に関する法律」(平成26年法律第102号)の理念の実現に向け、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進するため、国産花きイノベーション推進事業に取り組んでいます。花き業界関係者（生産者、研究者、実需者（流通・販売業者等））により地域協議会を設立し、業界一丸となって花きの振興方策を検討するものです。

関東管内では、10都県すべてで協議会を設立し、①植木や盆栽の輸出の振興を図るため、輸出先国の検疫等の輸入条件に合わせた栽培方法の実証を支援し、②我が国に根ざす豊かな花文化や花のある暮らしの紹介等を通じて、花きの魅力を発信し、花きの利用増進を啓発する場としてのフラワーコンテスト・花文化展示会・シンポジウムの開催による花きへの関心を喚起し、③小中学生等に対する花育体験や福祉

施設での花や緑を利用した園芸体験等の推進等による将来世代への需要拡大や新たな需要を掘り起こす取組が計画されています。

b フラワーウォーク～花を持って街を歩こう！～

関東農政局では、全国でも有数の花きの産地を抱える「関東の花」をもっと知っていただき、暮らしの中に取り入れてもらうきっかけにするため、花を持って街を歩く「フラワーウォーク」に取り組んでいます。関東管内の花を取り上げ、平成24年12月から28年12月までの間、25回実施しました。局内のみならず他官署等の方々にも少しずつ認知されています。

c 花育教室

「花育」とは子供の頃に花や緑に親しみ、育てる機会を通して、やさしさや美しさを感じる気持ちを育むことです。将来の需要家である子供たちに花きに対するしっかりととした認識を持ってもらうことを目的に、関東農政局では、関東地域花き普及振興協議会と共に、毎年夏休み子ども花育教室を実施しています。平成28年度は、関東農政局（さいたま新都心合同庁舎2号館）において、「観葉植物や花を使ったこけ玉（こけっぷ）づくり」を開催し、小学生42名の参加がありました。

■事例：将来の需要確保に向けた花育の推進

■花育教室

「花育」とは子供の頃に花や緑に親しみ、育てる機会を通して、やさしさや美しさを感じる気持ちを育むことです。

関東農政局では、関東地域花き普及振興協議会と共に、毎年「夏休み子ども花育教室」を実施しています。

平成28年度は、関東農政局（さいたま新都心合同庁舎2号館）において、「観葉植物や花を使ったこけ玉（こけっぷ）づくり」を開催し、1年生から6年生までの小学生42名が参加しました。

苔をバケツの水の中で何度も押して空気を抜くのが、きめ細かなこけ玉を作るコツということで熱心に繰り返している子供たちの様子がとても印象的でした。

丸めて糸で巻いていく作業は難しかったようですが、出来上がった作品には皆満足した様子でたくさんの笑顔が見られました。

【こけ玉】



【こけ玉を寄せ植えして完成】



【制作風景】



【完成品を手にして満足】



（事例記事協力：関東地域花き普及振興協議会）

（3）特産農作物

ア 茶

茶生産の効率化と消費拡大の推進

関東農政局管内の平成28年産茶の生産は、栽培面積1万9,500ha（前年比98%）、荒茶生産量3万1千tと、それぞれ全国の4割を占めています（表2-II-49）。

しかしながら、生産者の高齢化等により、零細茶園を中心に減少しており、生産量は減少傾向で推移しています。このため、今後、新たな国内外の需要拡大に向けた高品質化への取組が重要となっており、農林水産省では、茶園の若返りや競争力のある品種への転換のための茶改植への支援、海外ニーズや国内マーケット創出に向けた茶の生産・加工技術の導入のための支援、農産物処理加工施設の整備、また、燃油価格の高騰や凍霜害に対応した生産体制の確立に向けた省エネルギー・コスト低減に資する加工機械、防霜施設等のリース導入等を支援しています。

表2-II-49 茶の生産状況

	栽培面積 (ha)			荒茶生産量 (t)		
	平成26年	27年	28年	平成26年	27年	28年
管 内	20,300	19,900	19,500	33,900	32,400	31,400
茨城県	376	358	353	272
埼玉県	899	890	884	560	598	652
静岡県	18,100	17,800	17,400	33,100	31,800	30,700
全 国	44,800	44,000	43,100	83,600	79,500	80,200
管内／全国	45%	45%	45%	41%	41%	39%

資料：農林水産省「作物統計」

注：1) 荒茶生産量は5年ごとに全国調査を行っており、27年産及び28年産は主産県調査。

主産県とは全国の荒茶生産量のおおむね80%を占めるまでの上位都府県に加えて、茶の畑作物共済事業等を実施する都道府県をいう（埼玉、静岡、愛知、三重、京都、奈良、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島の12県）。

2) 荒茶生産量の管内値は、茨城県、埼玉県及び静岡県の合計値である（27年産及び28年産は埼玉県及び静岡県の合計値）。また、荒茶生産量の全国値は主産県の合計値である。なお、計と内訳が一致しないのは、ラウンドのためである。

荒茶の価格については、平成28年産の煎茶の一番茶価格は2,129円/kg（前年比107%）と前年を上回る価格で取引がされる一方、抹茶の原料となるてん茶は、一番茶価格は3,641円/kg（前年比 91%）と前年を下回る価格で取引されています（表2-II-50）。

また、近年、海外において抹茶の需要が高まっている影響もあり、平成28年の緑茶の輸出額は116億円（前年比 114%）と順調に増加しています。

国内の消費についてみると、急須でお茶を淹れる人が減ったことから、リーフ茶の消費は減少傾向で推移していましたが、近年は、横ばいとなっています。また、ペットボトル入り緑茶飲料は増加傾向で推移しています。

新たな国内マーケットを創出するため、ティーバッグや冷茶など手軽な飲み方や機能性の紹介、てん茶（抹茶）や紅茶、萎凋香を活かした香り緑茶等の開発などの取組が進められています。

表2-II-50 一番茶価格と緑茶の消費量

	平成24年	25年	26年	27年	28年
一番茶価格（煎茶）(円/kg)	2,223	2,188	2,199	1,994	2,129
一番茶価格（てん茶）(円/kg)	4,463	3,809	3,773	3,995	3,641
緑茶購入額(円)	4,282	4,288	4,174	4,083	4,168

資料：一番茶価格は、全国茶生産団体連合会調査、緑茶購入額は総務省「家計調査」

注：緑茶購入額は一世帯当たり（二人以上の世帯）年間消費支出である。

イ 養蚕

蚕糸・絹業にとどまらない新たな養蚕への期待

関東農政局管内の平成28年の収繭量は全国の7割近くを占め、なかでも群馬県は、管内の50%、全国の35%を占めている全国第1位の繭の生産県です(表2-II-51)。

しかし、管内の収繭量は、養蚕従事者の高齢化、後継者不足等により、この5年間でほぼ半減しており、繭生産基盤の脆弱化が進行しています。

こうした中、近年、遺伝子組換えカイコを利用した新たな機能性素材や医薬品等の生産が開始されつつあることから、近い将来、新たな需要が拡大することが期待されます。また、従来の蚕糸・絹業の提携をさらに発展させ、産業としての基盤の維持、国産絹製品の需要拡大等を実現していくことが必要となっています。

表2-II-51 収繭量の推移

(単位: t)

	平成24年産	25年	26年	27年	28年
管 内	137	109	98	94	89
群馬県	80	58	47	47	46
全 国	202	168	149	135	130
管内／全国	68%	65%	66%	70%	69%

資料：一般財団法人 大日本蚕糸会調べ

ウ こんにゃくいも

新規用途の開発による需要拡大が重要

関東農政局管内の主産県（群馬県及び栃木県）における平成28年産のこんにゃくいもの栽培面積は3,470ha、収穫量は7万1,300tとなっており、なかでも、群馬県は全国の栽培面積及び収穫量の9割を占めています(表2-II-52)。

こんにゃくいもは、植え付けから収穫まで複数年を要し、気象災害に弱いことから、生産量が年により増減し、価格変動も大きくなっています。群馬県においては県内での農業産出額8位を占める重要な作物ですが、従事者の高齢化等による生産基盤の脆弱化が懸念されています。

こんにゃくの消費は食生活の洋風化、調理機会の減少等の理由から縮小傾向にあります。しかし、低カロリー、食物繊維、カルシウムの摂取等の観点から他の類似食品との代替も含め、消費を喚起していくことが求められます。

また、近年、海外ではグルテンフリー食品が注目されていることからヨーロッパや米国等へ向けての輸出の拡大も期待されています。

表2-II-52 こんにゃくいもの栽培面積・収穫量の推移

	栽培面積 (ha)			収穫量 (t)		
	平成26年産	27年産	28年産	平成26年産	27年産	28年産
管 内	...	3,630	60,200	...
群馬県	3,360	3,390	3,370	54,200	56,500	69,500
栃木県	124	105	99	1,910	1,790	1,800
全 国	...	3,910	61,300	...
管内／全国	nc	93%	nc	nc	98%	nc

資料：農林水産省「作物統計」

注：こんにゃくいもは3年周期で全国調査を実施。27年産は全国調査、その他は主産県調査である。28年産は概数である。

(4) 畜産

ア 生産動向

- ・家畜・家きんの飼養戸数は、各畜種において減少傾向で推移
- ・平成28年の飼養頭数は、乳用牛及び肉用牛において、減少傾向で推移
- ・1戸当たりの飼養頭羽数は、各畜種において横ばい又は増加傾向で推移しており、規模拡大が進展

(ア) 乳用牛

関東農政局管内における乳用牛の飼養戸数及び飼養頭数は、後継者不足や高齢化等を背景に減少傾向で推移しており、平成28年（2月1日現在）の飼養戸数は、3,620戸で前年に比べて3.7%減少し、飼養頭数は19万6千頭で前年に比べて3.0%減少となりました。1戸当たりの平均飼養頭数は、近年、微増傾向で推移しており、平成28年においても54.3頭（前年53.6頭）となり、わずかながら規模拡大が進んでいます（参考16）。

一方、生乳生産量は、飼養頭数の減少等に伴って減少傾向で推移していますが、平成28年（概数値）は、前年に比べて0.1%増加し、128万tとなりました。

なお、乳用経産牛の販売減少に加え、交雑種生産比率の高まり等から、乳用後継牛が不足する傾向にあり、乳用向けの育成牛価格が高騰しています。

酪農経営の安定のためにも乳用牛の生産基盤の強化が必要になっています。

(イ) 肉用牛

肉用牛の飼養戸数は、後継者不足や高齢化等を背景とした小規模飼養者の廃業等に伴って、減少傾向で推移しており、平成28年（2月1日現在）の飼養戸数は、3,450戸で前年に比べて3.4%減少し、飼養頭数は29万9千頭で前年に比べて1.0%減少しました。1戸当たりの平均飼養頭数は86.6頭（前年84.5頭）とわずかながら規模拡大が進んでいます。また、肥育経営については、多頭飼育が進展していることから、全国平均（47.8頭）と比べて約2倍の飼養頭数となっています（参考16）。

一方、肥育用素牛を生産する子取り用雌牛の飼養頭数は3万1千頭となってお

り、前年に比べて減少しました。子牛生産頭数の減少が肉用子牛取引価格の高騰を招き、極めて高い水準が継続しており、肥育経営の安定のためにも、肉用牛の生産基盤の強化が必要となっています。

なお、平成28年の全国の子取り用雌牛の飼養頭数は、増加に転じていますが、管内では、減少傾向が継続しており、繁殖基盤強化の取組推進が急務となっています（表2-II-53）。

表2-II-53 管内における子取り用雌牛の飼養戸数及び頭数（平成24～28年）

区分	単位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	対前年増減 (▲) 率 (%)
飼養戸数	戸	2,390	2,370	2,280	2,140	2,020	▲5.6
飼養頭数	千頭	34.6	34.1	33.1	32.0	31.1	▲2.8
1戸当たり飼養頭	頭	14.5	14.4	14.5	15.0	15.4	2.7

資料：農林水産省「畜産統計」

注：飼養戸数・飼養頭数は各年2月1日現在

（ウ）豚

豚の飼養戸数は、小規模飼養者の廃業等に伴って減少傾向で推移しており、平成28年（2月1日現在）の飼養戸数は1,420戸で平成26年に比べて6.0%減少しました（平成27年は世界農林業センサスの調査年そのため比較データがない）。

飼養頭数は、近年減少傾向で推移していましたが、平成28年は大規模層における規模拡大等により、264万7千頭と平成26年に比べて0.3%増となりました。これらの結果、1戸当たりの平均飼養頭数は6.6%増の1,864.1頭となり、規模拡大が進展しています（参考16）。

（エ）採卵鶏

採卵鶏の飼養戸数は、小規模飼養者の廃業等に伴って減少傾向で推移しており、平成28年（2月1日現在）の飼養戸数は696戸で平成26年に比べて3.6%減少しました（平成27年は世界農林業センサスの調査年そのため比較データがない）。

飼養羽数は堅調な鶏卵価格を背景に平成26年に比べて2.8%増加し3,687万7千羽となりました。この結果、1戸当たりの平均飼養羽数は6.6%増の5万3千羽となっており、規模拡大が進展しています（参考16）。

（オ）プロイラー

プロイラーの平成28年（2月1日現在）の飼養戸数は197戸で平成26年と同数で推移しています。

飼養羽数は平成26年に比べて9.7%減少し768万3千羽となりました。この結果、1戸当たりの平均飼養羽数は9.7%減の3万9千羽となりました（参考16）。

イ 畜産物流通

(ア) 生乳

関東農政局管内には全国の乳業工場の約3割に当たる170か所（平成27年12月末日現在）の乳業工場があり、全国の生乳処理量の約2割に当たる157万トン（平成28年概数値）の生乳から牛乳や乳製品が製造されています。

酪農家が減少し、また、点在化する一方で、集送乳の合理化を図るため、クラーステーション等の貯乳施設の再編や乳業施設の再編等による流通・製造コストの低減が課題となっています。

平成28年11月に策定された農業競争力強化プログラムでは、生産性向上を実現するための乳業の業界再編と設備投資等を推進していくこととされています。

関東農政局管内では、流通コスト低減の一環として、平成28年度から群馬県内において、4か所の貯乳施設の再編が進められています。

(イ) 食肉

関東農政局管内には38か所（平成28年10月1日現在、試験場等を除く）の食肉処理施設があり、平成28年は牛が23万5千頭と全国の約2割、豚が510万4千頭と全国の約3割がと畜処理されています。

肉用牛生産農家や養豚農家が減少し、また、点在化する一方で、食肉の流通コストの低減を図るためにも、老朽化した既存の食肉処理施設の再編を進めることが課題となっています。

関東農政局管内では、流通コストの低減と輸出体制の強化を図るため、平成28年度から栃木県内において、3か所の食肉処理施設の再編が進められています。

本施設は、平成28年11月に策定された「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」において、当面の具体的整備案件リストとして位置づけられています。

ウ 飼料作物等動向

関東農政局管内の飼料作物作付面積は、飼料用米及び稲発酵粗飼料（稲ホール・クロップ・サイレージ whole crop silage。以下「稲WCS」という。）の作付が拡大しており、平成28年も、飼料用米及び稲WCSの作付拡大により、72,800ha（前年比5.1%増、3,500ha増）となっています。

特に、管内の飼料用米の作付面積は、平成28年は29,099ha（前年比11.6%増、約3,000ha増）と拡大しています（表2-II-54）。

表2-II-54 飼料作物作付面積（平成24～28年）

区分	単位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	対前年増減 (▲)率(%)
管内(A)	ha	51,100	47,800	52,400	69,300	72,800	5.1
全国(B)	ha	931,600	915,100	924,300	975,200	988,400	1.4
(A) / (B)	%	5.5	5.2	5.7	7.1	7.4	-
管内のうち	牧草	21,400	21,400	21,100	21,100	21,000	▲0.5
	青刈とうもろこし	14,700	14,500	14,200	14,100	14,100	0.0
	飼料用米	8,313	5,049	9,968	26,068	29,099	11.6
	稻WCS	2,786	2,862	3,310	4,318	4,813	11.5

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、関東農政局「新規需要米の取組認定計画」

また、平成28年10月13日(木)～14日(金)にかけて、関東地域飼料増産行動会議、群馬県及び一般社団法人日本草地畜産種子協会の共催で、関東農政局管内でも麦の生産が有数な群馬県で飼料用大麦の先進的な収穫・調製技術や食用麦の二毛作に適した飼料用米及び稻WCSの品種等の紹介並びに耕種農家と畜産農家が連携して取り組む糀米サイレージの調製及び給与実証について現地研修を開催しました（詳細は、<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/tikusan/koremade/28shiryou.html>に掲載）。



図2-II-19 稻WCS収穫風景

エ 畜産クラスターの推進

畜産クラスターは、畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させ、高収益型の畜産を実現するための体制です。

平成28年11月に策定された「農業競争力強化プログラム」の肉用牛・酪農の生産基盤の強化策においても「畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上させる。」と盛り込まれ、畜産クラスターの構築を推進しています。

これまでに管内では162の畜産クラスター協議会（平成28年7月現在）が設立され、全国の畜産クラスター協議会数（731協議会）の約2割を占めています。また、都県別では栃木県（35協議会）が最も多く、次いで千葉県（28協議会）、茨城県（23協議会）、群馬県（20協議会）の順となっています。

各畜産クラスター協議会では、畜産クラスター関連事業を通じて、中心的な畜産経営体の畜舎等の施設整備や機械の導入、収益力強化に向けた新たな取組の効果等の調査・実証・推進事業の取組を行っています。

第5節 新たな技術の開発・普及状況

農林水産省では、近年の研究成果のうち、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」(平成25年12月攻めの農林水産業推進本部決定)に基づき導入が期待される品種・技術をとりまとめ公表しています。関東農政局管内においても各都県、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下、この節において「農研機構」という。)中央農業研究センター(以下、この節において「中央農研」という。)及び関東農政局で構成される「関東地域研究・普及連絡会議」を開催し、関東農政局管内で普及すべき技術について開発機関等が提案してその情報を公表しています。なお、これら技術は、最新農業技術・品種2017の候補として、農林水産省に報告されました。

また、関東・東海・北陸地域の各都県及び国立研究開発法人の農業試験研究機関では、毎年、「関東東海北陸農業試験研究推進会議」(主催:農研機構中央農研)を開催し、生産現場において実用的に利用され得る技術や科学的な新知見、政策や事業実施の場で使われることが期待される知見などを選定し「関東東海北陸農業」研究成果情報として中央農研のサイト(http://www.naro.affrc.go.jp/narc/kenkyu_koryu/results/)において公表しています。

以下は、最新農業技術・品種2017の候補の中から関東農政局管内の主要な研究成果の一部について、その概要を紹介します。

一普及が期待される技術一

【関東地域研究・普及連絡会議で提案のあった技術より】

○カドミウムを吸収しない水稻品種「コシヒカリ環1号」

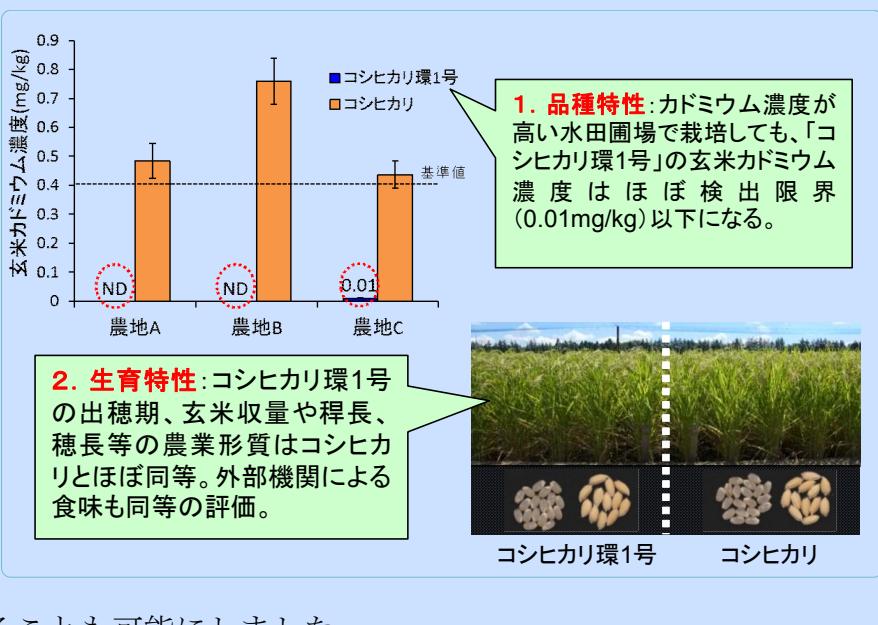
【研究機関:農研機構農業環境変動研究センター、次世代作物開発研究センター】

【研究の背景】

コメ中のカドミウム濃度を低減させる従来の技術(客土工事や湛水管理等)は、コストや効果の面から適用範囲が限定される問題点があることから、従来の稻作栽培法のまま、広範囲の地域で適用可能な低カドミウム水稻品種の開発が求められていました。

【研究成果の内容】

イオンビーム照射による突然変異処理でカドミウムをほとんど吸収しない品種「コシヒカリ環1号」を開発しました。また、カドミウム吸収抑制遺伝子を簡易に検出できるDNAマーカーを開発し、他の品種を低カドミウムタイプの品種に変えることも可能にしました。



【期待される効果】

食品からのカドミウム摂取量の低減に寄与するとともに、他の品種や有望系統にもカドミウム吸収抑制遺伝子を導入し、新たな低カドミウム品種の育成に貢献可能となります。

○液肥を作成しながら水田に直接流し込める施肥装置

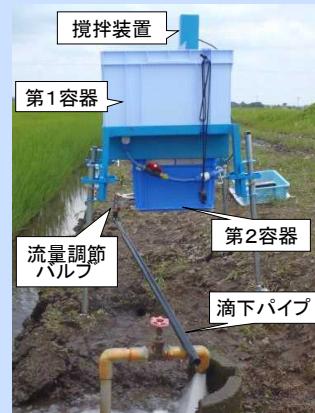
【研究機関】茨城県農業総合センター農業研究所・有限会社 横田農場】

【研究の背景】

水稻栽培においては、生育ステージに合わせた追肥が重要ですが、夏場の追肥作業は多大な労力と時間を要するため、省力的に追肥できる技術が求められていました。

【研究成果の内容】

研究では、安価な固体肥料（尿素）を使用して場で流し込み溶液を作成し、流し込み溶液の滴下流量は、長時間ほぼ一定となる省力的な追肥作業を可能とする「水稻用流し込み施肥装置」を開発しました。



流し込み追肥により、背負式動力散布機による慣行追肥と比べ、作業時間は約6割削減することができました。

		基肥+追肥	
		流入施肥	動散(慣行)
労働時間 (hr)	基肥	0.15	0.15
	追肥	0.06	0.17
労働時間合計(hr)		0.21	0.32
費用 (円)	肥料費	1,510	1,510
	追肥	425	556
労働費 (1,500円/hr)		315	480
費用合計(円)		2,250	2,546

注1) 労働時間 基肥:現地経営の実測 追肥:作業計測

注2) 全ての施肥体系の窒素総量は同量として試算し、基肥の肥料費は、流入施肥と動散ともに化成(14%)1,510円/20kg N:2.8kg=20kg=1,510円とした。追肥の肥料費は、流入施肥:尿素(46%)1,847円/20kg N:2.1kg=4.6kg=425円、動散:硫安(21%)1,112円/20kg N:2.1kg=10kg=556円とした。

注3) 上記の費用には作業機や施肥装置の機械費は含めていない。

【期待される効果】

この装置を用いることにより、水稻栽培において、従来の背負式動力散布機による追肥作業の大幅な省力化と安価な尿素を使用することで、水稻を栽培する大規模経営体において肥料散布にかかるコストを削減が期待されます。

○鮮度劣化しにくいビール製造が可能な大麦新品種「ニューサチホゴールデン」

【研究機関】栃木県農業試験場】

【研究の背景】

サチホゴールデンは高品質・多収性のため、全国のビール大麦作付の6割強を占めていますが、実需者からビール鮮度が劣化しにくい香味安定性の改良を求められており、鮮度劣化に影響を及ぼすLOX-1を欠失した特性をサチホゴールデンの遺伝的背景に導入したビール大麦品種の育成を目指しました。



【研究成果の内容】

従来品種と異なり LOX-1活性が無く、他の特性はサチホゴールデンとほぼ同等でオオムギ縞萎縮病Ⅰ～Ⅲ型に強く、早生多収で麦芽品質（エキス等）が優れているLOX-1を欠失したサチホゴールデン準同質遺伝子系統の新品種を育成しました。



【期待される効果】

国産原料を宣伝にした商品開発等が進み、その結果、国産ビール大麦の需要が増加し、作付け増、生産増が期待されます。

○キャベツバーティシリウム萎凋病の診断・対策支援マニュアル

【研究機関】群馬県農業技術センター、旧国立研究開発法人農業環境技術研究所】

【研究の背景】

群馬県内の夏秋キャベツ栽培において、キャベツバーティシリウム萎凋病の発生が問題となっており、近年、土壌病害を管理する新たな技術として、「ほ場の健康診断を基にした土壌病害管理」の開発が進められています。

本病のほ場診断に基づく、診断、対策支援マニュアルを作成し、適切な防除対策を実施できるようにします。

【研究成果の内容】

キャベツバーティシリウム萎凋病に対して、ほ場の診断に基づいて発病のしやすさを評価し、それに合った対策を選ぶことができるマニュアルを作成しました。本マニュアルの支援による防除対策の導入で、本病の被害が軽減されます。



【期待される効果】

生産者自ら、診断・評価することができ、適切な防除をすることで持続的生産への貢献が期待されます。

また、過剰な防除を回避でき、労力やコストが削減できることで、経営安定への

寄与が期待されます。

○精麦品質に優れる六条もち性大麦品種「ホワイトファイバー」

【研究機関：長野県農業試験場】

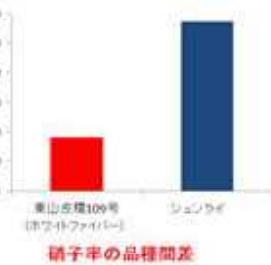
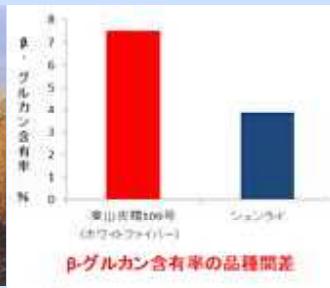
【研究の背景】

もち性大麦は健康機能性が高い β -グルカン含量が高く、麦ご飯の食感が優れるなど、実需者からの要望が高いが、現在は大半が海外から輸入されていることから、準高冷地で栽培可能な高品質もち性大麦を育成・普及し国内自給を目指します。

【研究成果の内容】

健康機能性及び精麦品質に優れる六条もち性大麦品種「ホワイトファイバー」を育成しました。 β -グルカン含量および精麦白度が高く、硝子率が低く、精麦品質が優れています。

生育-収量-品質の比較								
品種名	出穂期	成熟期	株高	穗長	粒数	千粒重	千粒重	精度の多少
東山実穂109号 (ホワイトファイバー)	5/2	6/8	90	5.0	501	72.8	36.3	極度
シュンライ	5/2	6/8	86	4.5	512	72.1	38.3	無



【期待される効果】

β -グルカン含有量が高く健康機能性および精麦品質に優れるため、実需者と生産者双方にメリットがあり、生産拡大と生産者の収益性向上が期待されます。

第6節 環境保全型農業の推進

(1) 環境保全型農業の推進

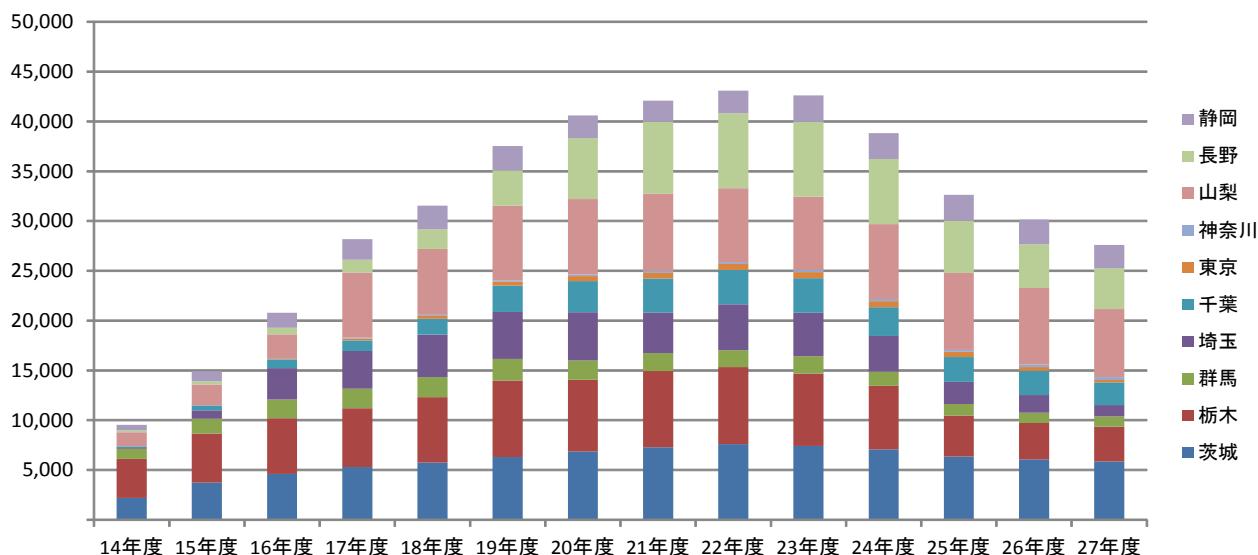
ア 持続性の高い農業生産方式の導入の促進

エコファーマーの認定件数は、全国の18%を占める2万7,606件

近年、環境問題に対する国民の関心が高まる中、我が国の農業生産全体について環境保全を重視したものに転換することや、農業が有する環境保全機能の向上等を通じて地球温暖化防止や生物多様性の保全等の環境問題に積極的に貢献することが求められています。このため、農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である環境保全型農業を推進することが重要です。

このような状況の中、平成11年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく、持続性の高い農業生産方式を取り組む農業者（エコファーマー[※]）の認定件数は、関東農政局管内において、平成28年3月末現在で2万7,606件となっており、平成26年度からは2,541件の減少となりました（図2-II-19）。これは、計画期間（5年間）が終了した農業者が、高齢化等を背景に再認定申請を行わなかつたこと等によるものと考えられます。

図2-II-19 管内におけるエコファーマー認定件数



資料：農林水産省生産局調べ

注：各年度3月31日現在の集計。

※ エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、堆肥による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称

イ 有機農業の取組

農業生産に由来する環境への負荷低減に資する有機農業については、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」が成立し、平成19年4月に農業者等が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備を進めること等を内容とする「有機農業の推進に関する基本的な方針（以下、この節において「基本方針」という。）」が策定・公表され、平成26年4月には我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増（1%）させる目標等を盛り込んだ基本方針の改正が行われました。

この基本方針を踏まえ、法律で策定するよう努めることとされている「都県の有機農業推進に関する施策についての計画」について、関東農政局管内では平成22年度に管内全都県（1都9県）において策定され、さらに基本方針の改正に伴い平成28年度までに1都7県で改正が行われました。

また、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業により、平成28年度は2協議会が、有機農業の推進に向け消費者等の理解促進や新規就農者の育成に向けた取組を行っています。

ウ 環境保全型農業直接支援対策の推進

（ア）対策の趣旨

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためにには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

特に、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及・推進を図っていくことが必要です。

このため、平成23年度から、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行う「環境保全型農業直接支援対策^{※1}」を実施しています。また、本対策は平成26年度から農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための「日本型直接支払制度」の1施策として位置付けられています。

（イ）取組状況

関東農政局管内における本対策の平成28年度の取組状況見込み^{※2}は、取組件数539件、取組面積5,793haとなっています。支援対象取組別に見ると、カバークロップ^{※3}2,913ha、堆肥の施用^{※4}670ha、有機農業^{※5}1,943ha、地域特認取組^{※6}268haとなっており、カバークロップが50.3%、有機農業が33.5%を占め、これらが占める割合は全国の取組状況に比べて高い状況です（表2-II-55）。

作物別に見ると、いも・野菜類及び果樹・茶が占める割合が全国の取組状況に比べて高い状況です（表2-II-56）。

表2-II-55 平成28年度環境保全型農業直接支援対策の取組状況見込み

単位:ha、%

	取組件数	取組面積 (ha)	対象支援取組面積(ha)			
			カバークロップ	堆肥の施用	有機農業	地域特認取組
関東	539	5,793 100.0%	2,913 50.3%	670 11.6%	1,943 33.5%	268 4.6%
全国	3,757	85,320 100.0%	16,858 19.8%	18,662 21.9%	14,427 16.9%	35,374 41.5%

(都県別地域特認取組一覧)

茨城県	フェロモン剤の導入と天敵昆虫の導入	神奈川県	総合的病害虫・雑草管理(IPM)
	草生栽培		リビングマルチ
	冬期湛水管理		草生栽培
栃木県	草生栽培	山梨県	リビングマルチ
	冬期湛水管理		草生栽培
	リビングマルチ		冬期湛水管理
群馬県	草生栽培	長野県	総合的病害虫・雑草管理にて取組む交信攪乱剤による害虫防除
	冬期湛水管理		リビングマルチ
	リビングマルチ		草生栽培
埼玉県	草生栽培		冬期湛水管理
	冬期湛水管理		インセクタリープランツの植栽
	リビングマルチ	静岡県	敷草用半自然草地の育成管理
千葉県	草生栽培		総合的病害虫・雑草管理と組み合わせた交信攪乱剤の導入
	冬期湛水管理		草生栽培
	江の設置		総合的病害虫・雑草管理(IPM)の実践
東京都	バンカープランツの植栽		

表2-II-56 平成28年度環境保全型農業直接支援対策の作物別取組状況見込み

単位:ha、%

	水稻	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その他	合計
関東	3,991 68.9%	323 5.6%	949 16.4%	315 5.4%	216 3.7%	5,793 100.0%
全国	60,064 70.4%	10,413 12.2%	6,776 7.9%	1,833 2.1%	6,234 7.3%	85,320 100.0%

資料：農林水産省及び関東農政局調べ

注：平成28年度の取組面積については、平成27年度より支援を開始した「複数取組」（同一ほ場において1年間に複数回の取組）を行った場合、各々の取組で各々面積を計上

※1 平成23年度から平成25年度までの名称は、「環境保全型農業直接支援」

※2 環境保全型農業直接支援対策の平成28年度の取組状況見込みについては、平成29年1月末現在で取りまとめた概数値

※3 「カバークロップ」は、化学肥料、化学合成農薬を都県の慣行レベルから、原則5割以上低減する取組（以下、「5割低減の取組」という。）の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組

※4 「堆肥の施用」は、5割低減の取組の前後のいずれかに炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組。

※5 「有機農業」は、化学肥料及び農薬を使用しない取組

※6 「地域特認取組」は、5割低減の取組とセットで、地域の環境や農業の実態等を勘案し、地域を限定して行う温室効果ガスの発生抑制や生物多様性保全の効果が高い取組

（2）農業分野における地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、作物の生育や品質に大きな影響を与えることから、農業を持続的に発展させていく上で、地球温暖化対策として緩和策と適応策を併せて講じることが重要です。このうち適応策については、平成27年8月に「農林水産省気候変動適応計画」が策定され、高温耐性のある品種や高温障害を回避・軽減する適応技術の開発・普及等を図ることとしています。

関東農政局としても、管内における適応策の着実かつ継続的な実行を図るため、管内関係機関で組織する関東地域農業気象協議会気候変動適応策推進部会を平成28年11月に設置し、12月に第一回の推進部会を開催し、水稻及び果樹に係る適応策の現状・課題等について情報共有を図りました。

第7節 平成28年度の気象等の経過と農業生産への影響

(1) 気象経過

- ・春は、全国的に気温がかなり高く、各地で記録を更新
- ・夏は、全国的に暑夏で、北日本太平洋側は記録的な多雨
- ・秋は、西日本、奄美・沖縄の気温が記録的に高く、北日本は低温、全国的に日照時間が少ない。
- ・冬は、寒気の南下が弱く気温の高い日が多かったため、全国的に暖冬

ア 春期（3～5月）

4月は全国的に低気圧や前線の影響を受けやすく多雨となりましたが、3月と5月は晴れる日が多くなりました。春の平均気温は、南からの暖かい空気が流れ込んだため、全国的にかなり高くなり、関東農政局管内では、館野（茨城県）、前橋（群馬県）、千葉、勝浦（千葉県）、横浜（神奈川県）、長野、松本（長野県）で平均気温の高い方から1位の値を更新するなど、全国の14観測地点で記録を更新しました。

イ 夏期（6～8月）

6月は西日本の各地方で、7月は九州を中心に降水量が多くなりました。8月は日本付近は暖かい空気に覆われやすく、月平均気温は全国的に高くなりました。また、8月には台風第5号、第6号、第7号、第11号、第9号、第10号が相次いで接近または上陸しました。この夏に日本に上陸した台風は4個で、すべて8月に上陸しました。8月の上陸数4は、ひと月の上陸数の多い方から1位タイとなりました。この夏に日本に接近した台風は7個で、このうち6個は8月に接近しました。

ウ 秋期（9～11月）

9月は前線や台風の接近・上陸により、東日本では曇りや雨の日が多くなりました。強い寒気の南下ではなく、南から暖かい空気が入り、気温は全国的に高くなりました。10月は暖かい空気が流れ込み、東日本では気温がかなり高くなりました。11月は低気圧と高気圧が交互に通過し、寒暖の変動が大きくなりました。24日には強い寒気が流れ込み、関東の南岸を低気圧が東進し、関東甲信地方の広い範囲で雪となり、11月としての日最深積雪の記録を更新した所がありました。また、24日から25日かけては、62地点で日最低気温の11月として最も低い記録を更新しました。

エ 冬期（12～2月）

12月から1月にかけては、冬型の気圧配置が長続きせず、寒気の影響を受けにくかったため、東日本では月平均気温が高くなりました。12月は低気圧が発達しながら日本付近を通過してまとまった降水量となつた日があり、月降水量は東日本太平洋側と西日本でかなり多くなりました。2月は中旬後半に低気圧が日本海を北東に進んだため、南よりの風が強まって気温が上昇し、各地で春一番が吹きました。月平均気温は、東日本では低温の程度が弱く高くなりました。

(2) 各種被害の発生

ア 台風による被害

平成28年度の台風の発生数は平年並の25個（平年値25.6個）でした。また、日本へ接近した台風は平年並の11個（平均値11.4個）で、上陸した台風は統計開始以降2番目に多い6個でした。この中で、台風7号は、関東地方、東北地方の太平洋沿岸を進み（8月16日関東最接近）、北海道に上陸しました。茨城県でそば、大豆や水稻の冠水による被害がありました。9号は、伊豆諸島付近を進み、千葉県に上陸（8月22日）し本州を縦断したのち北海道に再上陸しました。関東農政局管内では、山梨県、長野県を除く1都7県で野菜の損傷やビニールハウス等が損壊するなど被害が発生しました。10号は、日本の東海上を進み（8月30日関東最接近）、岩手県に上陸し日本海に抜けました。埼玉県で大豆の冠水による被害が発生しました。



大豆の冠水（台風7号）



ほうれんそうの被泥（台風9号）

イ 凍霜による被害

平成28年4月12日、16日、30日、長野県においては強い寒気の影響により最低気温が平年を大きく下回り、凍霜によりアスパラガス等の野菜、りんご等の果樹、小麦が損傷するなどの被害が発生しました。



アスパラガスの損傷（凍霜）

ウ 降雪による被害

- 平成28年11月24日、真冬並みの寒気と低気圧が本州の南岸を発達しながら通過した影響で、関東農政局管内では各地で降雪となり、りんご、そばの損傷、果樹棚が損壊するなどの被害が発生しました。



網棚の下敷きになり樹体が折損・倒伏したりんご（降雪）

- 平成29年1月14日から17日にかけて強い冬型の気圧配置の影響で、関東北部、甲信地方で降雪となり、りんご、もも等の果樹、野菜の損傷、パイプハウス、果樹棚等が倒壊・損壊するなどの被害が発生しました。

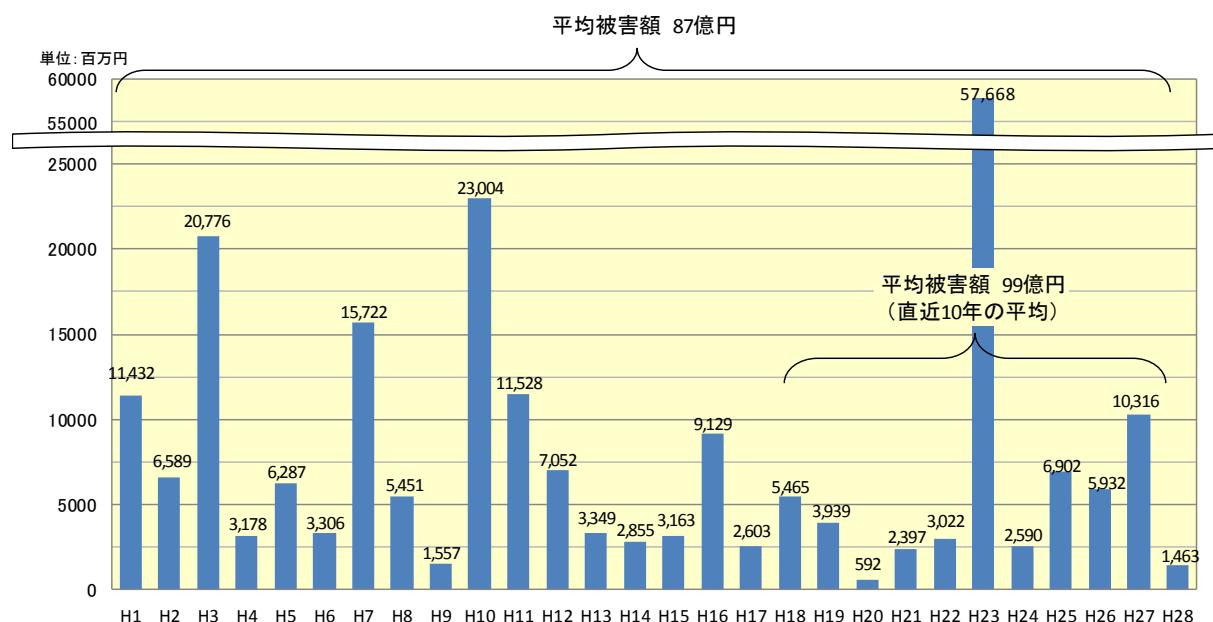
(3) 農地・農業用施設等の災害の状況

平成28年災害による農地・農業用施設等の被害額は約15億円

関東農政局管内の農地・農業用施設等に係る平成28年の被害は、全体で577か所、被害額は約14.6億円となりました。

平成元年からの被害額を比較すると、平成28年は平成20年に次いで2番目に被害が少ない年となりました。

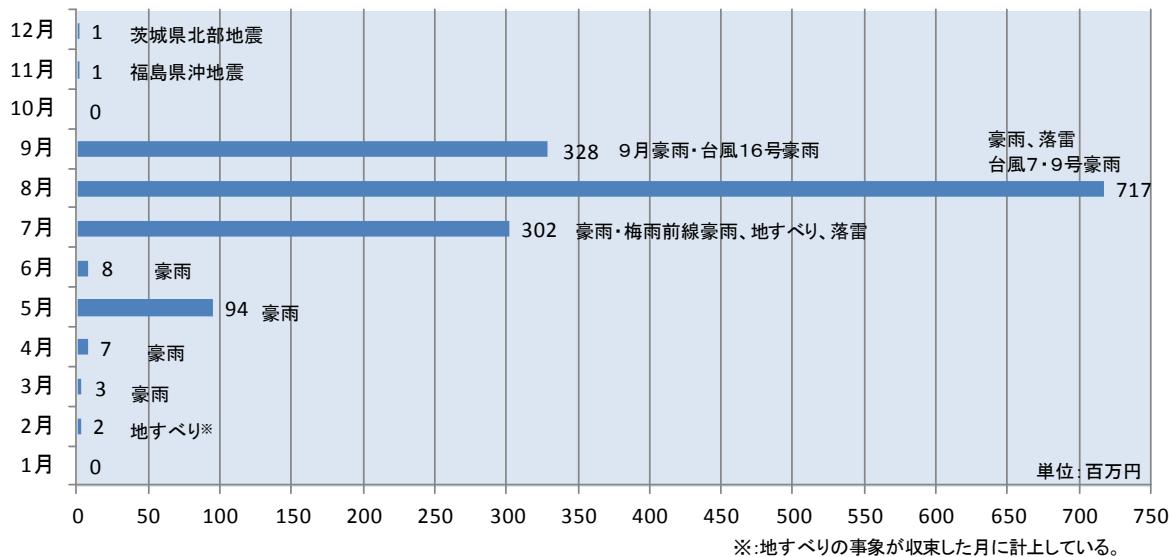
図2-II-20 平成元年からの被害の変遷



資料:関東農政局調べ

被害額を月別に比較すると、8月の台風7・9号豪雨、落雷等災害によるものが約7.2億円(49.0%)、9月の台風16号等豪雨災害によるものが約3.3億円(22.4%)、7月の豪雨、地すべり等によるものが約3億円(20.6%)、その他の局地的な豪雨等によるものが約1.2億円(7.9%)となりました。

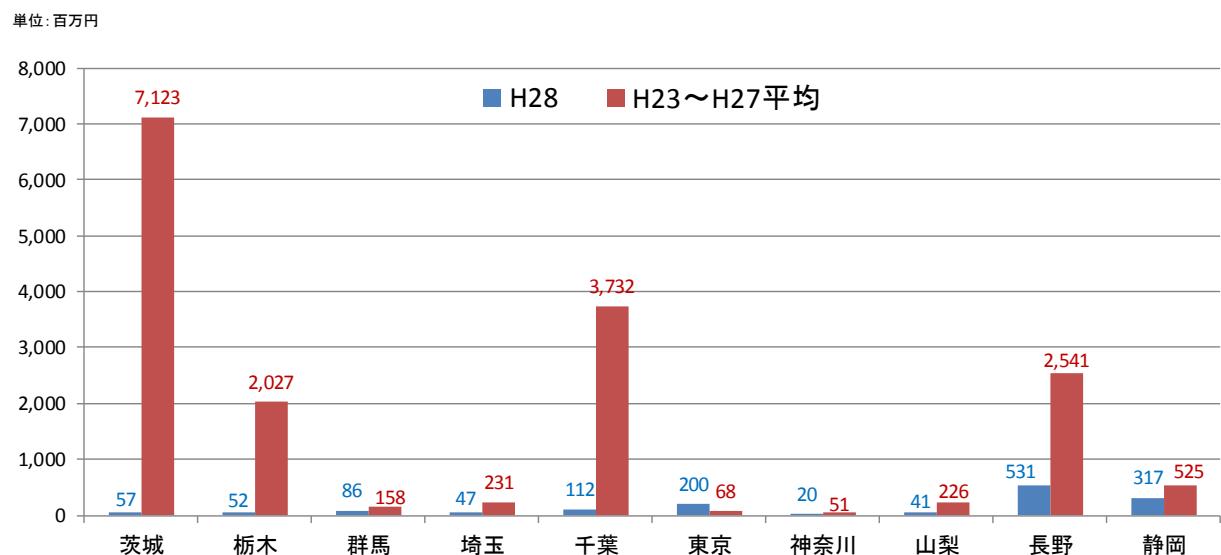
図2-II-21 平成28年 月別被害額



資料:関東農政局調べ

都県別被害額では、長野県が約5.3億円(36.3%)、静岡県が約3.2億円(21.7%)、東京都が約2億円(13.7%)、その他の都県で約4.1億円(28.4%)で、長野県と静岡県で全体の約6割を占めました。

図2-II-22 平成28年 都県別被害額



資料:関東農政局調べ

平成28年災害においては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、下表の激甚指定がされました。

これらの指定により、農地・農業用施設等の災害復旧事業にかかる補助率（農地50%、施設65%）のかさ上げ措置が講じられることとなりました。

表2-II-57 平成28年 激甚災害指定状況

激甚災害（本激）

激 甚 災 害	災 害 原 因	備 考
平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害	豪雨	豪 雨：梅雨前線 (H28. 8. 18公布・施行)
平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	暴風雨及び豪雨	豪 雨：台風第7号, 第11号, 第9号及び第10号 (H28. 9. 23公布・施行)
平成二十八年九月十七日から九月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	暴風雨及び豪雨	豪 雨：台風16号 (H28. 10. 26公布・施行)

局地激甚災害（局激）

（従来型）

激 甚 災 害	災 害 原 因	備 考
平成二十七年九月七日から平成二十八年七月十一日までの間の地滑りによる災害	地滑り	静岡県藤枝市 (H29. 3. 10公布・施行)
平成二十八年四月六日から同月七日までの間の豪雨による災害	豪雨	長野県北安曇郡小谷村 (H29. 3. 10公布・施行)

注： 関東農政局管内に該当するものを掲載



平成28年7月地すべり
(H27. 9/7～H28. 7/11発生)

平成27年9月7日～平成28年7月11日発生の
地すべりにより農道が被災
(静岡県藤枝市)

平成28年8月 落雷 (8/2発生)
(長野県)

落雷により水路の鉄筋に電撃電流が進入し、
水路継目部で絶縁破壊が生じ、水路が被災した
(長野県安曇野市)



平成28年8月台風9号 (8/22発生)
(東京都)

8月22日発生の台風9号により農地法面が崩落
(東京都板橋区)

平成28年9月台風16号豪雨
(9/17～20発生)

台風16号豪雨により水路及び管理道路が崩落
(長野県小谷村)



全景(起点側より望む)

